

(仮称) 町田市子どもマスタープラン25-34
前期行動計画「(仮称) コドマチ^{プラン}計画25-29」

【第4回町田市子ども・子育て会議（2024年10月17日）時点】

2025年●月

目次

第1章 計画の概要	5
1 計画策定の背景と趣旨	6
2 計画策定の視点	7
3 計画の位置づけ	9
4 計画の対象	10
5 計画の期間	10
第2章 計画の基本的な考え方	11
1 施策の体系	12
2 基本理念	14
3 基本方針・基本目標	16
4 成果指標	35
第3章 子どもを取り巻く環境	37
1 本市の子どもと家庭の状況	38
2 国・東京都の動向	44
3 2020～2024年度の振り返り・評価	46
第4章 施策の展開	49
ライフステージごとの主な取組	50
基本方針1 子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている	53
基本目標1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している	53
基本目標2 それぞれの違いが認められ、すべての子どもや若者が活躍している	61
基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている	67
基本方針2 子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている	74
基本目標1 安心して出産を迎え、子育てできる	74
基本目標2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる	85
基本目標3 家庭が孤立せず、それぞれに寄り添った支援を受けることができる	90
基本方針3 子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている	94
基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている	94
基本目標2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている	100
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	109
1 子ども・子育て支援事業計画	110
2 教育・保育事業	110
(1) 提供区域	110
(2) 量の見込み・確保方策など	111
(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	118

3	地域子ども・子育て支援事業	119
	(1) 提供区域	119
	(2) 量の見込み・確保方策など	120

第6章 計画の推進 | 31

1	計画の推進	32
2	計画の進行管理	33
3	計画の進行状況の公表	35

参考資料 | 36

1	関連する法律、条例等	37
	(1) こども基本法（令和四年法律第七十七号）	37
	(2) 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）	40
	(3) 町田市子ども憲章（1996年5月制定）	43
2	関連する市の計画	44
	(1) 教育分野	45
	(2) 福祉分野	46
	(3) 健康分野	46
	(4) その他の分野	47
3	町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 （第三期障害児福祉計画）	49
4	学童保育クラブの方針	50
5	策定経過	51
	(1) 諮問・答申	52
	(2) アンケート調査	53
	(3) コドマチヒアリング	54
	(4) 町田ちょこっとアンケート	57
	(5) パブリックコメント	57
6	町田市子ども・子育て会議	58
	(1) 町田市子ども・子育て会議条例	58
	(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則	59
	(3) 委員名簿	59
	(4) 事務局	60
7	用語解説	61
8	索引	63

「*」表記について

文章の中で「*」印が付いている用語は、参考資料「7 用語解説」に詳しい説明を掲載しています。なお、「*」印は、最初に出てくる用語に付いています。

コラム



掲載ページ

- 1 まちだコドマチ条例^{ルール} ◆ ●
- 2 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI） ◆ ●
- 3 学習の場・体験の場がいっぱい！ ●
- 4 「まちだコドマチ条例」の普及啓発 ●
- 5 悩みや困り事の相談支援 ●
- 6 （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設 ◆ ●
- 7 必要な情報が届くプッシュ型の情報発信 ●
- 8 手続のオンライン化推進 ●
- 9 ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組 ●
- 10 地域におけるネットワーク ～地区協議会～ ●
- 11 子どもたちが選べる居場所の充実 ●
- 12 子どもや保護者が過ごしやすい環境整備と交流創出のまちづくり ●
- 13 新たな学校づくりの推進 ◆ ●
- 14 災害に強いまちづくり ●
- 15 心のバリアフリーの普及啓発 ●



事業案内

掲載ページ

- 1 幼保小連携推進事業 ●
- 2 就学相談・進学相談 ●
- 3 親子が笑顔で、共に育っていくために ●
- 4 子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業
（子育て支援事業） ●
- 5 まちだ子育てサイト ●
- 6 休日・準夜急患こどもクリニックの運営 ●
- 7 FC町田ゼルビア協働事業センサリールーム ●
- 8 レクリエーション・観光施設 ●
- 9 子どもクラブ整備事業 ●
- 10 赤ちゃんとお出かけ ●

An orange banner icon with a white outline, featuring a vertical line on the left side and a pointed right edge.

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨



町田市（以下、「本市」という。）では、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」を基本理念とした「新・町田市子どもマスタープラン（2015～2024年度）」を策定し、子ども施策を推進してきました。

一方で、0～29歳の子ども・若者の人口推移では、2024年度までは18～29歳が微増していたものの、今後は全体的に減少傾向が見込まれるなど、本市の子どもや家庭を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

このような中で、国は「こども基本法*」を成立させ、2023年4月に「こどもまんなか社会」の実現のためにこども家庭庁を創設しました。同年12月には、「少子化社会対策大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」を一元化し、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定しました。同法第10条では、国が定める「こども大綱」を勘案した「市町村こども計画」の策定に努めることを市町村に求めています。東京都においても、「チルドレンファーストの社会」の推進を掲げ、「こども未来アクション」を2023年1月に策定し、都独自の子ども施策を展開しています。

本市においては、2021年度にユニセフの子どもにやさしいまちづくり事業（CFC I）の実践自治体となり、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）」の制定の他、子どもの居場所づくり、子どもの参画*についての先駆的な取組を推進してきました。更に、複雑化する子どもや子育て環境の変化に対応するため、不登校施策である「学びの多様化プロジェクト」や、児童虐待等の様々な課題に対応する施策として、子ども家庭センターを設置し、2025年度に設置される都立町田児童相談所との連携の強化を進めます。2029年度には（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の設置を予定し、総合的支援体制の一層の充実につなげます。また、子育て家庭の経済的支援としては18歳までの医療費助成の所得制限撤廃や、子どもの貧困に対応した施策等、様々な取組を推進しています。

このような背景を踏まえ、2024年度をもって「新・町田市子どもマスタープラン」の計画期間が終了することから、新たに「町田市子どもマスタープラン25-34」を策定します。

2 計画策定の視点



本計画は次の3つの視点で策定し、「子どもにやさしいまち」を推進していきます。

● 子ども視点のまちづくりの更なる推進

本市は今までも、子どもの参画を通して子どもの声を聴き、子ども視点のまちづくりに重点的に取り組んできました。「子どもにやさしいまち」の実現を目指す、「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」はその代表的な取組です。本計画においても、引き続き重点的に取組を行い、子どもが安心して健やかに成長し、主体的に行動できる環境を整備していきます。また、子どもの成長には保護者や地域の協力が欠かせません。子どもへの支援だけではなく、子育て支援や地域との連携を通し、子ども視点のまちづくりを更に推進していきます。

● 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）との一体的な運用

前計画とCFCIは、どちらも「子どもにやさしいまち」を目指しながら、それぞれで運用を行ってきました。

本計画では、理念を同じくするCFCIと一体的に運用を行うことで、より効果的に「子どもにやさしいまち」の実現に向けた取組を推進していきます。

● 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」の推進

本計画は子どもを主役として、子どもが健やかに育ち、幸せに暮らしていくために、地域を含めて市全体で支えていくことを目指す計画です。これは、「まちだコドマチ^{ルール}条例」が理念として掲げる「子どもにやさしいまち」と一致します。

社会全体で「子どもにやさしいまち」の実現を目指すことで、「まちだコドマチ^{ルール}条例」を推進していきます。

コラム1



まちだコドマチ^{ルール}条例



本市では、「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ^{ルール}条例）」を2023年12月28日に制定し、2024年5月5日に施行しました。

本条例では「子どもの権利」を子どもにも大人にもわかるように示し、その権利を守るための「大人の責務」を明確にしています。

本条例をきっかけとして、みんながそれぞれの立場で何ができるか考え、「子どもにやさしいまち」の実現に向けた具体的な行動につながるよう取組を推進していきます。



▲まちだコドマチ^{ルール}条例
（まちだ子育てサイト）

コラム2 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）

● 世界における取組状況

Child Friendly Cities Initiative=子どもにやさしいまちづくり事業

ユニセフが主唱する取組で、子どもと最も身近な行政単位である市町村等で「児童の権利に関する条約*（子どもの権利条約）」を具現化することで「みんなが幸せになれるまち」をつくる活動です。世界共通の評価基準を参考に、自分たちの自治体に合わせたチェックリストを作成・活用し、子どもにやさしいまちを創るための具体的な活動を行っています。

● 取組に参加した経緯

ヨーロッパを中心に展開されてきたCFCIを日本でも展開するため、日本ユニセフ協会が国内の自治体に呼びかけを行い、子どもの参画や居場所づくりなど、子どもを中心としたまちづくりに力を入れていた本市に声がかかったことで、日本型CFC（子どもにやさしいまち）モデルの検討メンバーに加わることになりました。

2018年度には「ユニセフ日本型CFC（子どもにやさしいまち）モデル」の導入に向けた検証作業に、本市が参加することとなりました。

その後、2021年度から本市の他、4自治体と共に「ユニセフ日本型CFCI（子どもにやさしいまちづくり事業）」を実践しています。



▲日本におけるCFCI
実践自治体
(2024年8月時点)

● 町田市における取組状況

本市では、CFCIの一環として「子どもの参画の推進」や「子どもの居場所づくり」等、「子どもにやさしいまち」の実現に関わる環境整備や体制・仕組みの構築などに取り組んでいます。(参照：P●● 第6章 計画の推進)

また、若者の“やりたいこと”を実現できるように市が後押しする「まちだ若者大作戦」や「子どもクラブ*の新設」等の様々な施策を展開してきました。

これらの事業が評価され、2023年度にはユニセフニューヨーク本部、2024年度には国や香港ユニセフ協会等、多くの関係機関が視察に訪れました。

今後も、より一層子ども視点の施策展開に取り組んでいきます。



▲岸田前総理大臣が子どもセンターまあちを視察



▲香港ユニセフ協会が子どもセンターただON等を視察

3 計画の位置づけ



本計画は、本市における子ども施策の基本計画及び、その行動計画として策定し、子ども分野の計画を網羅した総合計画として策定しています。

上位計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」のもと、各分野の関連計画と連携・整合を図っていきます。

本計画と一体のものとして含まれている計画は下記の通りです。

- こども基本法に基づく「こども大綱」を勘案した「町田市こども計画」
- 次世代育成支援対策推進法*に基づく「町田市次世代育成支援対策行動計画」
- 子ども・子育て支援法*に基づく「町田市子ども・子育て支援事業計画*」
- 児童福祉法に基づく「町田市子ども発達支援計画」

（「町田市子ども発達支援計画行動計画」は3年ごとに別で策定）

■関連図

【上位計画】まちだ未来づくりビジョン2040

各分野の主要な計画



根拠となる法令



こども大綱

「こども基本法」に基づき策定された「こども大綱」は、従来、別々に推進されてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、子ども施策に関する基本的な方針等を定めたものです。少子化の背景にある経済的な課題や、子どもの安全や孤独といった課題の解決等、幅広い施策を推進するため、6つの基本的な方針を柱とした子ども施策の重要事項が掲げられています。

【子ども施策に関する基本的な方針】

- ①子どもを権利の主体とし、多様な個性を尊重し、最善の利益を図る
- ②子どもや子育て当事者の視点を尊重し、対話しながら進める
- ③ライフステージに応じて切れ目なく、十分に支援する
- ④成育環境を整え、すべての子どもが幸せに成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活が安定し、子育てに希望を持てるよう取り組む
- ⑥関係省庁や地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

4 計画の対象



本計画の対象は、主役である子どもと、若者、保護者や家庭、地域です。地域には、そこに暮らす個人や団体、事業を営む者も含まれます。

子どもについては、18歳未満の者を指しますが、成長や発達は様々であるため、18歳以上の者も対象となることがあります。

また、若者は、概ね30歳未満の者を指します。

5 計画の期間



理念や目指すまちの姿を示す「基本計画」（10年）と、市が取り組む方向性や施策を示す「行動計画」（5年）とします。

行動計画は、2025～2029年度を前期行動計画として計画の見直しを行い、2030～2034年度を計画期間とした後期行動計画を策定する予定です。

年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040（2022年度～2039年度）											
子ども分野の計画	新・町田市子どもマスタープラン（2015年度～2024年度） 町田市子どもマスタープラン25-34 前期行動計画（2025～2029年度）「コドマチ計画25-29」 後期行動計画（2030～2034年度）											

An orange flag on a thin vertical pole, pointing to the right. The flag has a white border and a white triangular shape on its right side.

第2章 計画の基本的な考え方

1 施策の体系



基本計画 (2025~2034年度)

【基本理念】
= 【目指す姿】

子どもに
やさしいまち
の実現

||

★子どもが「やりたい！」を
見つけ、挑戦できるまち

★みんなが笑顔で安心して、
子どもと一緒に過ごせるまち

【基本方針】

1 子どもが自分らしく成長し、
一人ひとりの魅力を
輝かせている

2 子どもが家庭の中で
笑顔に包まれ、
豊かに育っている

3 子どもが地域を身近に感じ、
地域に愛着を持っている

前期行動計画「^{プラン}コドマチ計画」
(2025～2029年度)

【基本目標】

1 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

2 それぞれの違いが認められ、すべての子どもや若者が活躍している

3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

1 安心して出産を迎え、子育てできる

2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

3 家庭が孤立せず、それぞれに寄り添った支援を受けることができる

1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

【基本施策】

- (1) 豊かな学びの推進 P ●●●
- (2) 教育・保育の質の向上 P ●●●
- (3) 心身の健やかな成長のための支援 P ●●●

- (1) 子どもの意見表明・参画する機会の確保 P ●●●
- (2) 子どもの成長に応じた支援 P ●●●
- (3) 子どもや若者の社会的自立に向けた支援 P ●●●

- (1) 「子どもの権利」の普及・啓発 P ●●●
- (2) 子ども・若者の悩みに対する支援 P ●●●
- (3) 子どもの権利侵害の防止と適切な支援 P ●●●

- (1) 妊娠期からの子育て支援 P ●●●
- (2) 子育ての相談・支援 P ●●●

- (1) 保育サービスの充実 P ●●●
- (2) 男女共同の子育ての推進 P ●●●

- (1) 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援 P ●●●
- (2) ひとり親家庭・貧困家庭への支援 P ●●●

- (1) 地域住民・事業者との連携 P ●●●
- (2) 地域人材の発掘と育成 P ●●●

- (1) 体験活動の場や居場所の充実 P ●●●
- (2) 子どもの安全・安心の確保 P ●●●

2 基本理念



子どもにやさしいまちの実現



子どもは将来を担う大切な存在であり、その健やかな成長は子ども自身にも、社会にも欠かせません。子どもが健全に育つためには、安全・安心で快適な環境、豊かな学びや遊びの機会、周囲の人との関わりを確保することが重要です。そのためには、市はもちろんのこと、地域や事業者など、子どもを取り巻く全体で子どもの「子育て*」や家庭の「子育て」を支え、子どもが自分らしく育つ環境をつくる必要があります。

また、「子どもにやさしいまち」は、公園や遊び場、学校、地域の施設、道路などが、子どもにとって安全・安心で過ごしやすく、地域住民や事業者が多様性を尊重し、お互いに支えあっているまちです。これは、年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、誰一人取り残さない社会につながります。

このような考えのもと、共生社会の形成にもつながる、「子どもにやさしいまちの実現」を基本理念として掲げます。

そして、「子どもにやさしいまち」がどのようなまちなのか、どのようなまちだと「子どもにやさしいまち」だと思えるのか、子どもを中心に、若者や大人にもヒアリングを行い、その結果を基に子どもにとって一番良いことにつながると考えるまちの姿（目指す姿）を設定しました。

目指す姿

★ 子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

★ みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが「やりたい！」を見つけ、挑戦できるまち

子どもの「やりたい！」は様々な体験や学び、周囲の人との関わりの中から生まれます。そして、「やりたい！」への挑戦は、自己肯定感、自立心、探求心、社会性、創造性などの様々な能力の向上につながり、子どもの成長のためには欠かせません。

子どもを取り巻く大人は、子どもが「やりたいこと」を見つけ、挑戦できるように、また、例えうまくいかなくとも、何度でもやり直すことができるように、子どもを支援していく必要があります。

このようなまちは、下記のようなまちであると考えられます。

- 子どもが、遊びや学びなどの様々な経験を重ね、自分らしく成長できているまち
- 子どもが自分の気持ちや「やりたいこと」を自由に言うことができ、あらゆる場面で意見が尊重されているまち
- 子どもが「やりたいこと」を見つけ、何度でも挑戦することができているまち
- 子どもを取り巻く大人が、子どもの「やりたいこと」に向けて、子どもに寄り添い、支えているまち

みんなが笑顔で安心して、子どもと一緒に過ごせるまち

子どもが笑顔でいるためには、子どもだけではなく、子どもを取り巻く大人も笑顔でいることが必要です。そして、みんなが笑顔でいるためには、安全・安心な生活環境や居場所があることが重要です。

このようなまちは、以下のようなまちであると考えられます。

- 地域の中で、子どもが安心して過ごせる居場所があるまち
- 子どもも保護者も孤立することなく、誰かとつながり、話したり頼ったりすることができているまち
- 家庭の状況や子どもの成長に応じた支援を受けることができ、安心して生活することができているまち
- 保護者も地域のあらゆる人も笑顔で子どもと接することができ、子どもの声があふれているまち

3 基本方針・基本目標



基本方針

1

子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている

成果指標

意見表明を始めとする子どもの市政への参画がされていると思う市民の割合

子どもはみんな、その子どもだけの、大切なかけがえのない魅力を持っています。その魅力は、子どもが好奇心を持って新しいことに挑戦したり、興味・関心があることに夢中になったり、友達と遊んだり、自分の考えを表現したりするなど、主体的に行動し、個性豊かに成長することで、輝きを増していきます。これは、子どもにとって、将来希望する選択肢や可能性が広がることにもつながります。

子どもの主体性を大事にするために、子どもの声をよく聴き、子どもの意見を尊重することが重要です。

基本目標

1

子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

- 子どもは経験を通して成長します。学び、スポーツ、芸術、食事、遊び、人との関わりなど全てが子どもの成長につながっていきます。
- 様々な経験の中から、子どもが自分のやりたいことを見つけ、個性豊かに健やかに成長していけるように、体験の機会を充実させます。

現状と課題

- 不登校児童生徒数や特別支援学級に通う児童生徒数は年々増加傾向にあり、児童の状況や発達に応じた学びの提供が求められています。また、学校教育だけではなく、様々な体験を通じた学びも子どもの成長には欠かせません。子どもの成長や、そのきっかけにつながるように、学びの機会を充実させる必要があります。
- 学校や保育所などの施設に子どもが安心して通うためには、子どもの事故やけが防止、防犯防災などの安全管理、子どもの発達や特性に合わせた教育・保育の提供が重要です。教育・保育については、「量」の充実だけでなく、「質」の向上にも取り組んでいく必要があります。
- 本市では、学びを通してそれぞれの望む未来を創造することができるように、「自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来」を教育目標に掲げた、「町田市教育プラン24-28」を策定しました。
- 発育過程にある子どもにとって、適度な運動は体力づくり、身体づくりにつながる要素の一つです。また、チームで行うことが多いスポーツは、仲間との協力を通して社会性の向上にもつながります。子どもたちが運動を楽しめるように、スポーツの機会の充実などを通し、運動へのきっかけづくりを行う必要があります。
- 子どもの健康に育つために、「食」は大切です。成長に必要な栄養や、食べ物の大切さ、食べることの楽しみを知ることで、「食べる力」が育ちます。食育*を推進することで、子どもが「食」に関する正しい知識を身につけ、より良い食生活を身につけることが重要です。

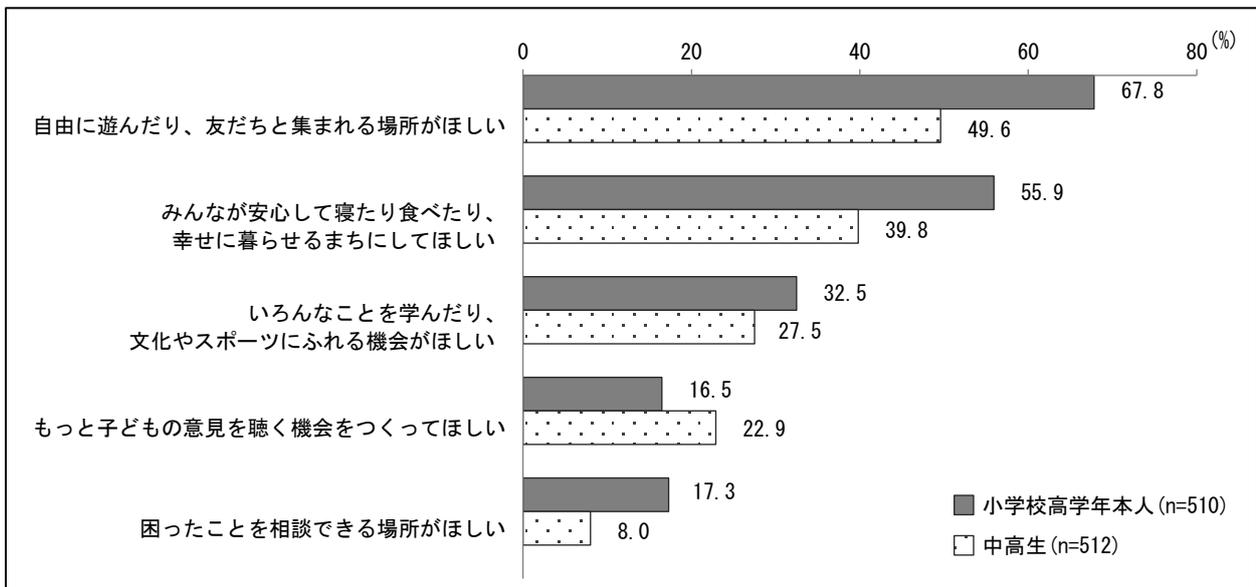
関連データ

■「がんばれば、今できないことでも、できるようになる」と思う子どもの割合（中高生）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■まちづくりについて大人に伝えたいこと（小学校高学年本人、中高生：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市スポーツ推進計画19-28

基本目標

2

それぞれの違いが認められ、
すべての子どもや若者が活躍している

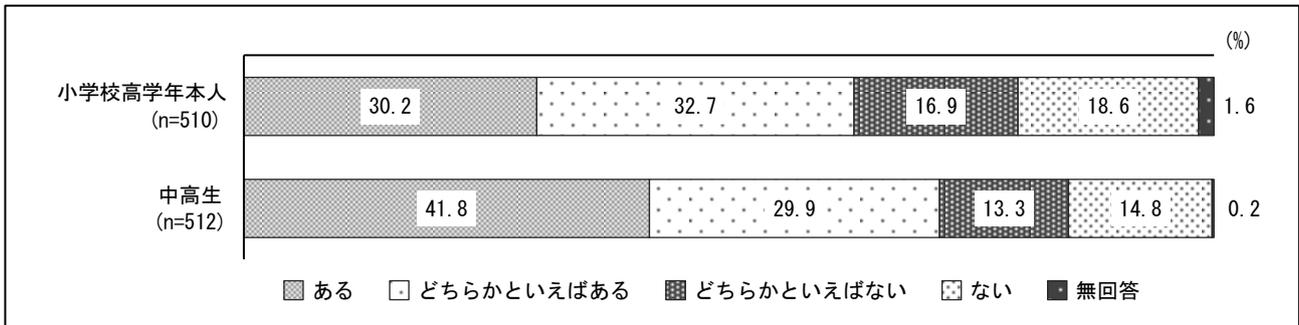
- 社会での活躍の仕方に決まった形はありません。社会の中で自分の持っている力を発揮することが活躍であり、それぞれの個性や成長に合った活躍があります。
- 子どもも若者も社会の一員として社会の中で活躍することは、個人の成長にとっても、社会にとっても欠かせません。

現状と課題

- 本市では、「町田市子ども憲章」を子どもの参画の原点とし、「若者が市長と語る会」、高校生が評価人として参加する「市民参加型事業評価」などの先駆的な取組を行ってきました。引き続き子ども参画の機会を確保し、子ども視点のまちづくりを更に推進していく必要があります。
- 子ども発達センターの利用者数は、コロナ禍の影響で一時大きく下がりましたが、その後は増加傾向にあります。子どもがともに成長し、自分に合った形で社会に参加できるように、それぞれの成長や個性、特性に応じた支援を行う必要があります。
- これからの社会の担い手となる子どもや若者が、将来的に自立した生活を送るために、社会に出る前の準備が必要です。自分が何をやりたいのか、自分に合った社会的自立はどのような形なのか、そのためにどのような準備をする必要があるのか、チャレンジ精神や探求心を育てながら、社会的自立に向けた支援をしていく必要があります。

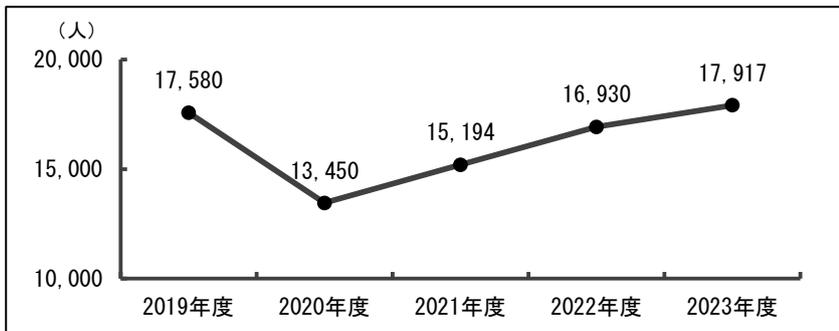
関連データ

■子どもが意見を言ったり、決めたりする機会の有無（小学校高学年本人、中高生）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■子ども発達センターの利用者数



資料：町田市子ども発達支援課

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホットプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市産業振興計画19-28
- 町田市子ども憲章

基本目標

3

「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、
定着し、守られている

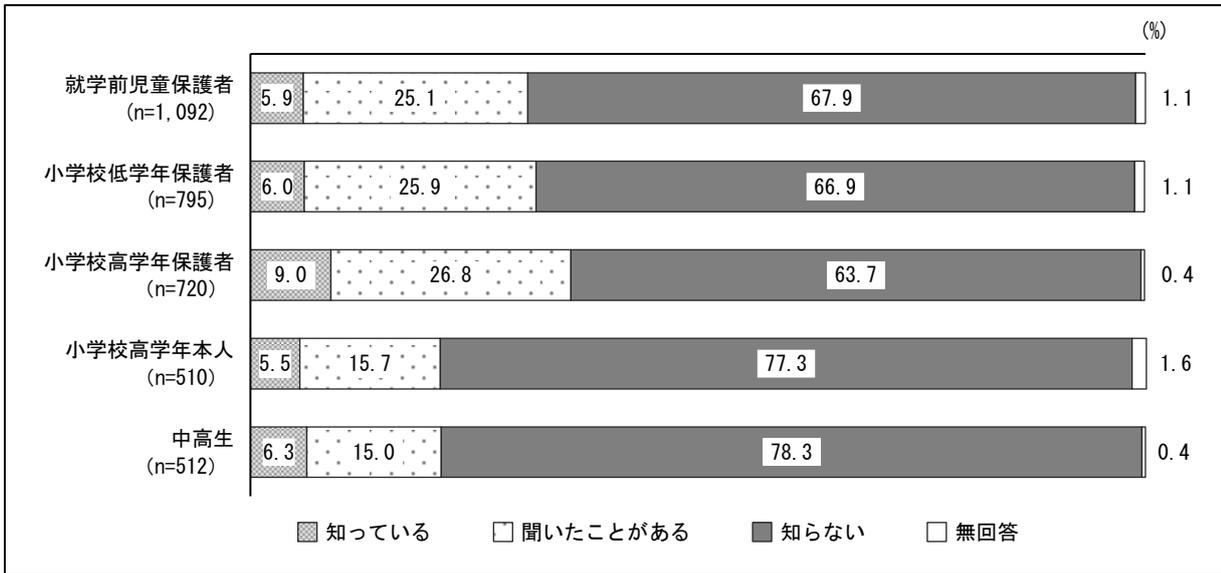
- 「子どもの権利」はすべての子どもが生まれながらにして持っている人権であり、これが根付いて、自然と守られていることは「子どもにやさしいまち」に必要なことです。
- 「子どもの権利」は当事者である子どもはもちろんのこと、それを守っていく立場である大人も認知し、実践して初めて保障されます。

現状と課題

- 中学生・高校生アンケート調査によると「子どもの権利」を『知っている』または『聞いたことがある』人の割合は51.3%と認知率は低い状況です。2024年に施行した「まちだコドマチ条例^{ルール}」の周知を通じて、「子どもの権利」の認知を広めていく必要があります。
- 「まちだコドマチ条例^{ルール}」で定める「子どもの権利」の一つに、「育つ権利」があります。「育つ権利」では、子どもが、成長に応じて抱える悩みまたは困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられることが保障されています。アンケート調査によると、気軽に話せる相談相手は『母親』『友だち、先輩』が多いですが、身近な人には話しづらい悩みもあります。悩みを持った子どもや若者が相談しやすいように、相談者に寄り添った支援をしていく必要があります。
- 児童虐待相談件数は年々増加しており、子どもの権利侵害に対する対応は一層重要性を増しています。子どもがSOSを出せるように子どもの権利侵害についての知識を伝えるとともに、相談先を充実させる必要があります。また、関係機関と連携し、権利侵害の防止と発生した時は迅速にかつ適切に支援することが必要です。

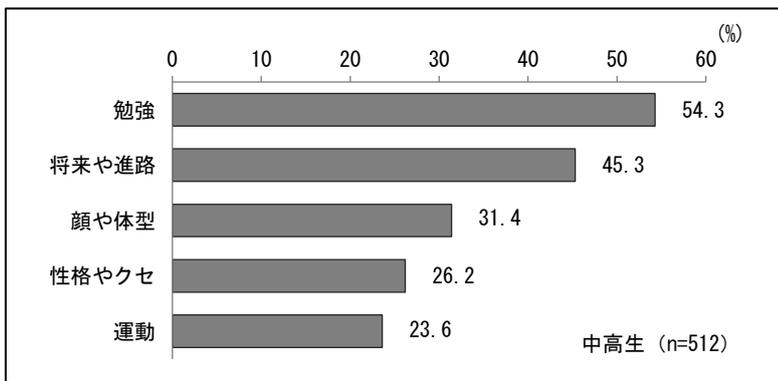
関連データ

■ 「まちだコドマチ条例」の認知度



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■ 悩みや心配なこと（中高生：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
- 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）
- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホッとプラン
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 町田市スポーツ推進計画19-28

基本方針

2

子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている

成果指標

認可保育所待機児童数

家庭は、子どもが健やかに育つために最も重要な生活の場です。それぞれの家庭において、保護者の気持ちにゆとりがあると、子育てに喜びを感じ、子どもと笑顔で接することができます。その喜びや笑顔が子どもに伝わり、子どもは心身ともに健やかかつ豊かに育っていきます。

家庭の状況は、共働き世帯の増加や社会経済状況の変化などによって多様化していますが、どのような家庭でも、安心して子どもと過ごし、家庭全体が笑顔であふれるようなまちであることが重要です。

基本目標

1

安心して出産を迎え、子育てできる

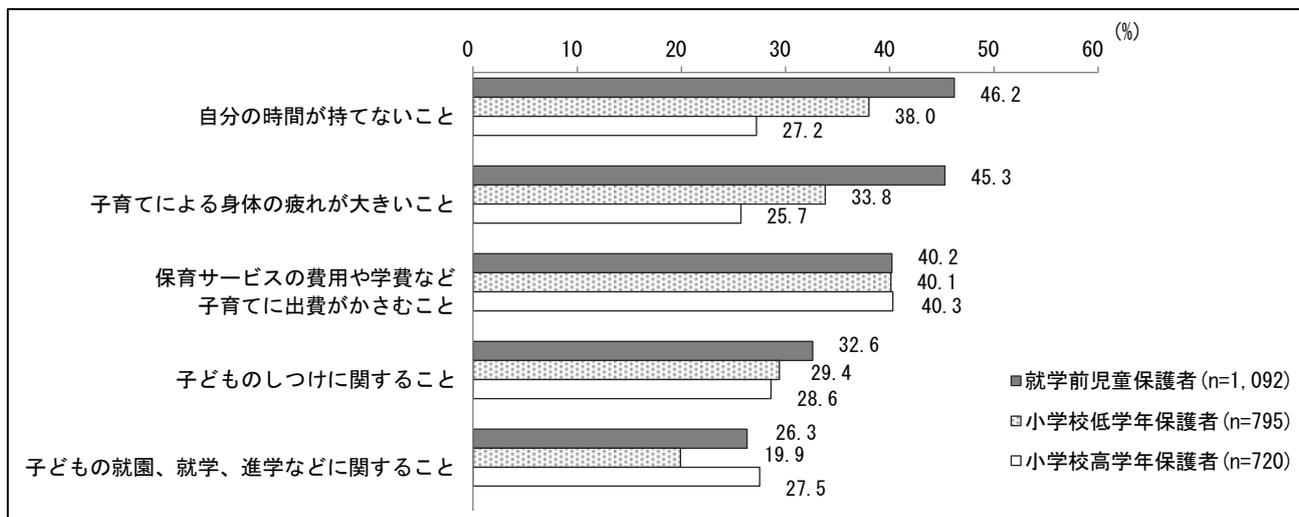
- 出産から子育てまで、日々の変化に不安や負担も多い中、誰もが安心して出産を迎え、子育てができるように、不安や悩みを気軽に相談できる体制を充実させ、切れ目なく支援をすることが重要です。
- 子育て家庭に必要な情報が行き届くように、わかりやすい情報発信に加えて、それぞれの家庭の状況に応じた情報を提供していきます。

現状と課題

- 0～14歳の転入超過数は全国でも連続で上位に位置しており、多くの子育て家庭に選ばれるまちになっています。引き続き子育て家庭が子育てしやすいまちづくりを推進していく必要があります。
- 核家族化の進行などにより、身近に相談できる人がいないなど、妊娠、出産、育児に不安を抱える保護者が増加しています。
- 全ての妊産婦、子育て家庭、子どもが安心して生活できるように、一体的に相談支援を行う「町田市子ども家庭センター」を2024年4月に設置しました。
- 子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けられる「(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」が2029年に開設する予定です。
- アンケート調査によると、子育てに関して日常悩んでいることの上位に『子育てによる身体の疲れが大きいこと』『自分の時間が持てないこと』が挙がっています。家事や育児で休まる暇のない子育て家庭のレスパイト*（休息）につながる取組が必要です。

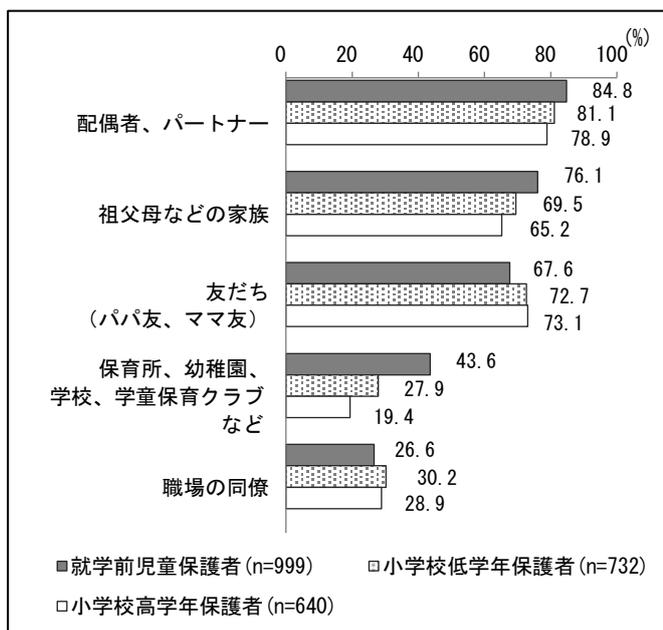
関連データ

■子育てに関する悩み（上位5位）

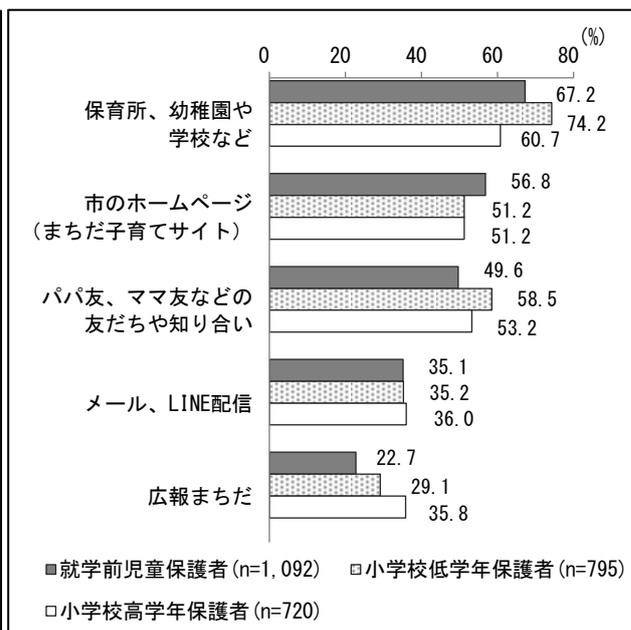


資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■子育てに関する相談先（上位5位）



■子育て情報の入手方法（上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 町田市地域ホッとプラン
- まちだ健康づくり推進プラン24-31
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン

基本目標

2

仕事をしている保護者が、 子育てに喜びを感じることができる

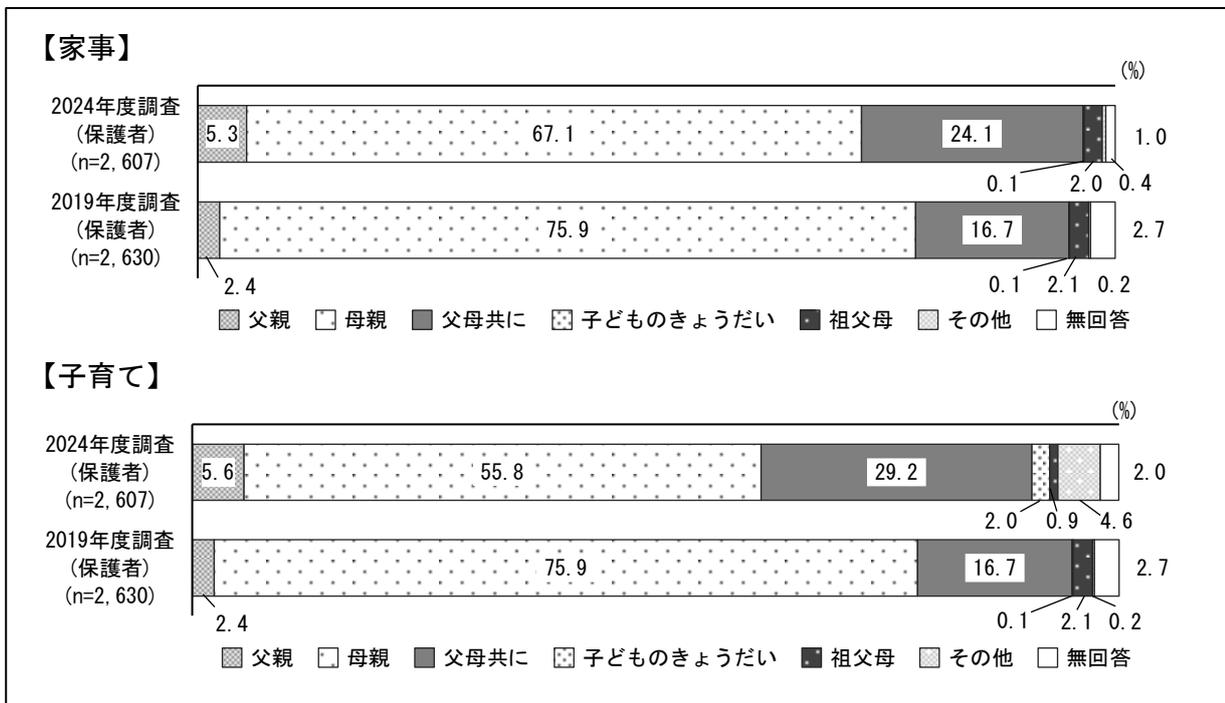
- 保護者が安心して仕事をするには、保育が必要な家庭すべてに保育を提供する必要があります。保育ニーズを適切に把握し、需要に応じた保育施設を整備し、共働き家庭を支援する必要があります。
- 共働き世帯が増加する中、安心して子どもを預けることができ、利用しやすい保育環境の整備が求められています。
- 子育てと仕事の両立にはパートナーと協力し合うことも重要です。それぞれの家庭の中で、働き方や家庭内の分担を話し合い、補い合うことができるように、お互いが子育てに対する知識と理解を持つことが必要です。

現状と課題

- 女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加しており、保育ニーズも高まっています。
- 保育所等の待機児童数は、2024年度に28人となり、2017年の約8分の1に減少しています。引き続き待機児童解消に向けた保育環境の整備が求められています。
- 働き方が多様化している中、子育て家庭のニーズに応じた保育サービスの提供が求められています。
- 父親の家事や子育ての参加割合も増加傾向にありますが、依然として母親の割合が高い状況です。家庭内で協力して子育てできるよう、理解や学びの場を確保する必要があります。

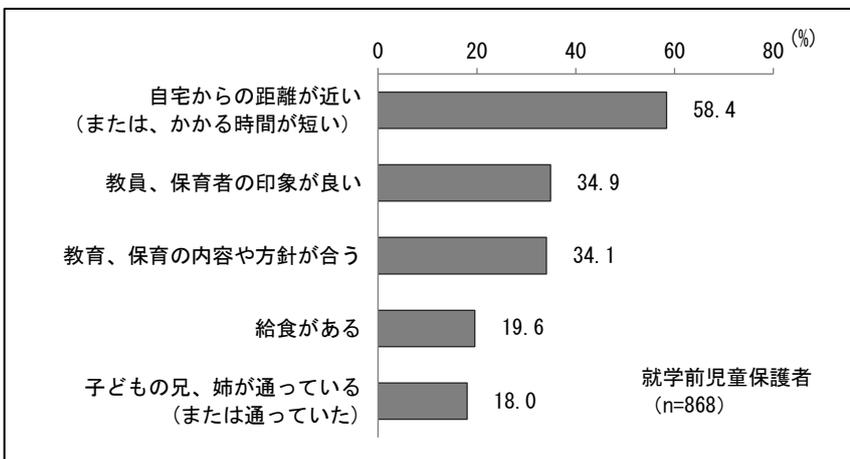
関連データ

■家事や子育てを主に行っている人



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■保育所、幼稚園等を利用する決め手となった理由（就学前児童保護者：上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書



関連法・国の動向・その他計画など

- こども未来戦略
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン
- 町田市産業振興計画19-28

基本目標

3

家庭が孤立せず、それぞれに寄り添った支援を受け ることができる

- 家庭を取り巻く状況は複雑化しており、求められる支援も各家庭で異なります。家庭の状況に合わせた支援を充実させ、家庭に合わせた支援を行うことで、家庭が抱える不安や負担の軽減を図ることが重要です。
- 困りごとを抱えている家庭に対して、必要な支援に結びつけるアウトリーチ型支援を行い、家庭の孤立を防ぐことも重要です。
- 各家庭が抱える悩みは多岐にわたり、1つの支援機関だけでは解決に至らないこともあるため、複数の組織が連携して支援を行います。

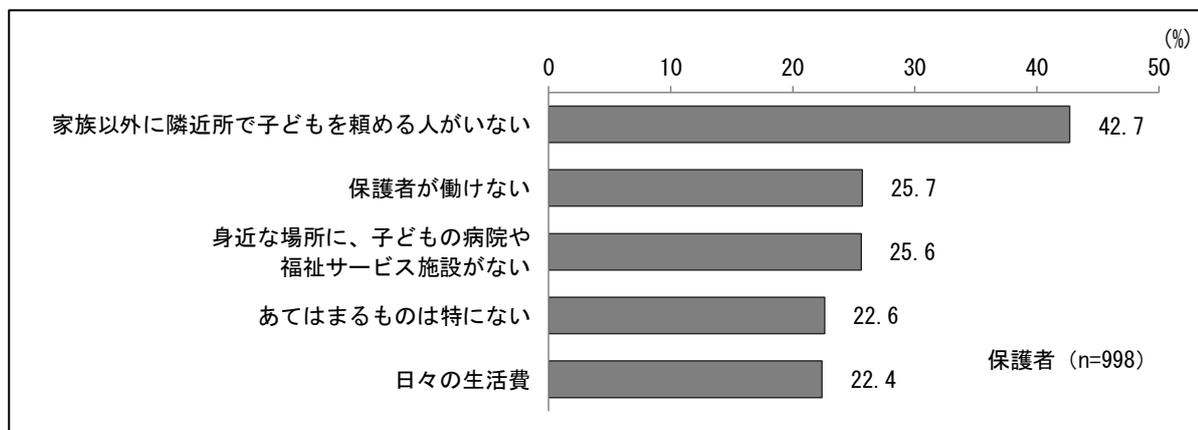
現状と課題

- 全国における医療的ケア児*数は増加傾向にあり、保育需要も増加しています。本市においては、保育園等で施設整備が進んだことから、医療的ケア児の受け入れ数が増加しています。今後も引き続き、医療的ケア児の受け入れ体制を整備していく必要があります。
- 子どもの発達に支援が必要な家庭の保護者が、子どもの特性の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場が求められています。
- 家事や育児をひとりで行わなければならない、ひとり親家庭にとって、子どもと一緒に過ごす時間は貴重です。親子のコミュニケーションの時間を確保できる支援が求められています。
- アンケート調査によると、子育てに関して日常悩んでいることの上位に『保育サービスの費用や学費など子育てに出費がかさむこと』『経済的にゆとりがないこと』が挙がっています。生活に困窮している家庭の子どもが、その置かれている状況によって現在のやりたいことや将来の夢を諦めることがないように、学習環境や生活面、経済面での支援を行う必要があります。

関連データ

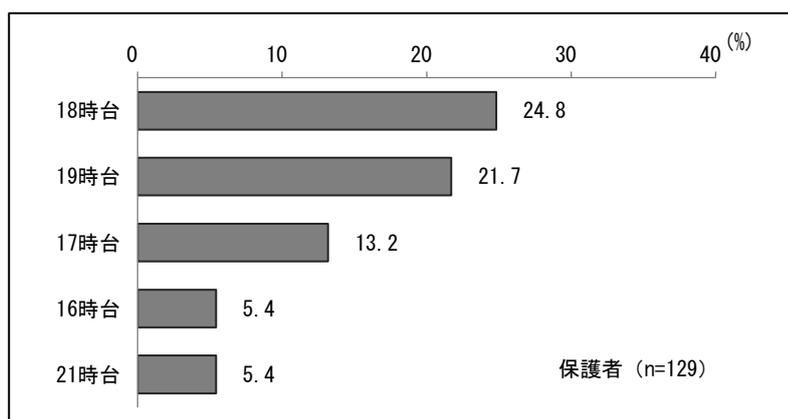
■子育てをしている中で困っていること

(障害者手帳児童・受給者証所持児童、子ども発達センター利用児童の保護者：上位5位)



資料：町田市子ども発達支援計画行動計画2024～2026

■ひとり親世帯の保護者の帰宅時間（上位5位）



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書



関連法・国の動向・その他計画など

- 児童福祉法
- 発達障害者支援法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
- 町田市地域ホッとプラン
- 町田市障がい者プラン21-26
- 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン

基本方針

3

子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている

成果指標

子どもがいきいきと育つ地域環境が整っていると思う市民の割合

地域は、子どもや子育て家庭が生活を営み、充実した日々を過ごすための重要な場所であり、そこに住む人々やコミュニティ等も含んだ、子どもの成長には欠かせない存在です。

地域住民や地域団体、事業者、市役所が、子どもや子育て家庭に対して理解を深め、それぞれの立場で協力し合って支援することで、子どもは地域を身近に感じ、愛着を持つようになります。

「これからも住み続けたい」と思うまちになるように、地域全体で取り組んでいくことが重要です。

基本目標

1

子どもを見守る大人が増え、 子どもが大切にされている

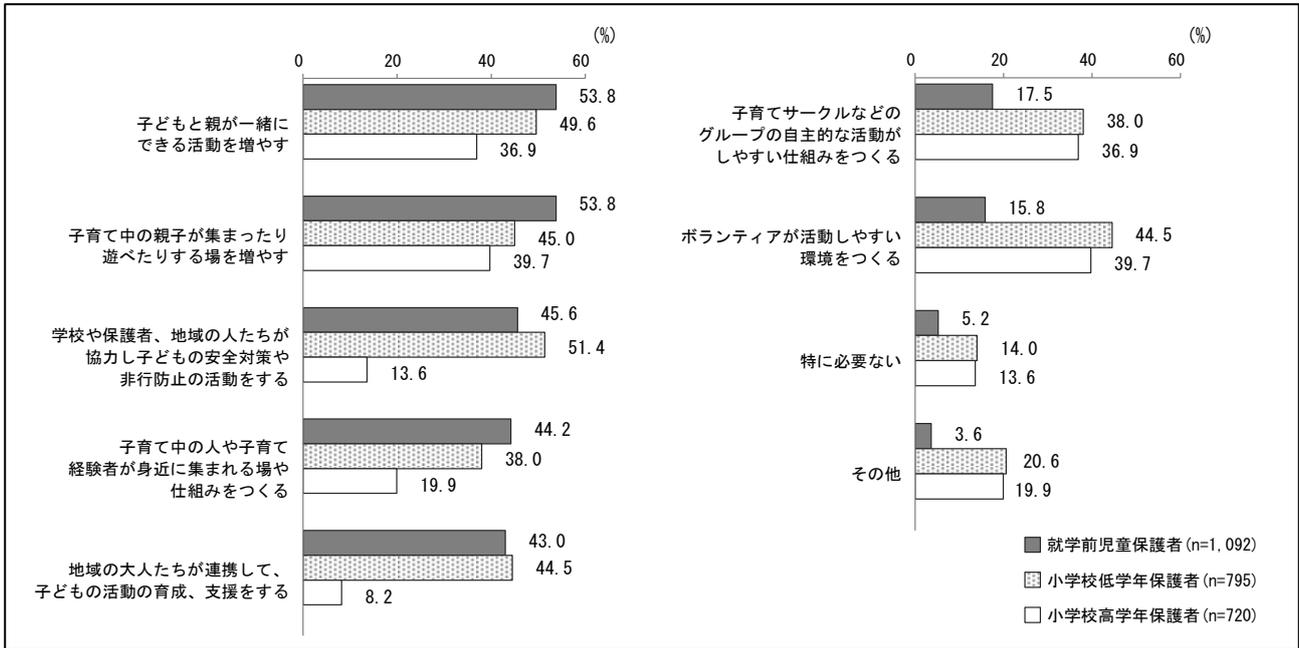
- 子どもが安全に、健全に育つためには、地域の役割は不可欠です。地域住民が見守ることにより、子どもは安心して遊ぶことができます。また、地域住民との交流を通じてコミュニケーション能力や社会性を身に付けることができます。地域で子どもを見守り、関わる人が増えていくことが、子どもや家庭にとって重要です。
- 地域で子どもを支えるには、それを担う人材の確保が重要です。地域に眠る貴重な人材が持っている力を発揮できるような仕組みづくりや、人材育成が求められています。

現状と課題

- 町田市のボランティアセンターの登録人数や民生委員数は減少傾向にあり、地域の担い手が減少しています。子どもや子育て家庭を地域全体で支えていくために、地域の担い手を確保していく必要があります。
- コロナ禍における地域活動の自粛や、オンライン化に伴う地域を超えたコミュニティの普及等を契機として、地域コミュニティが希薄化しています。子どもや子育て家庭が地域の中で安心して笑顔でいられるように、地域の活力を活性化し、地域と連携して取組を進めていく必要があります。

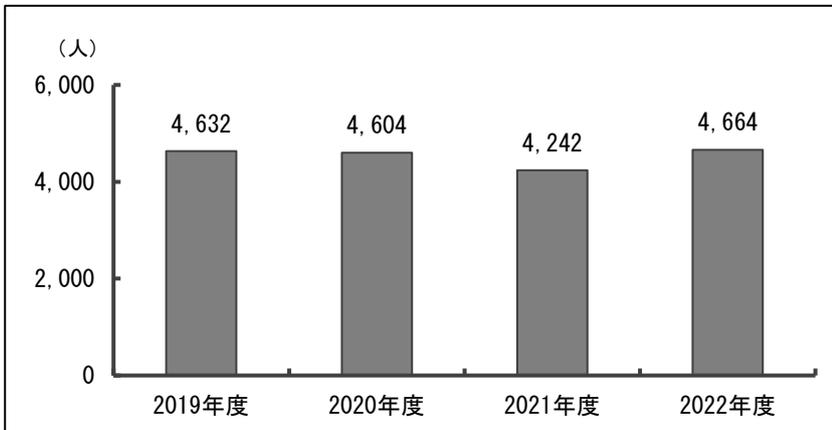
関連データ

■安心して子育てするために必要だと思う地域との取組



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■ボランティアセンター登録団体の登録人数



資料：町田市統計書

関連法・国の動向・その他計画など

- 放課後児童対策パッケージ
- 町田市教育プラン24-28
- 第五次町田市子ども読書活動推進計画
- 町田市地域ホットプラン
- 町田市スポーツ推進計画19-28

基本目標

2

子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

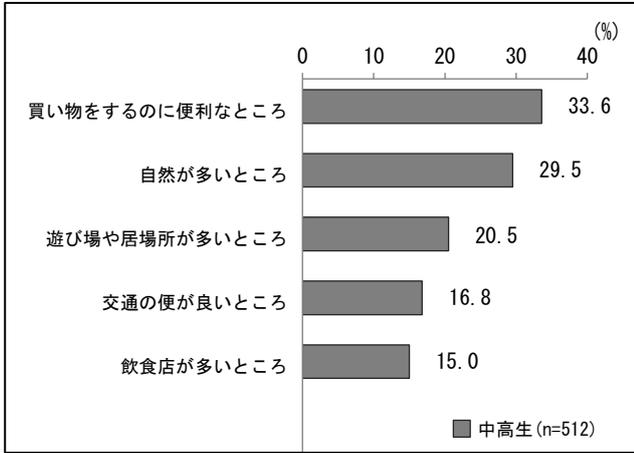
- 子どもがのびやかに過ごすには、安全・安心な環境で、子どもが自由に楽しめることが必要です。自由に遊べる公園や冒険遊び場、学びの場として図書館、室内で楽しめる子どもセンター*などのように、子どもが過ごしたいと思える、過ごしやすい場所が見つかるように環境を整備することが重要です。
- 子どもの過ごしやすさは、地域への愛着からも生まれます。子どもが地域に愛着を持てるように、地域の中で、多様な人との様々な体験を通して成長する機会を提供する必要があります。

現状と課題

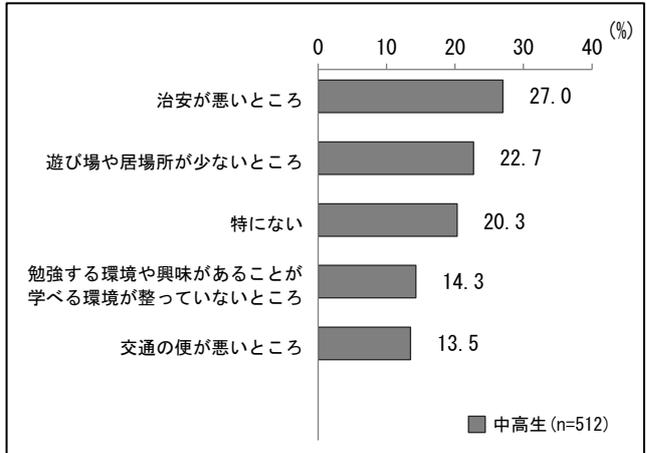
- アンケート調査によると、町田市に住んでいて「良いな」と思うところ、「もっと良くなってほしいな」と思うところのいずれも、居場所についての回答が上位となっていました。子どもセンターや冒険遊び場など、地域における子どもの居場所を、安定的かつ継続的に運営していく必要があります。
- アンケート調査によると、「安心して子育てをするためには、地域の人とどのような取組をする必要があると思いますか」という問いに対して『学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全対策や非行防止の活動をする』の回答が上位となっており、地域に安全・安心を求めていることが伺えます。すべての子どもや子育て家庭が安全な環境で安心して過ごせるように、子どもの視点を取り入れたまちづくりに努める必要があります。

関連データ

■町田市の良いところ (中高生：上位5位)

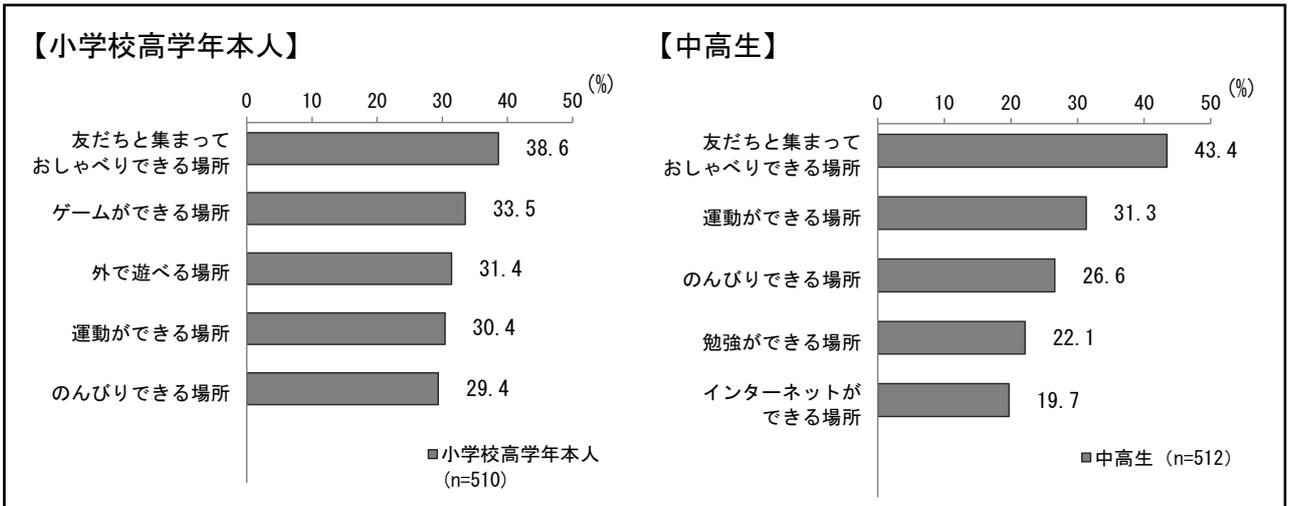


■町田市のもっと良くなってほしいところ (中高生：上位5位)



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

■放課後（夕方）や休日に過ごす場所であつたら良いと思う場所 (小学校高学年本人、中高生：上位5位)



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

関連法・国の動向・その他計画など

- 放課後児童対策パッケージ
- 町田市教育プラン24-28
- 町田市地域ホットプラン
- 町田市スポーツ推進計画19-28
- 町田市都市づくりのマスタープラン

4 成果指標



基本方針	指標項目	実績	中間目標 (2029年度)	目標 (2034年度)
1	意見表明を始めとする子どもの 市政への参画がされていると思う 市民の割合 (%)	15.4 (2023年度)	16.5	23.4
2	認可保育所待機児童数 (人)	28 (2024年度)	0	0
3	子どもがいきいきと育つ地域環境が 整っていると思う市民の割合 (%)	56.4 (2023年度)		

ページ調整

An orange flag on a thin vertical pole, with a white outline and a white diagonal stripe. The flag is positioned to the left of the chapter title.

第3章 < 子どもを取り巻く環境

1 本市の子どもと家庭の状況

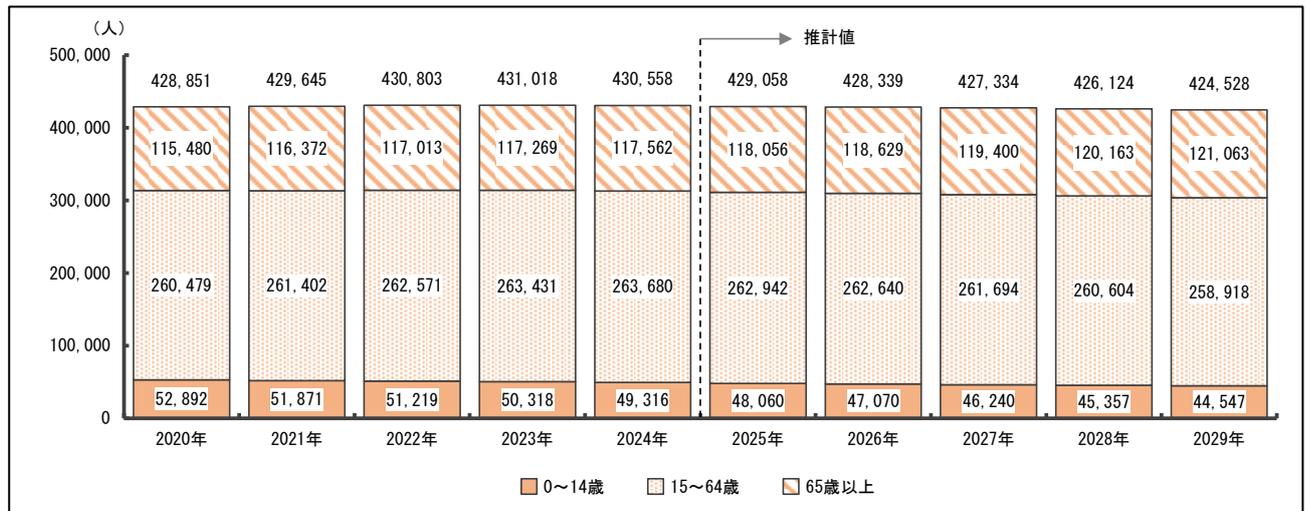


(1) 人口

● 総人口及び年齢3区分別の人口推移

本市の総人口は、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加により、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、年少人口と生産年齢人口（15～64歳）が減少し、総人口はゆるやかな減少傾向が見込まれます。

■ 年齢3区分別人口推移

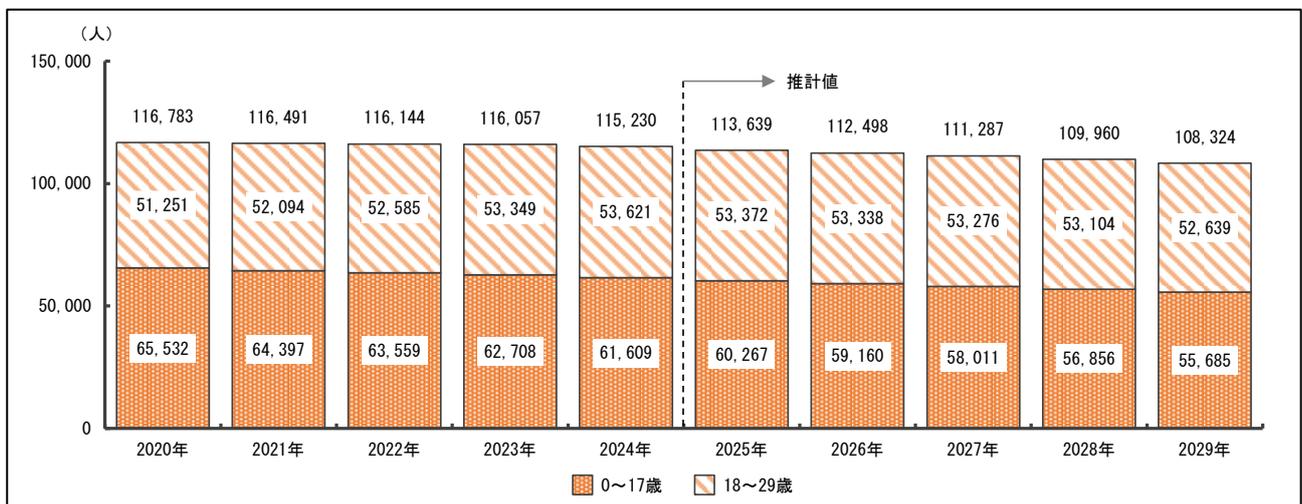


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

● 子ども・若者の人口推移

子ども・若者の人口推移では、0～17歳の減少が大きく、全体数が減少しています。18～29歳は、2024年までは微増していますが、今後は全体的に減少傾向が見込まれます。

■ 年齢別子ども・若者の人口推移

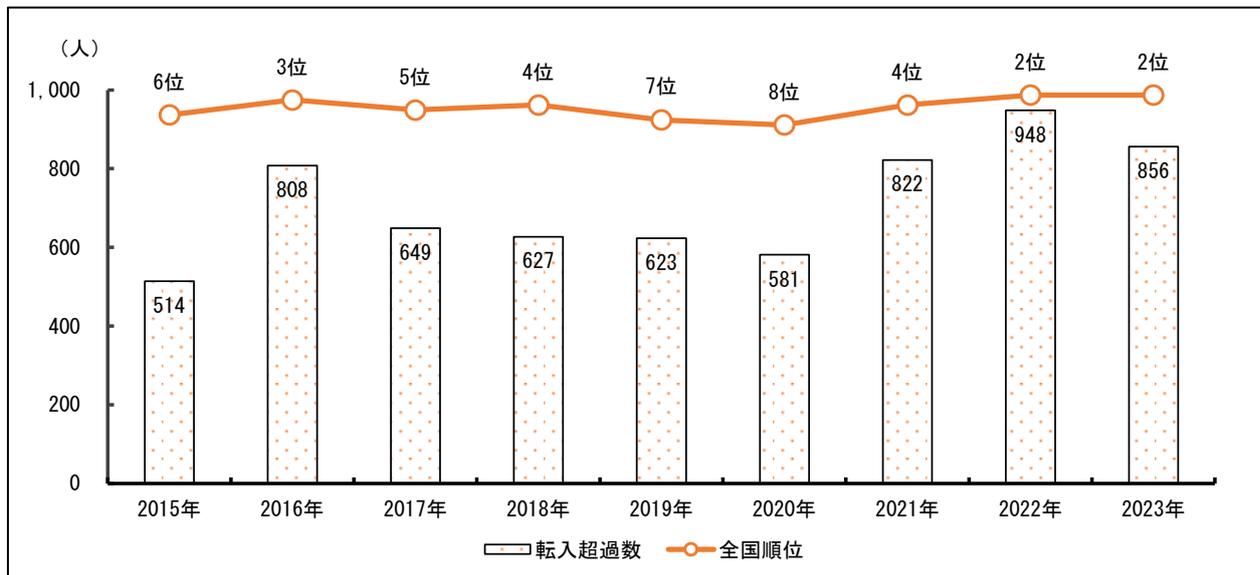


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

● 0～14歳の転入超過数と全国順位の推移

0～14歳の転入超過数は、全国順位では毎年10位以内に位置しています。2023年は856人で、2年連続で全国2位になっています。0～4歳の転入超過数は全国1位になっており、多くの子育て家庭に選ばれるまちとなっています。

■ 0～14歳の転入超過数と全国順位の推移

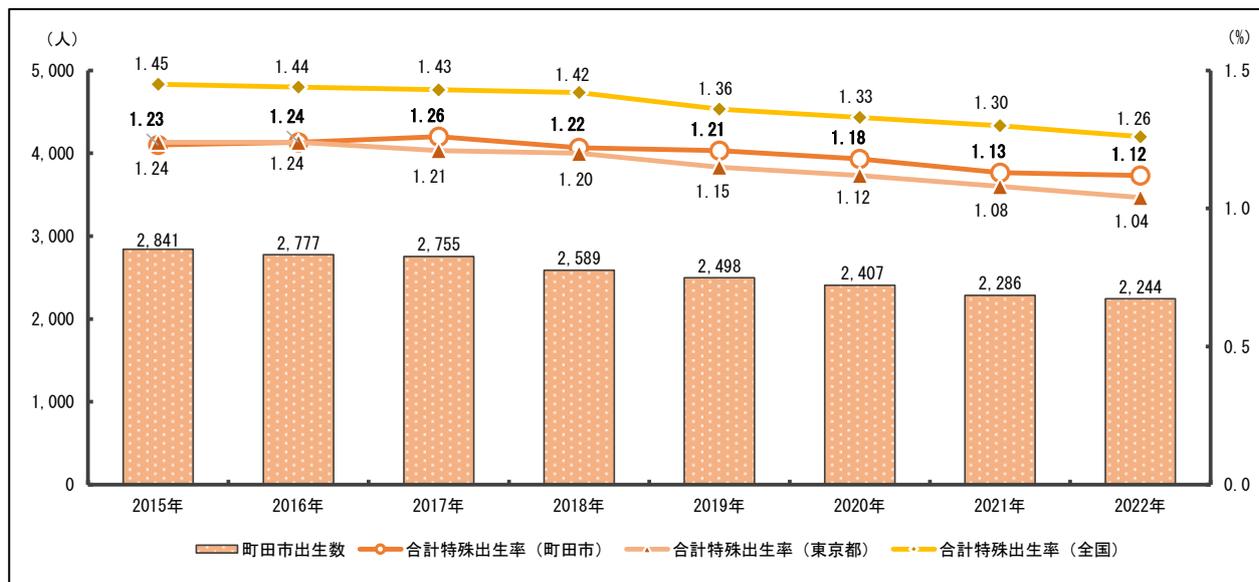


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

● 出生数と合計特殊出生率の推移

出生数は年々減少しています。また、合計特殊出生率*は、全国に比べて東京都は低い値で推移しています。2022年の本市の合計特殊出生率は1.12で、東京都26市中13番目となっており、東京都平均を上回っています。

■ 出生数と合計特殊出生率の推移



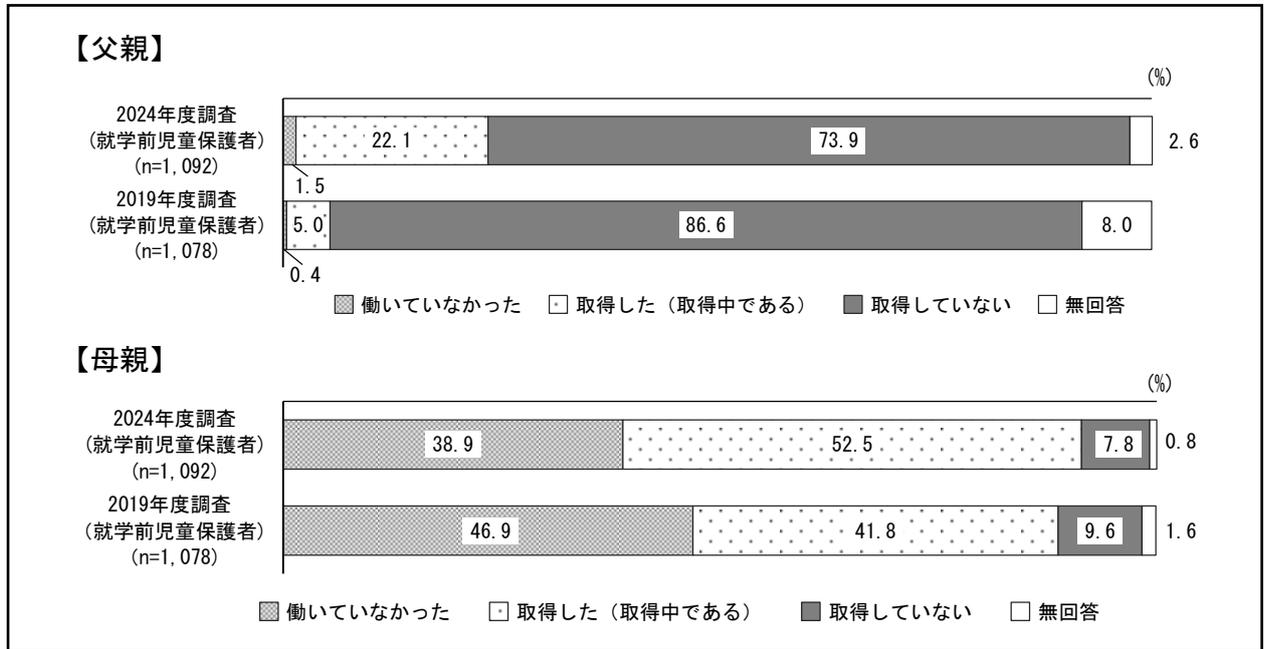
資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

(2) ワークライフバランス

● 育児休業の取得状況

保護者の育児休業の取得状況は、父親、母親の両方において増加しています。

■ 育児休業の取得状況（就学前児童保護者）

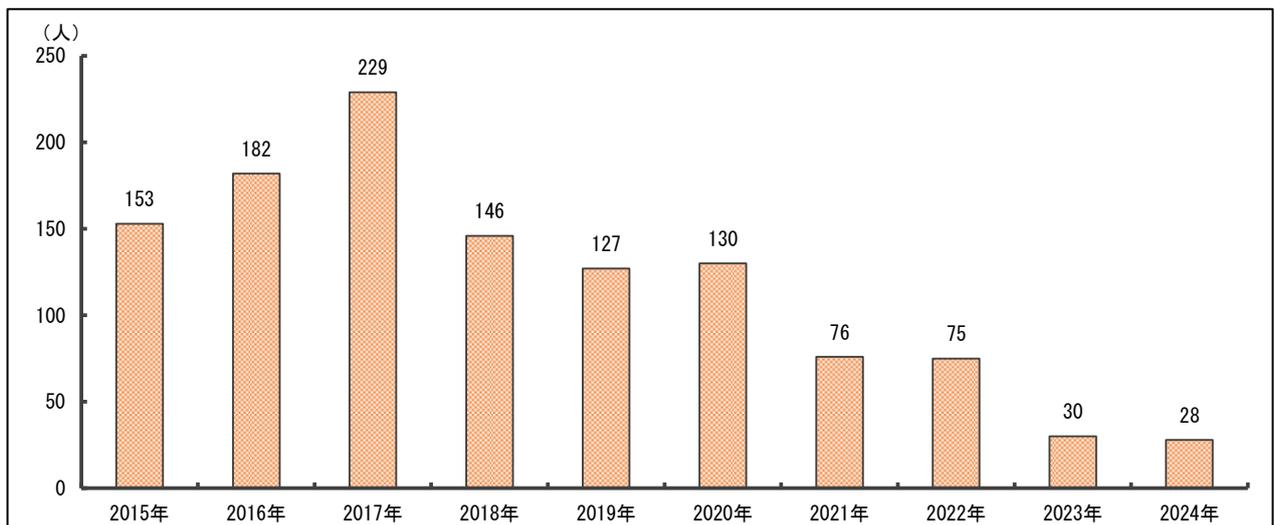


(3) 保育所等

● 保育所等利用待機児童数の推移

保育所等の待機児童数は、近年で最も多い2017年以降、大きく減少しています。2024年には28人となり、2017年の約8分の1に減少しています。

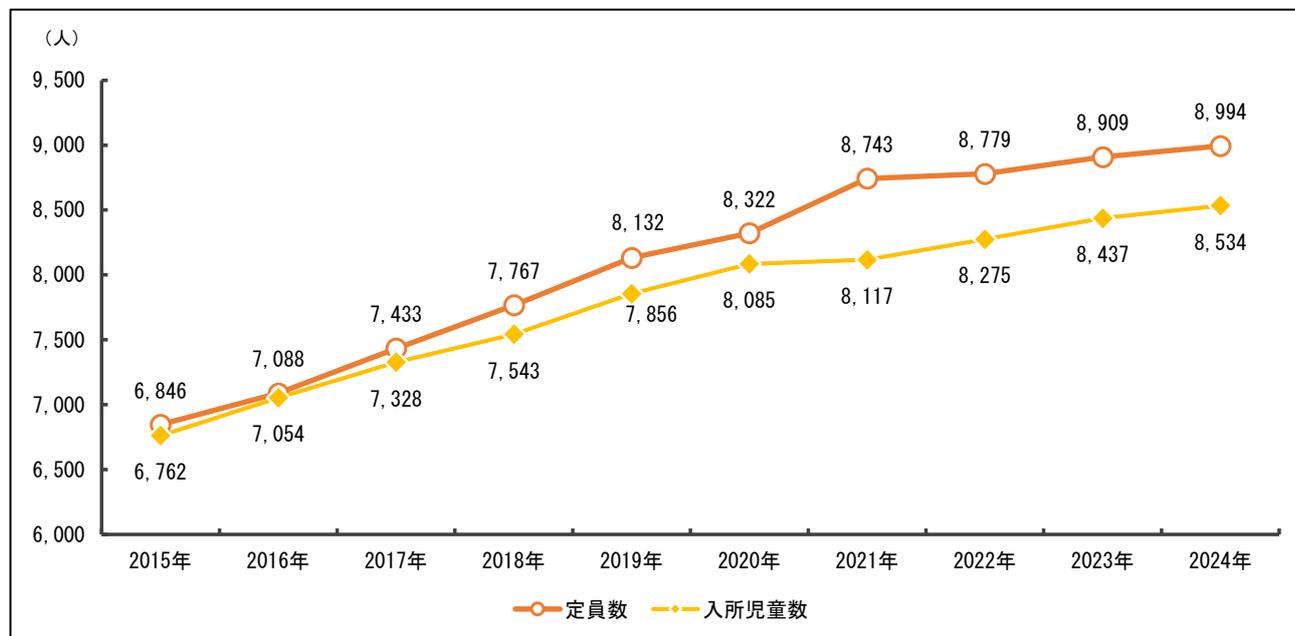
■ 保育所等利用待機児童数の推移



● 認可保育所等の定員数・入所児童数

認可保育所等の定員数・入所児童数は、年々増加傾向にあります。地域ごとに保育ニーズの差があり、定員に満たない保育所等があるため、2024年は、定員数と入所児童数に400人以上の差が生じています。

■ 認可保育所等の定員数・入所児童数

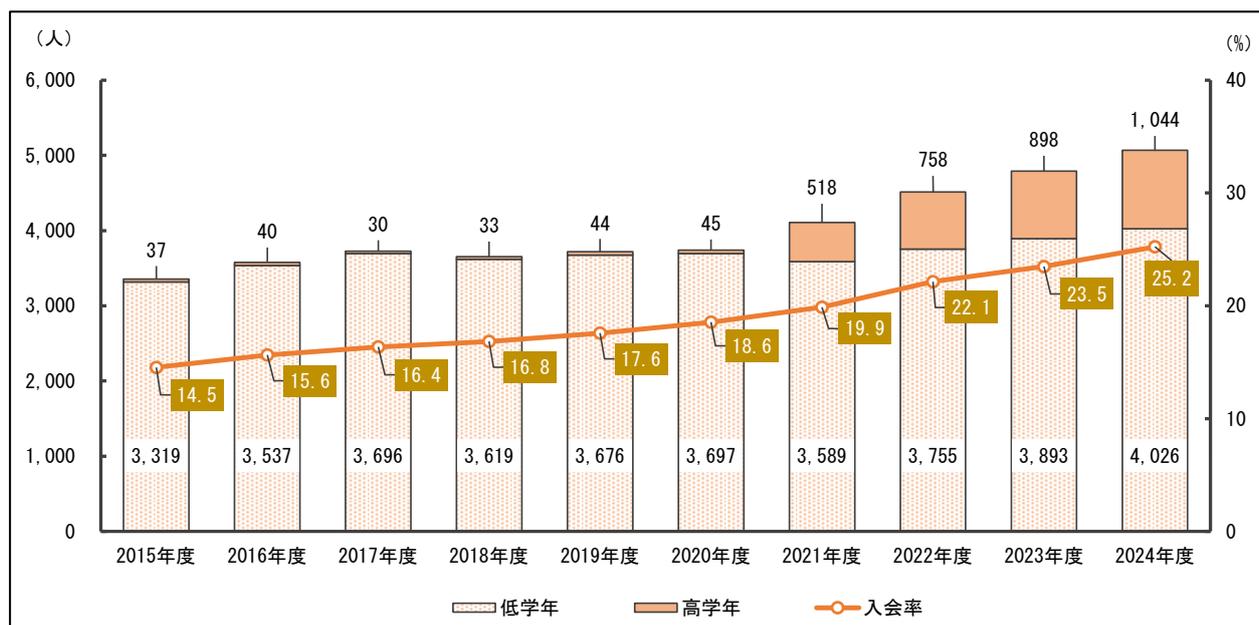


資料：町田市保育・幼稚園課（各年4月1日現在）

● 学童保育クラブの入会児童数と入会率

小学校在籍児童数は減少傾向にありますが、学童保育クラブの入会児童数及び入会率は、2021年度の高学年児童の受入れ開始後、年々増加しています。

■ 学童保育クラブの入会児童数と入会率



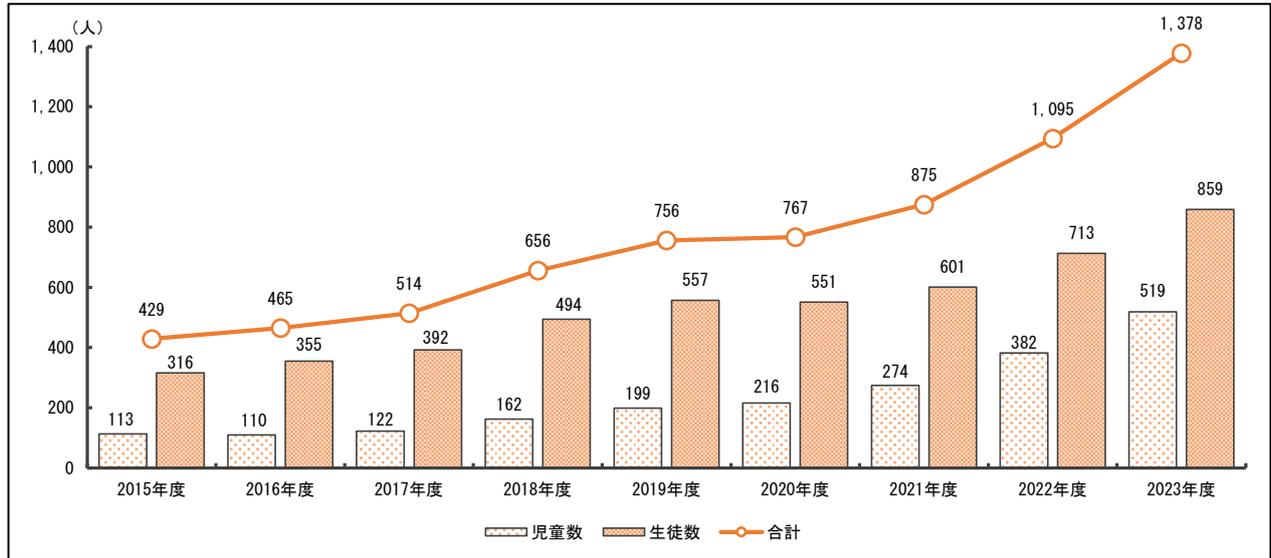
資料：町田市児童青少年課

(4) 子どもの教育・福祉

● 不登校児童生徒数の推移

不登校児童生徒数は年々増加傾向にあり、児童数、生徒数ともに増えています。2023年度には1,378人となり、2015年度の3倍以上になっています。

■ 不登校児童生徒数の推移

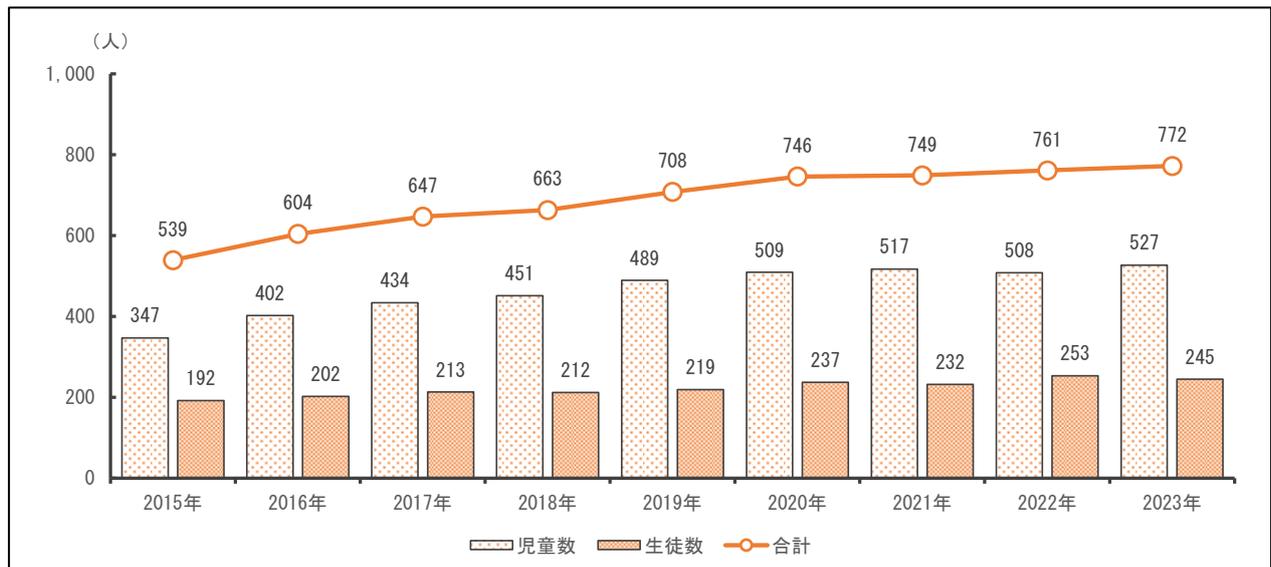


資料：町田市教育委員会

● 特別支援学級に通う児童生徒数の推移

特別支援学級に通う児童生徒数の推移は年々増加傾向にあり、児童数、生徒数ともに増えています。2023年には772人となり、2015年の約1.4倍になっています。

■ 特別支援学級に通う児童生徒数の推移



資料：町田市教育委員会（各年5月1日現在）

● 児童虐待相談件数の推移

本市における児童虐待相談件数の推移をみると、年々増加傾向にあり、2023年度は1,380件で2015年度の3倍以上になっています。

■ 児童虐待相談件数の推移



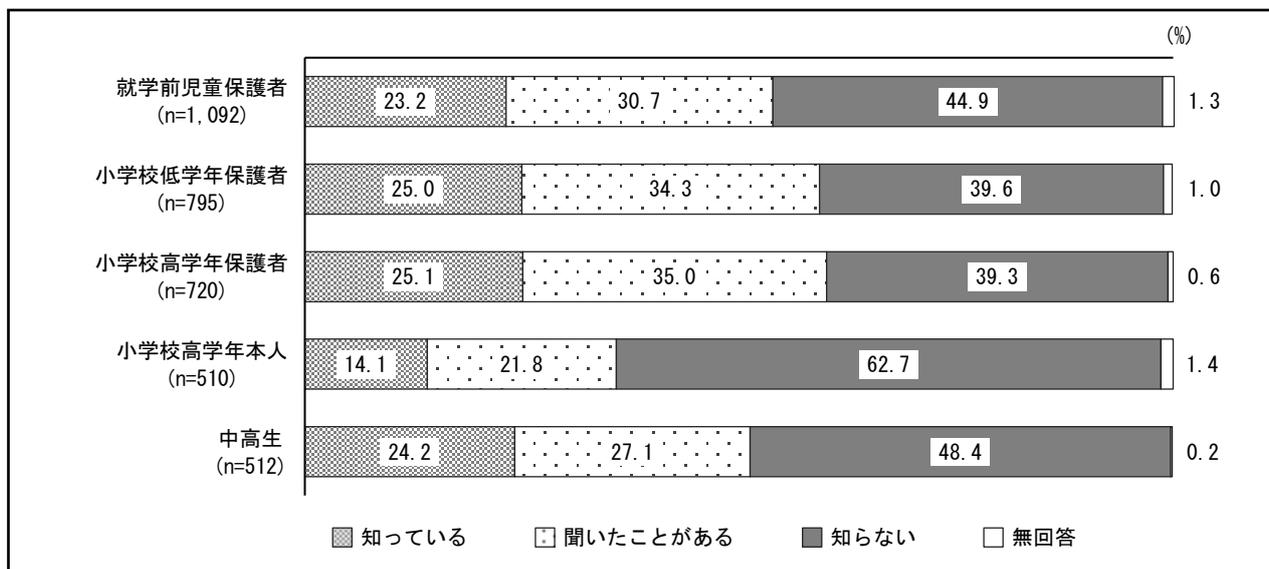
資料：町田市子ども家庭支援課

(5) その他

● 「子どもの権利」の認知度

「子どもの権利」の認知度は、保護者と比較して、子どもの認知度（『知っている』と『聞いたことがある』の合計）の方が低くなっています。特に小学校高学年本人では『知らない』の割合が半数以上となっています。

■ 「子どもの権利」の認知度



資料：「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書

2 国・東京都の動向



(1) 国の動向

● 「こどもまんなか社会」の推進

2023年4月に子ども施策の司令塔機能を一本化したこども家庭庁が創設されました。こども家庭庁では「こどもまんなか社会の実現」を最重要コンセプトとして掲げています。

「こどもまんなか社会」とは、子どもの利益を最優先に考えた取組や政策を、国の中心に据える社会目標のことです。「こども大綱」において、「全てのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」としています。

● 「こども基本法」施行

日本には、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を包括的に保障する基本法がありませんでした。2022年6月に「こども基本法」が成立し、2023年4月に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約に則り、子ども施策を総合的に推進することを目的としています。

● 「こども大綱」「こども未来戦略」が閣議決定

2023年12月に子ども政策を総合的に推進するため、国全体の子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と「こども未来戦略」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」を目指し、6つの基本的な方針を掲げています。「こども未来戦略」は、【①若い世代の所得を増やす】【②社会全体の構造・意識を変える】【③全ての子ども子育て世帯を切れ目なく支援する】といった3つの基本理念を掲げています。

(2) 東京都の動向

● 「チルドレンファーストの社会」の推進

東京都では、「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、子ども目線に立って政策のバージョンアップを不断に図りながら、子ども政策を総合的に推進しています。子どもを客体ではなく、主体として捉え、当事者である子どもの声を中心に据えて「子どもの最善の利益」という観点から子ども政策を推進しています。

● 「こども未来アクション2024」策定

子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的なバージョンアップの指針となる「こども未来アクション2024」を2024年2月に策定しました。重点アクションとして、【①誰一人取り残さない視点から、子どもへのサポートを強化】【②子育て世代に寄り添い、妊娠・出産・子育てを全力で応援】【③「東京都教育モデル」により、教育の質を向上】【④多様な主体と連携し、子どもの笑顔を育むアクションを展開】といった4つの柱を掲げています。

● 都独自の子ども施策の実施

東京都では、独自の施策として、都内在住の0～18歳の子どもを対象とした給付金「018サポート」や、保育料無償化、高校生等に係る医療費助成の実施、高校授業料実質無償化などを行っています。

3 2020～2024年度の振り返り・評価



(1) 2020～2024年度における本市の主な取組

● 子どもの参画

2023年度 若者が自らの力で“やりたいこと”を実現できるように市が後押しする
「まちだ若者大作戦」開始

● 子ども・子育ての悩みに対する支援

2021年度 相談機能の充実のため、地域子育て相談センターの再編成を
開始し、乳幼児や親子が多く集まる子どもセンターに併設
2023年度 ヤングケアラー*LINE相談窓口の設置
2024年度 子ども家庭センターを設置

● 子どもの成長に応じた支援

2020年度 「町田市子ども発達支援行動計画2021～2023」策定
2023年度 「町田市子ども発達支援行動計画2024～2026」策定

● 「町田ならではの学び」の推進

2023年度 「町田市教育に関する総合的な施策の大綱（第3期教育大綱）」策定

● 保育の充実・質の向上

2021年度 高学年児童の学童保育クラブ入会受け入れ開始
2022年度 「町田市保育の質向上推進ガイドライン」を策定
「保育の質向上推進事業」として以下を開始
① 保育コンシェルジュによる施設訪問
② 保育士サポートロイヤーによる法的側面からの相談・助言

● 地域との連携

2021年度 学校が保護者や地域住民と目指す目標やビジョンを共有し、意見を学校
運営へ反映させる仕組みである「コミュニティ・スクール」全校実施

● 「子どもにやさしいまち」の実現

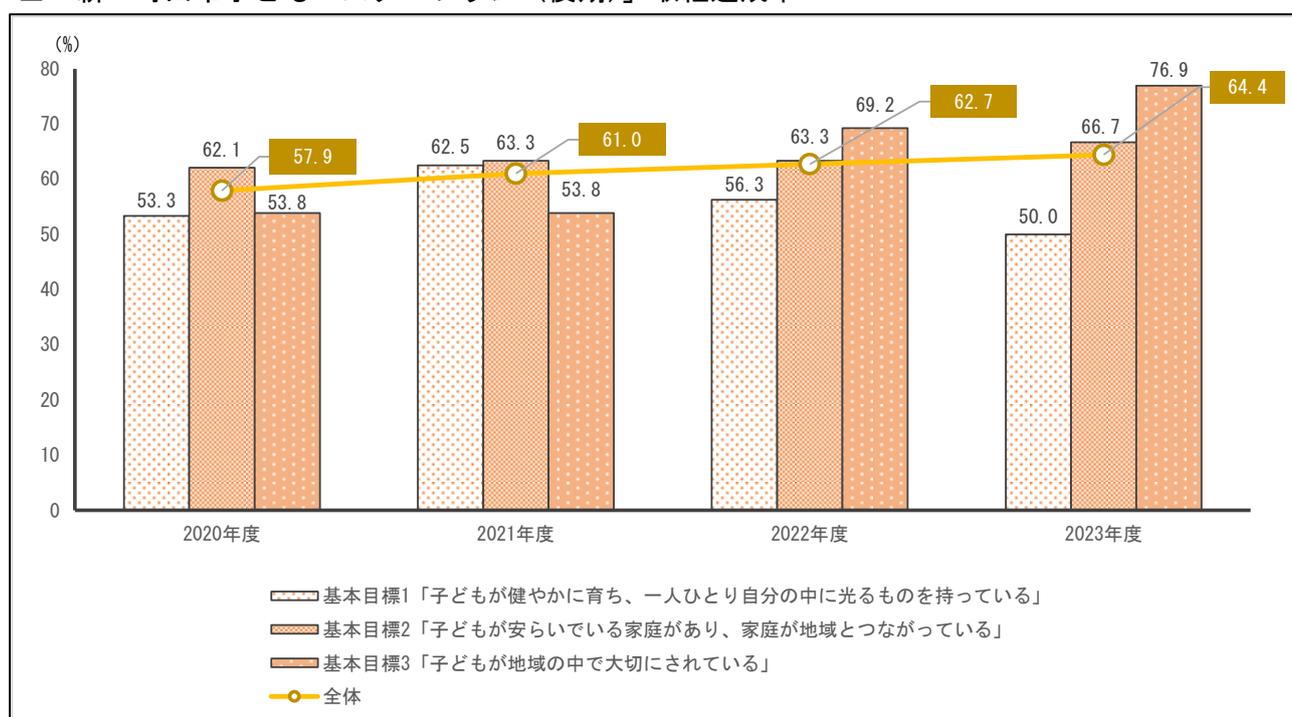
2021年度 子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）実践自治体として承認
2023年度 「町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコードマ^ルチ^ル条例）」制定
2024年度 「まちだコードマ^ルチ^ル条例」施行

(2) 新・町田市子どもマスタープラン（後期）の評価

前計画である「新・町田市子どもマスタープラン」では、「子どもが自分らしく安心して暮らせるまちをみんなで創り出す」という基本理念を掲げ、4つの基本的な視点を踏まえ、3つの基本目標を設定しています。2020～2024年度の「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」では、基本目標を達成するために、目指す姿、基本施策、58の具体的な取組を定め、本市の子ども・子育て施策を推進してきました。

実績については、取組ごとに毎年度評価し、振り返りを行っています。全体と基本目標ごとの評価は、以下のグラフのとおりです。

■ 「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」取組達成率



● 基本目標1の評価

「子どもが健やかに育ち、一人ひとり自分の中に光るものを持っている」

子どもの参画に関する事業については、子どもの積極的な提案を受け、子どもセンターで開催する子ども委員会の回数が増加しました。一方で、子どもが個性や能力を伸ばす教育・保育の現場を支える保育士の人材確保事業については、実施方法の変更などにより、目標を下回りました。

今後は、引き続き子どもの参画を進め、子どもの声を聴く取組を進めるとともに、本市の保育ニーズへの対応や保育の質の向上に向けて、保育士の人材確保の取組を強化する必要があります。

● 基本目標2の評価

「子どもが安らいでいる家庭があり、家庭が地域とつながっている」

保護者の保育ニーズに応えるための事業の一つである送迎保育ステーションについては、園バスの活用による送迎人数の拡充や送迎先保育所等の定員拡充により、利用者が増加しました。また、学童保育クラブについては、校舎の活用によって育成スペースの拡張や定員枠の増加につながり、高学年も含めた多くの児童を受け入れることができました。一方、子育ての援助活動を行うファミリー・サポート・センターの活動数については、前年度比較では増加しているものの、目標を下回りました。

子育て家庭が安心して子育てができるように、引き続き保育環境の整備や、地域と連携した支援を行っていく必要があります。

● 基本目標3の評価

「子どもが地域の中で大切にされている」

放課後子ども教室「まちとも」について、地域の関係者の協力の元、本市内の小学校全42校で実施しました。また、冒険遊び場の拡充や、子どもクラブの新設など、子どもの居場所の充実を図ることができました。一方、地域子育て相談センターのボランティアの登録人数は減少しており、原因の一つに、登録者の高齢化等による登録解除が挙げられます。

今後も、地域の中で子どもが過ごしやすい居場所の充実を図るとともに、地域を担う人材の確保に努め、地域全体で子どもを支えていく体制を整備する必要があります。

● 全体の評価

「新・町田市子どもマスタープラン（後期）」の計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、2020年度の達成率は落ち込みましたが、翌年度以降は感染防止対策の徹底などの改善を通して、少しずつ回復してきています。計画全体で見ると、取組は概ね順調に進んだと考えられます。

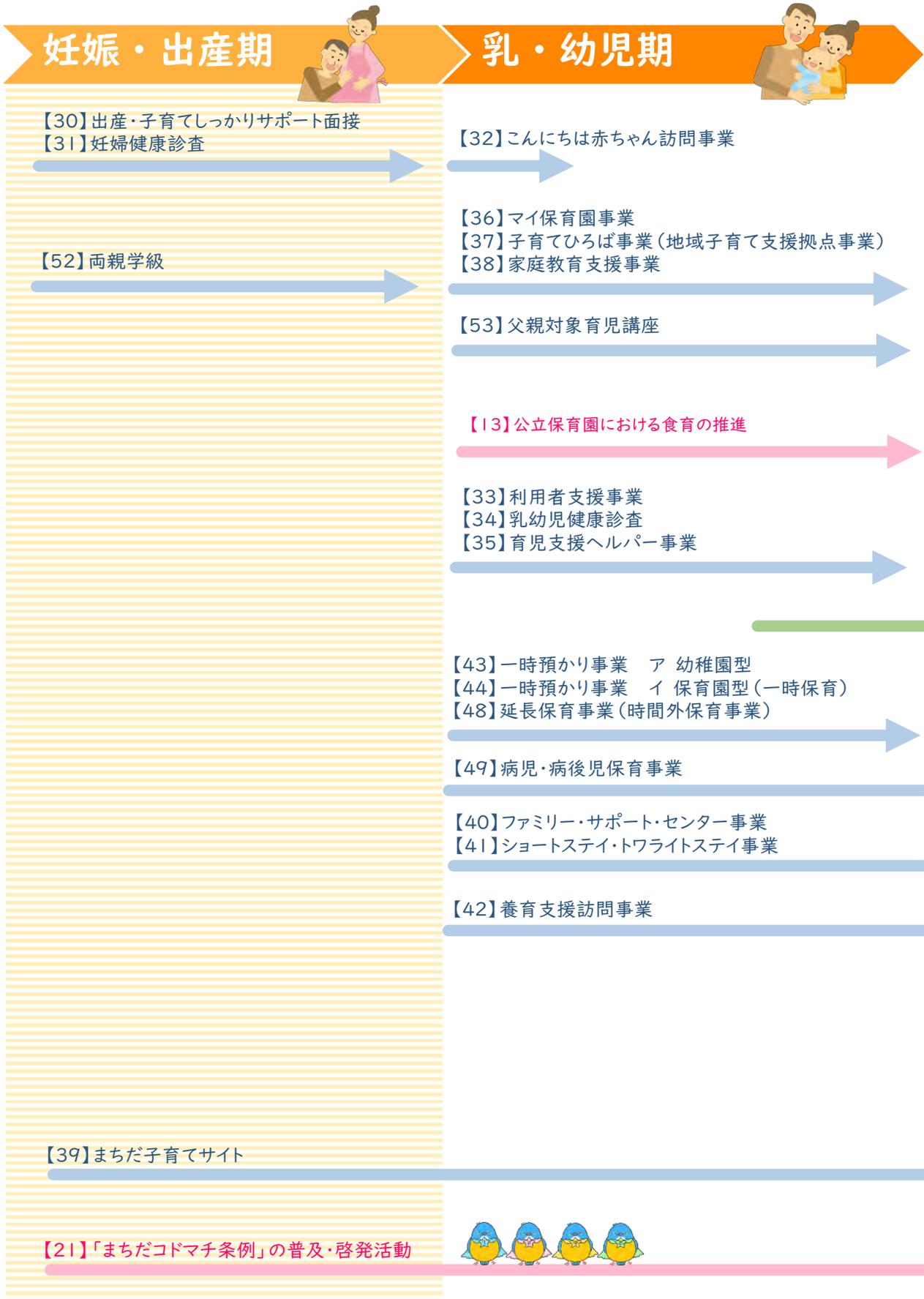
今後は、様々な主体と連携しながら、市全体で「子どもにやさしいまち」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

An orange banner with a white outline and a small flag-like shape at the top left, containing the text '第4章' in white.

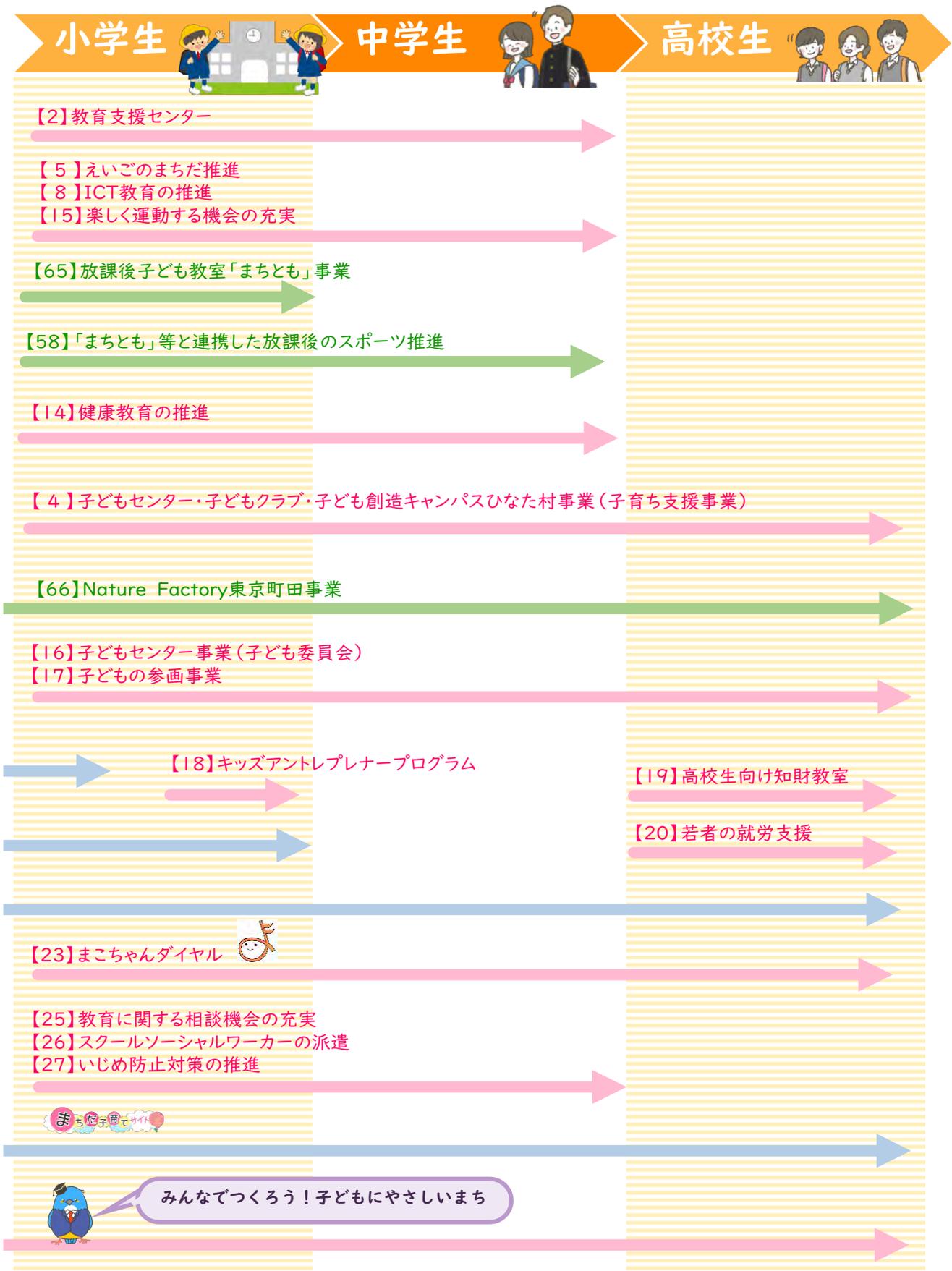
第4章

施策の展開

ライフステージごとの主な取組



【】内の数字は、「基本施策」の「取組番号」を表す。



第4章

施策の展開

「基本施策」のページについて

【施策コード】

「基本方針」「基本目標」「基本施策」それぞれに附番した番号から作成したコード
 例：131 基本方針1（子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている）
 基本目標3（「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている）
 基本施策1（「子どもの権利」の普及・啓発）

<主な取組> 施策コード 131

取組番号	21	取組	「まちだコードマチ条例」の普及・啓発活動			
内容	2023年12月に制定し、2024年5月5日に施行した条例の趣旨と「子どもの権利」「大人の責務」について、大人や子ども自身に広く理解してもらえるよう、普及・啓発活動を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	条例の普及・啓発活動の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	3	3	3	3	3

【指標】

取組内容の進捗状況を確認・評価するための基準

【取組番号】

★がついているものは、本計画から新たに掲載している取組や、前計画からリニューアルした取組

取組番号	39	取組	まちだ子育てサイト			
内容	子育て家庭や子ども自身に向けて、子ども・子育てに関する情報を発信します。情報のさらなる充実を図るとともに、利便性があり、見る方にわかりやすいサイトとなるよう、コンテンツの管理を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	アクセス数（件）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3,078,059	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

【目標】

指標が目指す水準。毎年度、この目標に対して、現状値がどの程度の水準に達しているか、取組の進捗状況を確認・評価する。取組によっては、今後の子どもの数の減少などの外的な要因によって目標値が減少する場合もある。

基本方針Ⅰ 子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている

基本目標Ⅰ 子どもが、人との関わりや様々な経験を通して成長している

基本施策（1）豊かな学びの推進

◇ 施策の方向性

子どもが、学びや遊びの中で自身の個性を磨き、健やかに成長していけるように、様々な体験活動や、町田ならではの学校教育を充実させます。

< 主な取組 > 施策コード Ⅰ Ⅰ Ⅰ

取組番号	Ⅰ	取組	特別支援学級等の整備			
内容	特別な支援を必要とする児童生徒がより充実した学習環境で学べるように、特別支援学級等の整備を行います。					
担当課	教育センター					
指標	特別支援学級の設置校数（校）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	39	40	41	41	42	42

取組番号	2	取組	教育支援センター			
内容	不登校児童生徒の居場所及び学びの場として、教育支援センターを運営します。教育支援センターでは、本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性をはぐくむとともに、よりよい進路選択ができるよう支援します。					
担当課	教育センター					
指標	教室数（教室）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	2	2	3	3	4

第4章 ■ 施策の展開

取組番号	3	取組	不登校児童生徒の学習環境の整備			
内容	学校再編による空き校舎を活用し、学びの多様化学校を開設します。学びの多様化学校に先行して、教育センター内に分教室型学びの多様化学校を開設します。					
担当課	教育センター					
指標	学びの多様化学校の設置数（校）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	0	1	1	1	1	1

取組番号	4	取組	子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村*事業（子育て支援事業）			
内容	子どもの豊かな経験を通じた成長につなげるため、小学生から中高生を対象に、スポーツや調理、工作などの様々な事業を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントや遊びのプログラムを好きと回答した子どもの割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4	97.4

取組番号	5	取組	えいごのまちだ事業の推進			
内容	英語によるコミュニケーションを積極的に図る態度や能力の育成に重点を置き、スノーピーミュージアム校外学習、イングリッシュ・フェスタ等の体験活動の中に、これまでに習得した知識や技能を活用する機会を設けます。					
担当課	指導課					
指標	英語で自分の考えや気持ちを伝え合うことが楽しいと思う児童生徒の割合（％） ①小学校5・6年生／②中学生					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①72.0 ②68.8	①72.5 ②69.3	①73.0 ②69.8	①73.5 ②70.3	①74.0 ②70.8	①74.5 ②71.3

<その他の取組> 施策コード | | |

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	帰国・外国籍児童生徒等への日本語指導の充実	日本語指導員に対する研修を実施し、指導の向上に努めます。合わせて、児童生徒の実態に応じた指導の在り方についても検討していきます。	教育センター
(2)	学校図書館の機能強化	児童生徒が本に触れ合う機会を増やし、豊かな知識や心をもつことができるよう、学校図書館の機能を強化していきます。	教育総務課
(3)	子どもの読書活動推進事業	「第五次町田市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが多くの本と出会うきっかけや環境作り、子どもの読書に関わる人の育成と支援を実施します。	図書館

コラム3  学習の場・体験の場がいっぱい！

子どもは、学校の授業等による学習だけでなく、様々な学びや体験を通して成長します。直接的な体験によって実感することや、親子間や様々な人とコミュニケーションをとりながら一緒に学んでいくことは、子どもの感性や知識を育むための大切な機会です。そして、子どもが「やりたい！」という気持ちを持つきっかけとなるため、学びや体験の機会の充実は欠かせません。

本市では、生きものやエネルギー、ごみなどの自然や環境に関すること、選挙や職業、お金の知識などの社会や経済に関するものの他、歴史、科学、文化芸術など多岐にわたる分野で、講座やイベントを実施しています。イベントやプログラムの種類は様々な年齢層に対応し、子どもの成長と興味に合った内容を選ぶことができます。他自治体と連携した大規模なイベントなどもあり、開催形態も様々です。今後も、子どもが楽しみながら豊かな経験が得られる機会を充実させていきます。



イベント・教室
(まちだ子育てサイト)

【学習・体験イベント（例）】

自然や環境

社会や経済

歴史、科学、
文化芸術

- ◆ 水素エネルギーに関する環境学習
- ◆ 生きもの観察などの体験型イベント
- ◆ ごみと環境の出前講座
- ◆ 選挙出前講座
- ◆ 消費生活講座
- ◆ 出張歴史授業
- ◆ 科学教育センター
- ◆ 版画・工芸制作体験

など



▲ザリガニを釣って水辺の生きものを知ろう【2024年度実施】



▲議場見学（市庁舎スタンプラリーイベント）【2024年度実施】

基本施策（2）教育・保育の質の向上

◇ 施策の方向性

子どもの教育・保育に関わる人材の育成や、環境整備を進め、子ども一人ひとりに合わせた教育・保育の提供につなげます。

<主な取組> 施策コード 112

取組番号	★6	取組	保育の質の向上推進事業			
内容	保育の質の確保及び向上を図るため、保育コンシェルジュが市内の教育・保育施設（認可外を含む）を定期的に訪問し、助言等を行います。また、保育現場の負担軽減を図るために、各施設の職員が悩みなどを相談する窓口を設け、保育コンシェルジュや保育士サポートロイヤーが助言等を行います。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	保育サービス利用者・提供者の満足度（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	100	100	100	100	100	100

取組番号	★7	取組	教育・保育施設等における研修の実施			
内容	市内の教育・保育施設等を対象とした研修を実施し、地域全体の教育・保育の質の向上及び専門的なスキルの向上を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	研修実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	12	12	12	12	12	12

取組番号	8	取組	ICT*教育の推進			
内容	研修や支援員の配置、活用事例の共有などにより、教員のICT*活用スキルを高め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な授業の実現へと繋がります。					
担当課	指導課					
指標	ICT機器を授業でほぼ毎日活用している学校の割合（％） ①小学校／②中学校					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①71.4 ②45.0	①80 ②60	①90 ②75	①95 ②90	①100 ②100	①100 ②100

取組番号	★ 9	取組	児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革			
内容	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な授業の実現を目指し、教員の意識改革を促進するための研修を実施します。また、町田市教員用ポータルサイト等のシステムを整備し活用します。					
担当課	指導課					
指標	自分で計画を立てて学習している児童生徒の割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	78.5	79.0	79.5	80.0	80.0	80.0

取組番号	10	取組	放課後児童支援員の資質向上			
内容	市内の学童保育クラブに勤務する放課後児童支援員の資質向上のため、研修を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	8	8	8	8	8	8

取組番号	★ 11	取組	学童保育クラブ巡回アドバイザー事業			
内容	遊びや生活の場としての学童保育クラブを適切に運営するため、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた対応などに関するアドバイス・指導等を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	巡回した学童保育クラブ数の割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	100	100	100	100	100	100

取組番号	12	取組	子どもセンター・子どもクラブ等職員研修事業			
内容	子どもセンター・子どもクラブ等の職員を対象に、子どもの居場所としての魅力的な施設運営や子どもたちと保護者への適切な支援を行うための資質向上研修を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	研修の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	8	8	8	8	8	8

<その他の取組> 施策コード 112

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育・教育事業団体支援事業	学校教育・保育施設協会の研修会を支援し、職員のスキルを向上させ、教育・保育の質の向上を図ります。	保育・幼稚園課
(2)	教育・保育施設等への実地指導	特定教育・保育施設等に対し、教育・保育の質の向上や運営の適正化に主眼を置いて、指導監査を行います。	指導監査課
(3)	放課後学習の充実	子どもたちの基礎学力の向上を図るため、学校の授業以外での学習習慣の定着を目指し、中学校の放課後を活用した、学びの場を提供します。	指導課
(4)	出張相談	各園からの依頼を受けて子ども発達センター*の職員が訪問し、発達に支援が必要な子どもの集団場面での対応について助言します。	子ども発達支援課
(5)	療育*セミナー	保育園・幼稚園等*、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	子ども発達支援課
(6)	特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実	教員の専門性向上に向け、教育センター主催の研修の充実を図ると共に、特別支援教育支援員の全校配置を継続し、各学校の支援体制の構築を図ります。	教育センター

基本施策（3）心身の健やかな成長のための支援

◇ 施策の方向性

食事やスポーツなどに楽しみながら触れる機会を設け、子どもの健全な発育と成長を支援します。

<主な取組> 施策コード 113

取組番号	13	取組	公立保育園における食育の推進			
内容	健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を養うことを目標に、園児が生活と遊びの中で食にかかわる体験を積み重ね、食事を楽しむ中で食への興味・関心を育む食育集会を公立保育園5園で実施します。また、希望のある私立保育園に栄養士が出張し、保育園と連携して食育活動を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	公立保育園における食育集会の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	15	15	15	15	15	15

取組番号	14	取組	健康教育の推進			
内容	小・中一貫町田っ子カリキュラム「健康教育」に基づき、食育、がん教育、生活習慣の改善に向けた取組を推進していきます。食育の推進の一環として「町田市立小・中学校朝食レシピコンテスト」を実施し、「自分で料理することの楽しさ」や「食生活の大切さ」を改めて考え、食についての興味を持つことを目指します。					
担当課	指導課					
指標	朝食を毎日食べる児童生徒の割合（％） ①小学校5年生／②中学校2年生					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①85.7 ②80.2	①87.0 ②82.0	①88.0 ②83.0	①89.0 ②84.0	①90.0 ②85.0	①90.0 ②85.0

取組番号	15	取組	楽しく運動する機会の充実			
内容	各学校において、休み時間等における運動遊びの充実などに取り組み、体力や連帯意識の向上を図ります。また、市内を6地区に分け、各地区独自の運動プログラムを実施する「体力向上パワーアップDAY」を開催します。					
担当課	指導課					
指標	学校の体育の授業以外で、1日に1時間以上運動する児童生徒の割合(%) ①小学校5年男子/②小学校5年女子/③中学校2年男子/④中学校2年女子					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5	①54.5
	②28.2	②30.0	②31.5	②33.0	②34.0	②34.0
	③75.4	③77.0	③78.0	③79.0	③80.0	③80.0
	④57.4	④58.0	④58.5	④58.8	④59.0	④59.0

<その他の取組>

施策コード 113

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	学校給食を活用した食育の推進	望ましい食選択・食行動を実践する力を育むため、小中学校9年間の学校給食を活用した食育プログラムを策定し、組織的・計画的・継続的な食育を推進します。	保健給食課
(2)	町田市こどもマラソン大会	子どもたちが長距離走を通じて体を動かす楽しさを知り、健康維持や体力増進のきっかけづくり、更に交流の輪を広げ、絆を深める目的として開催します。	スポーツ振興課
(3)	小学生を対象とした障がい者スポーツ体験教室開催	市内の小学校で、パラバドミントン体験教室等を通して、障がい者への理解促進と競技の魅力を知ってもらうことで、障がい者スポーツの普及啓発を図ります。	スポーツ振興課
(4)	障がい児者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室開催	小学生以上の障がいがある人を対象に、楽しくスポーツに参加できる教室を開催します。この他に、夏休み期間に水泳教室や秋季にスポーツ大会を開催します。	障がい福祉課

基本目標2 それぞれの違いが認められ、すべての子どもや若者が活躍している

基本施策（1）子どもの意見表明・参画する機会の確保

◇ 施策の方向性

子どもが市の様々な取組に対して意見表明・参画できる機会を確保するとともに、子どもの意見を尊重する仕組みづくりを進めます。

<主な取組> 施策コード 121

取組番号	16	取組	子どもセンター事業（子ども委員会）			
内容	子ども委員会を設置し、子どもセンターがより良くなるためのルールやイベントについて、利用する子どもたちの視点で、子どもたちと一緒に検討します。イベントでは企画から運営までを子ども委員会が行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	子ども委員会の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	234	240	240	240	240	240

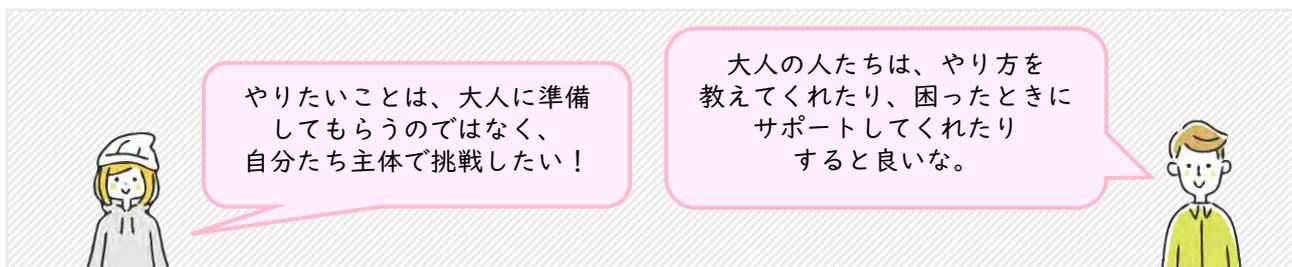
取組番号	17	取組	子どもの参画事業			
内容	市と共に市政を考える「町田創造プロジェクト（MSP）」や、子どもセンターの子ども委員会をはじめ、様々な属性の子どもが意見を発信できる場を設定し、市の政策や事業に子どもの意見を取り入れます。					
担当課	児童青少年課					
指標	子どもの意見を政策や事業に発信した回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	—	12	14	16	18	20

<その他の取組>

施策コード 121

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	児童生徒が主体的に考え、伝え合う機会の充実	市内の児童生徒の代表が集まり、フォーラムを実施します。学校生活の課題など各校で議論した内容を共有し、自分たち自身で何ができるか意見交換を行います。	指導課
(2)	【再掲】子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）	中学生・高校生などが主体的に運営する活動の支援を通して、社会性やコミュニケーション能力を育む場を提供します。	児童青少年課
(3)	子どもの居場所マップの作成	子どもたちとともに、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童青少年課

市民（子ども）の声



基本施策（2）子どもの成長に応じた支援

◇ 施策の方向性

子どもの成長は人それぞれであるため、すべての子どもが様々な活動に参加し、健やかに成長し、社会生活を送れるように、一人ひとりの成長に応じた支援を行います。

<その他の取組> 施策コード 122

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	子ども発達センターの児童発達支援週1日通園（併行通園）	地域の保育園等に通園している子どもを対象に、小集団での活動を通じて自信や意欲を育て、集団生活が過ごしやすくなるために専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(2)	子ども発達センターの保育所等訪問支援	専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に訪問し、集団生活を過ごしやすくなるための専門的な支援を行います。	子ども発達支援課
(3)	地域参加支援	子ども発達センターの親子通園の活動の中で地域子育て相談センター等の地域の遊びの場に行くことで、外出のきっかけづくりや遊びの提供を支援します。	子ども発達支援課



事業案内1 幼保小連携推進事業

幼保小連携推進事業は、幼稚園・保育園等、小学校の間での連携をこれまで以上に強化し、子どもの発達や学びを途切れることなくつないでいくための事業です。

● 「町田市接続カリキュラム」の活用

「町田市接続カリキュラム」とは、幼児期にふさわしい経験を積み重ね培ってきた力を小学校教育につなげ、伸ばしていくことを目的に作成したものです。このカリキュラムを活用し、発達や学びの連続性を考慮しつつ、指導を工夫・改善することで、幼児期から児童期への円滑な接続を図っています。

● 幼保小連携推進連絡会の開催

上記カリキュラムの改善・充実を図るため、保育者と教員が、地区ごとに集合して接続期の課題や交流の在り方などテーマを決めて話し合い、情報を共有する機会を設けています。

今後も、保育者と教員の連携を強化し、「顔の見える」関係を築きながら、双方がカリキュラムの実践に取り組むことで、幼児期から児童期への円滑な接続を図ります。



事業案内2 就学相談・進学相談

小学校・中学校入学にあたり、特別な支援を必要とする子どもの適切な就学先・進学先について、保護者と教育委員会の専門家（就学相談委員）が共に、子ども一人ひとりの特性に合わせた支援を考えていくための取組です。

子どもたちは、一人ひとりがそれぞれ違う個性・能力・可能性をもっています。そして、本市に住んでいる子どもの「学びの場」にはいろいろな種別があります。就学相談を通して、一人ひとりの子どもにとって望ましい「学びの場」を見つけるとともに、入学先の学校へ子どもの情報を共有して、子どもに合ったよりよい学校生活を送ることができるように支援しています。



これからも、より充実した取組にするために、就学相談委員や保護者から意見を募り、運営方法を見直し、改善を図ります。

基本施策（3）子どもや若者の社会的自立に向けた支援

◇ 施策の方向性

将来の社会を担う子どもや若者が自分自身の能力や適性、可能性を引き出し、社会で活躍できるように、将来を見据えた教育や支援を行います。

<主な取組> 施策コード 123

取組番号	18	取組	まちだキッズアントレプレナープログラム			
内容	町田新産業創造センターと連携し、小学校高学年を対象に、チャレンジ精神や創造性、探究心、コミュニケーション力などを育み、将来の起業家発掘につなげるため、IT教室、マネー教室、発明教室など、ビジネスや起業に関する体験型の講座を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	開催回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	6	6	6	6	6	6

取組番号	19	取組	高校生向け知財教室			
内容	日本弁理士会等と連携し、進路を真剣に考える年代（高校生、高専生、高等部生）を対象に、知的財産権（特許権、商標権、著作権等）の意義や知識等を伝え、将来の仕事やビジネスに役立つ学びや、気づきの機会とするために、知財教室を開催します。					
担当課	産業政策課					
指標	知財教室実施後のアンケート調査において、「更に知的財産の多くを学びたい」「機会があれば知的財産を学びたい」と回答した人の割合（%）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	86.7	90	90	90	90	90

取組番号	★ 20	取組	若者の就労支援			
内容	自立した生活を送れなかったり、就労に支障のあるような若者に対し、日常生活や社会生活などを円滑に送れるよう支援を行い、就労・自立の達成を目指します。					
担当課	生活援護課					
指標	若者の事業利用者数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	26	28	28	28	28	28

<その他の取組> 施策コード 123

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	キャリア教育の推進	「小・中一貫町田っ子カリキュラム『キャリア教育』」に基づき、児童・生徒が様々な経験やチャレンジする機会を提供し、自己理解・自己管理能力の育成を図ります。	指導課
(2)	学習支援事業	学習支援事業がより多くの方に届くための検証と持続可能な仕組みづくりを行います。	生涯学習センター

基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

基本施策（1）「子どもの権利」の普及・啓発

◇ 施策の方向性

「子どもの権利」について規定している「まちだコドマチ^{ルール}条例」を広く周知することと、「子どもの権利」についての理解を広げ、それを守るための実践へとつなげていきます。

<主な取組> 施策コード 131

取組番号	21	取組	「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」の普及・啓発活動			
内容	2023年12月に制定し、2024年5月5日に施行した条例の趣旨と「子どもの権利」「大人の責務」について、大人や子ども自身に広く理解してもらえるよう、普及・啓発活動を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	条例の普及・啓発活動の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	3	3	3	3	3

取組番号	22	取組	「まちだコドマチ ^{ルール} 条例」のeラーニング			
内容	条例の理念や内容について、市役所職員に周知・啓発を図ります。担当している事業だと「子どもにやさしいまち」に向けてどのようなことができるのかを考えるきっかけづくりを行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	職員のeラーニング受講率（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	—	90	90	90	90	90

コラム4 「まちだコドマチ^{ルール}条例」の普及啓発

条例は制定されたらそれで終わりではありません。条例の趣旨を知ってもらい、実践に移してもらうことが重要です。本市では、「子どもにやさしいまち」の実現に向けて、「まちだコドマチ^{ルール}条例」の理念や内容を、より多くの方に知ってもらい、実践してもらうための普及啓発の取組を行っています。

「まちだコドマチ^{ルール}条例」を施行した2024年度には、「子どもにやさしいまち」の実現に向けたキャンペーンとして「コドマチフェスティバル」を開催し、条例の普及啓発を行いました。子ども向けのお祭りや、スポーツイベント、若者や税金とのコラボ、市民協働フェスティバル「まちカフェ」などを通して、子どもや大人のほか、地域団体や事業者など幅広い対象が、条例に触れ、知るきっかけとなる取組を実施しました。

また、条例の普及啓発の取組として忘れてはいけないのが、市職員一人ひとりに対する普及啓発です。実際に市民と関わり、まちづくりに携わる市職員一人ひとりが「子どもにやさしいまち」を意識して日々の業務に取り組むことは、子ども視点のまちづくりを進めていく上で欠かせません。本市は今までも、市の基本計画に「子どもにやさしいまち」の実現を掲げ、子ども視点のまちづくりに積極的に取り組んできました。条例制定を機に、改めて日々の業務がどのように「子どもにやさしいまち」につながっていくのか考え、実践していくことで、子ども視点のまちづくりが更に推進されていきます。

今後も様々な形での普及啓発を検討し、子どもに関わる方はもちろん、普段関わらない方にも「まちだコドマチ^{ルール}条例」の理念を知ってもらうことで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指していきます。



▲「コドマチフェスティバル&ばぁん誕生祭」入口



▲フットサル選手とキックターゲット



▲はたらく乗り物大集合！

「まちだコドマチ^{ルール}条例」PRキャラクター



基本施策（2）子ども・若者の悩みに対する支援

◇ 施策の方向性

多様化しつつある子ども・若者の悩みについて、相談窓口の充実を図ります。また、子どもが相談しやすくなるように、学校、電話、SNSなどを活用し、相談方法の充実にも努めます。

<主な取組> 施策コード 132

取組番号	23	取組	まこちゃんダイヤル			
内容	18歳までの子どもが利用できる、通話料無料の相談ダイヤルです。子どもが困っていることや悩んでいることについて、相談員が話を聞きます。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	子どもの認知度（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	70.5	80	80	80	80	80

取組番号	24	取組	こころの相談			
内容	こころの相談（ひきこもり*相談も含む）に保健師等が対応しています。必要に応じて関係機関と連携を図り、適切な支援につなげていきます。					
担当課	保健予防課					
指標	こころの健康づくりに関する普及啓発回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	4	5	5	5	5	5

取組番号	25	取組	教育に関する相談機会の充実			
内容	子どもがより身近な場で相談できるように、東京都スクールカウンセラー*に加えて、市独自スクールカウンセラーを学校に配置します。子どもと保護者からの教育に関する相談対応を行う「教育センター教育相談」とも連携し、一人ひとりの子どもにとって必要な支援を行っていきます。					
担当課	教育センター					
指標	市独自スクールカウンセラーの配置人数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	5	7	7	8	8	9

取組番号	26	取組	スクールソーシャルワーカー*の派遣			
内容	児童生徒の事案に対応するケースは、年々増加しています。学校の支援力向上を図るための助言を行うことも、スクールソーシャルワーカーの大きな役割となります。今後の支援状況を鑑みながら、増員を含めた配置人数を検討していきます。					
担当課	教育センター					
指標	スクールソーシャルワーカーの配置人数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	6	6	6	6	6	6

<その他の取組> 施策コード 132

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	まちだヤングケアラー相談室	市内のヤングケアラーとその家族が、悩み事をLINEで相談できます。ヤングケアラーだった経験を持つ相談員が相談を受けます。	子ども家庭支援課
(2)	SNS自殺防止相談事業	近年、若者の多くがSNSを日常的なコミュニケーション手段として用いていることを踏まえ、自殺防止を目的としたSNSを活用した相談事業を実施します。	健康推進課
(3)	ゲートキーパー養成講座(教職員向け)	ゲートキーパーの役割を理解し、その対処方法を学ぶため、教職員向けのゲートキーパー養成講座を実施しています。	健康推進課、指導課

コラム5



悩みや困り事の相談支援

人間関係、家族関係、心と身体、進学や就職、将来のことなど、悩みや困り事は様々です。相談を切り出すにも勇気が必要であり、「身近な人には話しづらい」「話しても理解されない・解決しないのではないか」といった相談自体への抵抗を感じる子どもも少なくありません。誰にも相談できずに一人で抱え込み、事態が深刻化する前に、適切な支援につながる事が大切です。

上記＜主な取組＞＜その他の取組＞に記載の相談支援の他にも、若者の悩み相談や性自認・性的指向に関する相談など、相談内容に合わせた様々な相談先があります。

また、利用方法も窓口の他、電話やメール、SNSなど、相談者に合わせて選べる形となっています。なお、子どもや若者本人からの相談だけでなく、子どものひきこもりに悩む保護者等からの相談も受け付けています。



相談する
(まちだ子育てサイト)



困ったときに、悩みに応じた相談ができる場所があることを、子どもや若者に認知してもらい、また、実際に困ったときには相談してみようと思えるような、話しやすい、利用しやすい相談先になるように取り組む必要があります。

基本施策（3）子どもの権利侵害の防止と適切な支援

◇ 施策の方向性

「子どもの権利」が侵害されることがないように、関係機関で連携して、いじめや虐待などの予防、早期発見、早期対応に取り組みます。

<主な取組> 施策コード 133

取組番号	27	取組	いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）			
内容	「町田市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ事案発生時の組織的な対応の流れをまとめたフロー図を活用して、いじめ問題について組織的な対応を図ります。また、学校、家庭、地域、その他の関係機関との連携の下、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の取組を推進します。					
担当課	指導課					
指標	「人が困っているときは、進んで助けている」の項目について肯定的に回答した児童生徒の割合（％） ①小学校6年生／②中学校3年生					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①91.3 ②86.6	①91.5 ②88.0	①92.0 ②89.0	①92.5 ②90.0	①93.0 ②91.0	①93.0 ②91.0

取組番号	28	取組	子育て支援ネットワーク会議			
内容	虐待を受けている子どもをはじめとする、支援が必要な子どもとその家族の早期発見や、適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	会議の実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	42	42	42	42	42	42

基本方針1 子どもが自分らしく成長し、一人ひとりの魅力を輝かせている
 基本目標3 「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られている

取組番号	★ 29	取組	児童虐待相談対応			
内容	虐待事案として受理した要保護児童とその家庭に対して、原因を整理し、必要に応じて専門機関やサービスの調整をし、改善に向けたサポートを行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	児童虐待受理ケースのうち、終結できた割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	71.5	72	72	72	72	72

<その他の取組> 施策コード 133

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	出前講座 (子ども向け虐待防止啓発活動)	小学6年生を対象として、虐待を理解するための講座を開催し、児童虐待やその相談場所について知識をつけてもらうことで、潜在的なSOSを発掘します。	子ども家庭支援課

基本方針2 子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている



基本目標1 安心して出産を迎え、子育てできる

基本施策（1）妊娠期からの子育て支援

◆ 施策の方向性

妊婦や赤ちゃんの状況に応じた支援や情報提供を行い、安心して出産を迎え、赤ちゃんを笑顔で過ごせるように支援します。

<主な取組> 施策コード 211

取組番号	30	取組	出産・子育てしっかりサポート面接			
内容	市内在住の全ての妊婦を対象として保健師等が面接を行い、心身の状態やご家庭の状況等を把握し、また、必要に応じて利用できる母子保健サービスを紹介しています。					
担当課	保健予防課					
指標	妊婦面接を受けた割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9	96.9

取組番号	31	取組	妊婦健康診査			
内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。					
担当課	保健予防課					
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」P●●参照					

取組番号	32	取組	こんにちは赤ちゃん訪問事業			
内容	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育家庭等の把握を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	訪問率(%)					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6	96.6

取組番号	33	取組	利用者支援事業			
内容	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び、必要に応じて相談・助言等を行います。あわせて、関係機関との連絡調整等を実施します。					
担当課	子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども家庭支援課、保健予防課					
指標・目標	教育・保育の量の見込みと確保方策(第3期町田市子ども・子育て支援事業計画) P●●参照					

<その他の取組> 施策コード 211

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	歯科口腔健康診査	すべての妊婦を対象として、口腔内の環境が変化しやすい妊娠中に、むし歯(う蝕)、歯周疾患等の健診を市内の協力歯科医院で無料で実施します。	保健 予防課
(2)	産後ケア事業	出産後、医療機関などの施設もしくは助産師による訪問で、お母さんの体や赤ちゃんのケア、授乳指導、育児相談を行います。	保健 予防課

コラム6



(仮称) 子ども・子育てサポート等複合施設

本市では、現在の教育センターの建て替えに合わせ、子ども・子育てに関する様々な支援を切れ目なく受けられる「(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」を整備し、2029年度のオープンを目指して検討を進めています。

● 子ども・子育て支援を切れ目なく受けることができる施設

母子保健機能と子ども・子育てに関する支援機能を複合化した「子ども家庭センター」の機能を持ち、児童発達支援機能と教育支援機能を複合化することで、妊娠期・幼児期から学齢期まで切れ目なくサポートするとともに、子ども・子育て、教育に関する総合的な支援体制の充実につなげます。そして、子ども・子育て支援の拠点として、子育て家庭の交流が自然と生まれる施設を目指します。

● 導入を予定している機能

- ◆ 子ども・子育てに関する相談
- ◆ 発達相談、療育支援
- ◆ 虐待相談、養育支援訪問
- ◆ 妊産婦・乳幼児相談、乳幼児健診等の各種健診
- ◆ 休日・準夜間小児救急診療
- ◆ 教育相談、就学相談、
けやき教室・くすのき教室*
- ◆ 非行相談等の更生保護活動
- ◆ 都立児童相談所



▲新施設利用イメージ「親子で相談や交流ができる」

子育てのスタート期である妊娠期から継続して、保護者も子どもも通い慣れた場所で支援を受けられることは、子育てをする上での安心感につながります。誰もが安心して出産を迎え、子育てができるよう、ライフステージやサポート内容によって切れ目が生じることのない支援体制を構築することが重要です。

基本施策（2）子育ての相談・支援

◆ 施策の方向性

子育て家庭の負担や不安を軽減し、子どもと過ごす時間を楽しめるように、子育てに関する相談や情報提供、学習プログラムの提供等を行います。また、子育て家庭の孤立化を防ぐため、子どもや保護者が交流できる場の提供や、身近な認可保育所とのつながりづくりを推進します。

<主な取組> 施策コード 212

取組番号	34	取組	乳幼児健康診査			
内容	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児を対象とした健診で乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援を行います。					
担当課	保健予防課					
指標	乳幼児健診受診率（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	95.3	95.6	95.6	95.6	95.6	95.6

取組番号	35	取組	育児支援ヘルパー事業			
内容	出産後育児、家事等の支援を必要とする家庭に対してヘルパーを派遣し、育児の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	ヘルパー派遣事業所数					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	5	6	6	6	7	7



事業案内3 親子が笑顔で、共に育っていくために

保護者は、子育てを通じて子どもと共に成長していきます。初めて子育てを経験する人はもちろんのこと、子育て経験者でもそれぞれの子どもの個性によって、初めての経験となることも多いです。本市では、保護者が講座や相談を通じて子育ての知識を身につけ、不安を解消し、子育てに喜びを感じられるように、様々な事業を行っています。

- **乳幼児・母性相談**

生後2か月から就学前の子どもの身長・体重測定や、育児相談、栄養相談、歯科相談の他、母親の身体や気持ちに関する相談、母乳相談を行います。

- **離乳食講習会**

乳児の栄養、食生活について（離乳食のすすめ方）の講習会を開催します。初期のコースでは、父親目線の話も加えた内容で実施しています。



▲離乳食講習会

- **幼児食講習会**

幼児期の栄養、食生活についての講習会を開催します。

- **育児講座**

就学前の子どもがいる家庭を対象として、子育てや虐待予防を題材にした育児講座を開催します。相談することの大切さや適切な対応方法を知ってもらう機会を作ることが目的としています。

子育てに大変さはつきものですが、子どもの成長は何よりも喜ばしいことです。乳幼児期は子育てに特に手がかかる時期ですが、子どもにとっては人生のスタート期であり、アタッチメント（愛着）の形成は今後の成長に大きな影響を与えます。保護者自身が様々な知識を身に付けながら子どもと一緒に成長し、笑顔で子どもと過ごせるように取組を推進していきます。

市民（若者）の声



子育ては大変なイメージがあるけれど、その数倍楽しそう！



子育ての負担がもっと軽くなるといいなあ。

取組番号	36	取組	マイ保育園事業			
内容	在宅で子育てしている家庭に子育てに関する相談や情報提供などを、子育て家庭の身近な認可保育所等が行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	実施園数（園）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	73	74	75	76	76	76

取組番号	37	取組	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）			
内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	延べ利用者数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	68,907	64,309	63,342	62,342	61,820	61,532



事業案内4 子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造 キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）

子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村では、乳幼児とその保護者や保護者同士が交流できる機会の確保や、保護者が抱える育児不安の軽減のため、様々な子育て支援事業を行っています。

例えば、0才児とその保護者が触れ合える「ベビーヨガ」や乳幼児とその保護者が一緒におもちゃを作る「工作教室」、離乳食の作り方、食べさせ方を学ぶ「離乳食講座」等のプログラムを実施しています。また、各プログラム以外でも日々育児の相談などを受け付け、必要に応じて他の専門機関に繋げています。

今後も安心して子育てができるようニーズに合った事業を展開していきます。



▲0才 ベビーヨガ



▲工作教室

取組番号	38	取組	家庭教育支援事業			
内容	子育て中の保護者を対象に、子どもの年齢ごとに生じる家庭教育に関する多様な悩みや問題の解消につなげる学習プログラムを提供します。					
担当課	生涯学習センター					
指標	学習成果を今後活かせると回答した人の割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	94.6	95	95	95	95	95

取組番号	39	取組	まちだ子育てサイト			
内容	子育て家庭や子ども自身に向けて、子ども・子育てに関する情報を発信します。情報のさらなる充実を図るとともに、利便性があり、見る方にわかりやすいサイトとなるよう、コンテンツの管理を行います。					
担当課	子ども総務課					
指標	アクセス数（件）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3,078,059	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

コラム7 必要な情報が届くプッシュ型の情報発信

子育てや家事、仕事等で時間がない子育て世代にとって、重要情報や自身の子どもに関わる情報を自分で調べ、アクセスすることは、手間も時間もかかるため、大きな負担となります。

本市では、子ども・子育て情報をX（旧 Twitter）で発信するほか、メール・LINE 配信も実施しています。また、スマートフォン等で利用できるサービス「わくわくワクチンプラス」では、アプリやメール登録を通じて、子どもの予防接種のスケジュールや関連情報を保護者に向けて配信しています。

今後も、各家庭に応じた情報が適切な時期に手元に届く仕組みを検討し、保護者目線でのサービスの利便性を高めていく必要があります。



▲わくわくワクチンプラス
トップページ

事業案内5 まちだ子育てサイト

「まちだ子育てサイト」は、妊娠期から18歳未満の子どもがいる子育て家庭や、子ども自身に向けた情報に特化した市のホームページで、子ども・子育てに関連する手続きや施設、イベントなど幅広い情報を掲載しています。子育て中の保護者や子どもが求めている情報にすぐにアクセスできるように「見やすく」「わかりやすく」「検索しやすく」を心がけ、積極的に情報発信をしています。

便利な機能として、目的や年齢、地図情報から、探したい情報を検索できるほか、「イベントカレンダー」「保育料等シミュレーション」などの機能があります。

● イベントカレンダー

保護者や子ども向けのイベント情報を一覧で見ることができます。種類や地域でイベントを検索することもできます。

● 保育料等シミュレーション

年収などの簡単な入力で、保育料や育成料、手当、助成金の概算が計算できます。

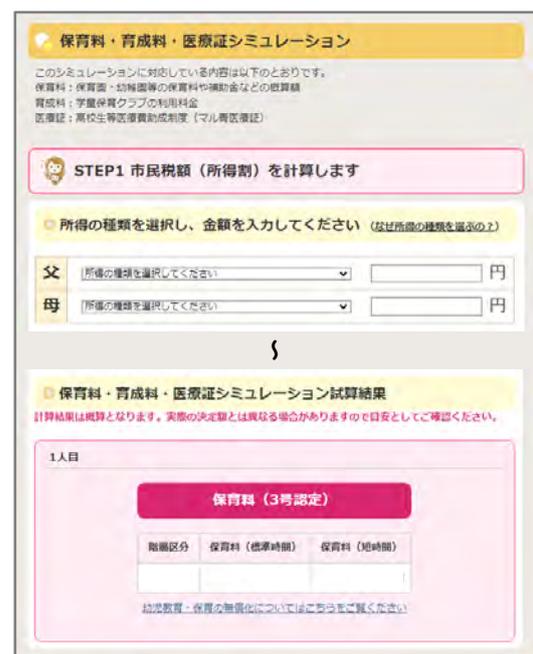
これから本市で子育てを考えている人も含め、各家庭の、あらゆる子育てシーンに必要な情報が行き届くよう、情報発信の充実を図っていきます。



▲まちだ子育てサイト トップページ

(上) イベントカレンダー ▶

(下) 保育料等シミュレーション▶



第4章 ■ 施策の展開

取組番号	40	取組	ファミリー・サポート・センター事業			
内容	生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。					
担当課	子育て推進課					
指標	会員数（依頼会員、援助会員、両方会員の合計）（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3,234	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300

取組番号	41	取組	ショートステイ・トワイライトステイ事業		
内容	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で預かり、必要な保育を行います。				
担当課	子ども家庭支援課				
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」 P●●参照				

取組番号	42	取組	養育支援訪問事業		
内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。				
担当課	子ども家庭支援課				
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」 P●●参照				

取組番号	43	取組	一時預かり事業 ア 幼稚園型		
内容	幼稚園・認定こども園*の教育時間前後の時間で、在園している子どもを預かります。				
担当課	保育・幼稚園課				
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」 P●●参照				

取組番号	44	取組	一時預かり事業 イ 保育園型（一時保育）
内容	冠婚葬祭等の急な用事、仕事、入院・通院・介（看）護等により、保護者が家庭において保育が一時的に困難になったときや、保護者のリフレッシュタイムが必要なときに、保育所等で子どもを預かります。		
担当課	保育・幼稚園課		
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」P●●参照		

取組番号	45	取組	市内保育所の保育士等の人材確保事業			
内容	新卒者や潜在保育士等を対象に、就職相談会や保育所見学バスツアーなど、市内の保育所で働くことに魅力を感じられるような取組を、保育士養成校やハローワークと連携して実施します。					
担当課	子育て推進課					
指標	保育士養成校等との連携回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	14	15	15	15	15	15



事業案内6 休日・準夜急患こどもクリニックの運営

休日や準夜帯など、多くの医療機関が休診する時間帯に急病になった子どもが医療を受けられるように、町田市医師会協力のもと急病診療事業を実施しています。

入院や高度の医療が必要な場合は、町田市民病院等と連携して対応します。



現在、休日・準夜急患こどもクリニックがある健康福祉会館は建設から30年を超え、改修の時期を迎えており、施設が老朽化しております。2029年度開設予定の「(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設」への移転により、施設の充実を検討するとともに、急病になった子どもへの医療を継続して提供できるよう取り組みます。

- 診療科目

小児科（15歳以下、中学生まで）

- 診療日および受付時間

診療日	受付時間
毎日	午後6時（午後7時から診療） ～午後9時30分
日曜日・祝休日・年末年始 （12月29日～1月3日）	午前8時45分（午前9時から診療） ～午後4時30分

<その他の取組> 施策コード 212

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	要支援家庭ショートステイ事業	家庭での適切な養育を確保するため、一時的に児童を児童養護施設等で預かり、あわせてプログラムに基づく家庭の生活改善支援を行います。	子ども家庭支援課
(2)	子育て世帯訪問支援事業	ヘルパーが、家事・子育て等に不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問して支援を実施し、家庭や養育環境を整えます。	子ども家庭支援課
(3)	未就園児預かり推進事業	保育園・幼稚園等に在籍していない0～2歳の子どもを定期的に預かり、子ども同士や、保護者以外の大人と関わる中での体験や経験を通じて、子どもの健やかな成長を図ります。また、在宅子育て家庭の孤立防止や不安軽減等、子育て支援の充実を図ります。	保育・幼稚園課

コラム8

手続のオンライン化推進

共働き世帯が増加する中、保育所等や学童保育クラブなどの子育て支援サービス利用に係る手続の利便性向上が求められています。仕事をしながら子育てをする保護者にとっては、窓口に来庁する手間は大きな負担となります。手続をオンライン化することで、いつでも、どこでも、簡単に、スマートフォンやタブレットなどからオンラインで手続を行うことができるようになります。



▲保育コンシェルジュ相談予約
(町田市ホームページや「まちだ子育てサイト」からアクセス可能)

本市では、保育所や幼稚園に係る全ての手続のオンライン化を東京都内で初めて実施し、「しっかりサポート面接」や「離乳食講習会」などサービス利用の予約システムも導入しています。妊娠期から中学校に関するものまで、様々な手続きができるほか、サービス利用・子育てに関するオンライン相談も実施しています。

保護者が子育て支援サービスを手軽に利用でき、子育てしやすい仕組みを充実させることで、「子どもにやさしいまち」の実現を目指していきます。

基本目標2 仕事をしている保護者が、子育てに喜びを感じることができる

基本施策（1）保育サービスの充実

◆ 施策の方向性

すべての保育を必要としている子育て家庭が、希望の保育サービスを受けられるように、各家庭の状況やニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。また、子どもを安心して預けることができるように環境の整備を進めます。

<主な取組> 施策コード 221

取組番号	46	取組	幼児教育・保育施設の整備			
内容	保護者の保育ニーズに応じて、幼稚園、認可保育所、認定こども園、家庭的保育者、小規模保育所*などの幼児教育・保育の提供体制を整えます。また、子どもの健やかな育ちを支えるため、保育環境の充実を図ります。					
担当課	子育て推進課					
指標	3歳児未満保育サービス提供率（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	48.8	50.1	50.1	50.1	50.1	50.1

取組番号	47	取組	送迎保育ステーション事業			
内容	駅近くの利便性の良い箇所で一時的に乳幼児を預かり、入所している教育・保育施設等へ送迎します。日中は各施設で保育を行い、夕方以降保護者のお迎え時間に送迎ステーションへ送迎します。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標	市が確保する利用定員数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000

第4章 ■ 施策の展開

取組番号	48	取組	延長保育事業（時間外保育事業）			
内容	保護者の勤務時間や通勤時間等の都合で、通常の利用時間を超えて保育所等を利用する必要がある場合に、在園している子どもを預かります。					
担当課	保育・幼稚園課					
指標・目標	「教育・保育の量の見込みと確保方策（第3期町田市子ども・子育て支援事業計画）」P●●参照					

取組番号	49	取組	病児・病後児保育事業			
内容	病児（病気にかかっている子ども）及び病後児（病気の回復期にある子ども）について、病院または保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を実施します。					
担当課	子育て推進課					
指標	利用登録者数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3,300	3,500	3,500	3,700	3,700	3,700

取組番号	★50	取組	学童保育クラブの施設環境づくり			
内容	児童の遊び及び生活の場としての適切な環境を整備するため、老朽化の解消や育成スペースの確保等を計画的に行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	老朽化の解消や育成スペースの確保及び空調設備の修繕等を行った施設数（箇所）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3	3	3	5	4	3

取組番号	★51	取組	学童保育クラブへの入退室管理システムの導入			
内容	学童保育クラブへの入退室に関する情報を確実かつ効率的に記録するとともに、保護者にリアルタイムでお知らせする入退室管理システムを全学童保育クラブに導入します。					
担当課	児童青少年課					
指標	入退室管理システム導入施設割合（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	71	73	79	85	92	100

基本施策（2）男女共同の子育ての推進

◆ 施策の方向性

様々な生活様式がある中で、男女が共に働き方や、家庭内での分担を考え、家事や子育てをしていくことが重要です。男性の育児参加は進みましたが、家庭のことは女性に負担が偏る傾向にあります。男女ともに子育てに取り組みやすくなるように、一緒に育児について学び、保護者同士で交流できる場を確保します。

<主な取組> 施策コード 222

取組番号	52	取組	両親学級			
内容	妊娠・出産後の健康管理や子育てについての講話、お風呂の入れ方や、赤ちゃんの保育・妊婦の体験等の教室を開催します。これらを通し、父親の育児参加も促します。					
担当課	保健予防課					
指標	父親の参加率（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1	95.1

取組番号	53	取組	父親対象育児講座			
内容	子育てに関する育児講座や、父子の絆を深めるレクリエーション等の父親向けイベントを通して、父親の育児参加を促すとともに、地域の父親同士の交流の場を提供します。					
担当課	子育て推進課					
指標	父親の参加人数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	86	90	90	90	90	90

<その他の取組> 施策コード 222

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	親と子の学びのひろば「パパと一緒にきしゃポッポ」	0～1歳児を連れた父親を対象に、子どもと一緒に気軽に参加し、参加者同士で交流しながら、一緒に子育てについて学び合える場を提供しています。	生涯学習センター
(2)	父親の育児参加事業	男性をターゲットにした子育てに関する啓発活動を行います。	市民協働推進課

コラム9

ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組

保護者が子育てしやすい環境であることは、「子どもにやさしいまち」の実現に必要な大切な要素です。働きながら子育てをする人が、仕事と子育てを両立させながら生活していくには、働き方の選択肢があることや職場の環境が、非常に重要となります。

本計画の策定にあたり、市内に本店または支店を有する事業者及び子育て中の従業員（男女）に対して、取組や考えを聴くためのヒアリング（コドマチヒアリング）を実施しました。

【ヒアリングを行った4社の主な意見】

- **ワークライフバランスの実現のために取り組んでいること**
 - ◆ 勤務・休暇時間を柔軟に許可している。
 - ◆ 男性の育児休業を必須としている。
 - ◆ 子連れ出勤や、社内の預かりサービスを実施している。
- **子育て中の従業員のために今後実施したいこと**
 - ◆ 子育てをしながらの仕事のストレス解消ができる取組を行いたい。
 - ◆ 従業員同士の交流ができると良い。
 - ◆ 子どもの預かりサービスを拡大させたい。
- **「子どもにやさしいまち」の実現のために、市などと協力できること**
 - ◆ 市の事業を周知する。
 - ◆ 子ども向けイベントでのブース出展やインストラクターの派遣を行う。
 - ◆ 学校の授業で使用する場所の貸出を行う。
- **子育て中の従業員の声**
 - ◆ 突発的な休みが多くなり、周りに迷惑をかけてしまうことが心配。
 - ◆ 職場の理解が深く、協力体制が整っているため、上手く制度を利用しながら働くことができている。

ヒアリングを行った4社は、製造業、情報通信業、金融業、サービス業など、業種や企業規模は全く異なります。子育て中の従業員が働きやすい職場づくりに至った契機も、従業員の要望や、新型コロナウイルス感染症の影響、経営方針によるものなど様々です。どの事業者も、試行や調整を重ねて徐々に体制を整えてきた経過が伺えました。

本市では、「町田市仕事と家庭の両立推進企業賞」として、ワークライフバランス推進に積極的に取り組む市内企業等を表彰しています。こうした事業を通じて、上記のような事業者の立場での「子どもにやさしいまち」の実現に向けた取組が広がるよう、地域の様々な主体への周知や啓発等を推進していきます。



基本目標3 家庭が孤立せず、それぞれに寄り添った支援を受けることができる

基本施策（1）子どもの発達に支援が必要な家庭への支援

◇ **施策の方向性**

発達に支援が必要な子どもがいる家庭が、不安や負担を抱え込むことなく子育てができるよう、支援の充実を図ります。

<その他の取組> **施策コード 231**

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	保育園等での医療的ケア児の受け入れ	「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき、医療的ケア児を保育園等に受け入れます。	子ども発達支援課 保育・幼稚園課 子育て推進課
(2)	医療的ケア児コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達センターに配置します。	子ども発達支援課
(3)	重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業	医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）や医療的ケア児の居宅に看護師を派遣し、医療的ケアを代替することで、その家族に一時的な休養を提供します。	障がい福祉課
(4)	療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを希望する保護者に配布します。	子ども発達支援課
(5)	親子療育事業	子ども発達センターにおいて、保護者が子どもの特徴の理解を深めるとともに子育ての悩みを相談できる場として、親子で参加する療育を行います。	子ども発達支援課
(6)	障害児相談支援	障害児通所支援及び障害福祉サービスを必要としている子どもが、相談支援専門員のケアマネジメントにより適切にサービスを利用できるように支援します。	子ども発達支援課
(7)	就学奨励費の支給	特別支援学級（固定制）に在籍する子どもの保護者に対して、学校でかかる費用の一部を就学奨励費として支給します。	学務課

基本方針2 子どもが家庭の中で笑顔に包まれ、豊かに育っている
 基本目標3 家庭が孤立せず、それぞれに寄り添った支援を受けることができる

取組 番号	取組	内容	担当課
(8)	障害福祉サービス等	居宅で入浴や排せつの介助等を行う「居宅介護」、外出時にヘルパーが付き添う「移動支援」、未就学児に動作の指導等を行う「児童発達支援」、就学児の能力向上の訓練を行う「放課後等デイサービス」等のサービスを提供します。	障がい 福祉課
(9)	子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの(仮称)子ども・子育てサポート等複合施設移転に合わせ、民間活力を導入し、医療的ケア児や重症心身障がい児の支援体制を強化します。	子ども発達支援課

基本施策（2）ひとり親家庭・貧困家庭への支援

◆ 施策の方向性

ひとり親家庭や経済的な困窮を抱えている家庭が安定した生活を送れるように、家庭の自立に向けた支援や、相談窓口の充実等を図ります。

<主な取組> 施策コード 232

取組番号	54	取組	ひとり親相談			
内容	ひとり親家庭の生活に関する相談を受け、自立に必要な情報提供や求職活動等の支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	相談件数（件）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1,856	1,856	1,856	1,856	1,856	1,856

取組番号	55	取組	子どもの学習・生活支援事業			
内容	経済的困窮世帯の子どもを対象に、基礎学力の定着及び自学の促進並びに幅広い社会性の定着を目的として、学習支援を行います。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	参加率（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	80.9	81	81	81	81	81

取組番号	56	取組	生活困窮世帯等の就労支援			
内容	各世帯のニーズに応じた個別計画書を作成し、就労につながるよう支援します。					
担当課	生活援護課					
指標	新規相談件数（件）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	172	276	276	276	276	276

<その他の取組> 施策コード 232

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	おうちでごはん事業	ひとり親家庭の親子コミュニケーションの時間を確保するため、地域ボランティアが弁当を調理し、自宅に配達します。併せて、配達時には地域情報や行政情報を提供します。実施には、本市の補助金が活用されています。	子ども家庭支援課
(2)	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	就労・技能習得のため一時的に家事・育児支援が必要な場合や、新たにひとり親となり日常生活を営むことに支障が生じている場合に、ヘルパーを派遣します。	子ども家庭支援課
(3)	母子及び父子福祉資金貸付事業	ひとり親家庭の方々が経済的に自立して、安定した生活を送るために必要とする資金の貸付を行います。	子ども家庭支援課
(4)	養育費確保支援事業	ひとり親家庭の親が養育費を確保できるよう、養育費保証契約の保証料や公正証書作成費用などを一部補助します。また、弁護士による無料法律相談を実施します。	子ども家庭支援課
(5)	就学援助費の支給	経済的な困窮を抱えている家庭を対象に、学用品費・給食費・入学準備金・修学旅行費など学校でかかる費用の一部を就学援助費として支給します。	学務課
(6)	居住支援事業	住宅確保要配慮者*に対して、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、有識者を含めた協議会の開催や相談窓口の設置を行っています。	住宅課
(7)	居住支援相談窓口事業	「住まいの電話相談窓口」を設置し、住宅確保要配慮者からの相談を受け付けています。	住宅課
(8)	まちだ福祉 ^{まる} ○ごとサポートセンター	支援を必要としながらも声を上げられない人や自らが抱える問題を認識していない人を必要な支援につなげるため、地域福祉コーディネーターによるアウトリーチを行います。	福祉総務課

基本方針3 子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている



基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

基本施策（1）地域住民・事業者との連携

◇ 施策の方向性

地域人材や、事業者の特性を活かしたイベントや活動を実施することで、子どもが地域との関わりの中で成長する機会を提供します。

<主な取組> 施策コード 311

取組番号	57	取組	地域と連携した教育活動			
内容	学校運営協議会が主体的に学校経営に関われるように委員向け研修会等を実施します。また、各学校の地域学校協働活動を充実させるために、現在各学校の地域学校協働本部で、地域人材データを蓄積しています。					
担当課	指導課					
指標	「学校は保護者や地域と一体となって子どもたちを育てている」と回答した保護者の割合（％） ①小学生保護者／②中学生保護者					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	①87.3 ②76.2	①90 ②77	①92 ②79	①94 ②81	①96 ②83	①96 ②83

取組番号	58	取組	「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進			
内容	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが「まちとも」やその他の子ども向けの教室等で子どもたちにスポーツの楽しさを伝えます。					
担当課	スポーツ振興課					
指標	スポーツ推進委員や地域スポーツクラブが地域と連携し子ども向けに機会提供した地区数（地区）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	3	4	6	8	10	10

取組番号	59	取組	子どもセンター事業（地域連携事業）			
内容	地域団体や民間事業者と連携し、子どもセンターにおける子育て・子育て事業の充実を図ります。また、出張事業や地域主催のイベント等への支援事業を通じて地域の活性化を後押しします。					
担当課	児童青少年課					
指標	地域団体や民間事業者と連携した事業数（事業）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	133	145	150	155	160	165

取組番号	60	取組	子どもセンター事業（イベント事業）			
内容	多くの子どもやその保護者の利用促進につなげるとともに、地域団体・地域の方々との交流・連携を深め、地域に根差した子どもセンターの運営を図るため、周年イベントや季節にあわせたイベントを開催します。					
担当課	児童青少年課					
指標	イベントに参加した団体数（団体）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	156	160	165	170	175	180



事業案内7 FC町田ゼルビア協働事業センサリールーム

本市とFC町田ゼルビアの協働事業として、町田GIONスタジアムでのホームゲームでセンサリールーム事業を実施しています。

センサリールームとは、聴覚や視覚に過敏があったり、発達障がいなどでスタジアム席での観戦が難しかったりする方が、安心して試合を観戦することができる部屋です。



また、「スタジアムに行ってみたいけど、難しい…」「子どもと一緒に出掛けられる場所を増やしたい」と考えている家族も、子どもと一緒にスタジアムで過ごすことができます。

今後も、そうした子どもや家族が安心して過ごすことのできる空間づくりを目指していきます。

取組番号	61	取組	青少年健全育成等サポート事業			
内容	青少年の健全育成等の活動を行う青少年健全育成地区委員会連絡協議会、青少年委員、子ども110番の家登録団体を対象に、会議・イベントの開催支援や、子ども110番に関する訓練の協働実施などのサポートを行います。					
担当課	児童青少年課					
指標	サポートを行った活動数（件）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	34	35	35	35	35	35

コラム10 地域におけるネットワーク ～地区協議会～

本市では、地区の課題を解決し、地区の魅力を向上するために、様々な団体が集まって知恵を出し合い、協力しながら取り組むネットワーク組織である「地区協議会」が市内全10地区で設立されています。

地区協議会の構成団体には町田市町内会・自治会連合会の地区連合会、町田市青少年健全育成地区委員会、町田市民生委員児童委員協議会のほか、小学校や中学校といった教育機関も含まれており、各地区の特性に合わせて様々な事業に取り組んでいます。

各地区協議会では、地域住民、地域活動団体、事業者等の多様な主体が事業に参加し、多世代の交流の場づくり、子どもの見守りをはじめとする子どもに関係する事業を積極的に実施しています。今後も、地域で連携して、「子育て」「子育て」を支えます。



▲「木曽地区協議会」クイズラリー

基本方針3 子どもが地域を身近に感じ、地域に愛着を持っている
 基本目標1 子どもを見守る大人が増え、子どもが大切にされている

取組番号	62	取組	子ども食堂*ネットワーク			
内容	子ども食堂開設希望者に対して、開設に結びつくよう関係機関と連携して支援を行います。また、子ども食堂間や関係機関との情報共有を行う場を提供します。					
担当課	子ども家庭支援課					
指標	子ども食堂ネットワークにおける会議の開催回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	2	2	2	2	2	2

<その他の取組> 施策コード 311

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	高校生療育体験ボランティア事業	市内に在住する、もしくは町田市内の高校に在籍する高校生を対象に、子ども発達センターの療育を体験する「高校生療育体験ボランティア」を実施します。	子ども発達支援課

基本施策（2）地域人材の発掘と育成

◇ 施策の方向性

地域には特別な技能を持った人、地域での活躍を希望する人など、多様な人材がいます。このような人材が地域の支援者としてボランティアなどの活動を通して活躍できるように、人材の育成や機会の提供を行います。

< 主な取組 > 施策コード 312

取組番号	63	取組	地域子育て相談センター事業（地域人材活用）			
内容	子育てをしている保護者が、子育てひろばに参加しながら自分の経験や得意なことを活かし、子育てひろば運営の手伝いをします。					
担当課	子育て推進課					
指標	子育てをしている保護者が子育てひろば等の運営にかかわった回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	21	21	21	21	21	21

取組番号	64	取組	冒険遊び場プレーリーダー養成講座			
内容	冒険遊び場活動のさらなる充実を図るため、活動の担い手となるプレーリーダーの知識と技術の習得及び向上を目指し、養成講座を実施します。					
担当課	児童青少年課					
指標	参加者の満足度（％）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	97.3	98	98	98	98	98

<その他の取組> 施策コード 312

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	【再掲】家庭教育支援事業	家庭教育や子育てに必要な知識や技能を習得する機会を提供し、地域で活動する人材を育成します。	生涯学習センター
(2)	在宅サービス基盤整備事業（養育家庭制度普及啓発）	多くの方に里親制度を知っていただき、養育家庭になっていただけるよう、10～11月の里親月間に養育家庭体験発表会などの啓発イベントを実施します。	子ども家庭支援課

基本目標2 子どもがのびやかに過ごせる環境が整っている

基本施策（1）体験活動の場や居場所の充実

◇ 施策の方向性

子どもが地域住民と関わりながら様々な体験を通して成長できるように、体験活動の場や、プログラムを充実させます。また、すべての子どもがその日その時に過ごしたいと思える居場所が見つかるように、子どもの声を聴きながら、居場所の充実や、情報発信に取り組みます。

<主な取組> 施策コード 321

取組番号	65	取組	放課後子ども教室「まちとも」事業			
内容	地域住民で構成するまちとも運営協議会と共に、小学校の教室や校庭などを活用し、子どもが自由に遊び、様々な体験ができる場として、放課後子ども教室「まちとも」を実施することで、放課後の子どもの居場所づくりを推進します					
担当課	児童青少年課、指導課					
指標	まちとも延べ参加者数（人）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	389,138	392,000	394,000	396,000	398,000	400,000

取組番号	66	取組	Nature Factory 東京町田事業			
内容	豊かな自然環境を活かした野外活動、創作体験などのイベント、プログラムの実施及び既存施設の有効活用を通じて施設全体の魅力を高め、集客力の向上及びサービスの充実を図ります。					
担当課	児童青少年課					
指標	主催事業（指定講座及び自主事業）参加者満足度（%）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3	95.3



事業案内8 レクリエーション・観光施設

● Nature Factory 東京町田

市内唯一の公共宿泊施設であり、2023年度に「旧大地沢青少年センター」から名称を変更しました。

本市の西端に位置し、豊かな自然環境に恵まれており、子どもや親子で参加できる工作、陶芸教室、自然観察やキャンプ、バーベキューなどが体験できます。また、野外炊事場やキャビン、テントサイトなどのアウトドア施設の他、宿泊施設やホールも備え、様々な用途に合わせた利用が可能です。

今後も利用者ニーズに沿った事業運営に努めていきます。



▲Nature Factory
東京町田 外観

● せせらぎの里 町田市自然休暇村

長野県南佐久郡川上村にあり、周囲を唐松や白樺などにおおわれた自然豊かな場所で、林業体験・農業体験や天体観測を行うツアーなどを実施しています。また、市内小学校の移動教室で利用しています。野外炊事場やキャビン、テントサイトなどのアウトドア施設の他、宿泊施設やホール、天体観測棟も備え、様々な用途に合わせた利用が可能です。

今後も利用者ニーズに沿った事業運営に努めていきます。



▲せせらぎの里町田市
自然休暇村 外観

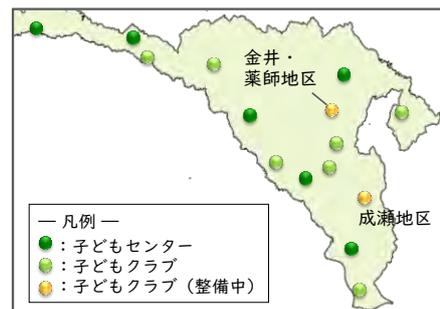
取組番号	67	取組	子どもクラブ整備事業			
内容	大型の児童館である子どもセンターを補完するための施設として小型の児童館である子どもクラブの整備を進めます。					
担当課	児童青少年課					
指標	子どもクラブ累計施設数（施設）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	7	8	8	8	9	9



事業案内9 子どもクラブ整備事業

「子どもクラブ」は、乳幼児とその保護者、18歳までの子どもが利用できる小型の児童館です。

子どもの居場所の更なる充実を図るため、大型の児童館である「子どもセンター」を補完するための施設として整備をおり、全9館の計画のうち、これまでに7館が開館しています。今後は、「成瀬地区」「金井・薬師地区」の整備を進め、子どもの居場所の更なる充実を図ります。



▲子どもセンター・子どもクラブ位置図

コラム11

子どもたちが選べる居場所の充実

子どもの居場所は、物理的な「場」だけでなく、場所や時間、人との関係性全てが居場所になり得ます。その場や対象を居場所と感ずるかどうかが、どの場所でどのように過ごすかは子ども自身が決めることであり、子どもの主体性を大切にしたい居場所づくりが求められています。

【本市が整備している代表的な居場所】

● 子どもセンター、子どもクラブ

乳幼児とその保護者、18歳までの子どもが利用できる児童館です。



▲子どもセンターまあち スタジオ

● 子ども創造キャンパスひなた村

日向山にある子どものための施設で、自然の中で思い切り遊ぶことができます。

● 冒険遊び場

「自分の責任で自由に遊ぶ」が実現できるプレイパークです。活動を市が補助することで、地域団体による子どもの居場所づくりを実現しています。



▲小山田子どもクラブ「ゆめいく」

● 放課後子ども教室「まちとも」

小学校や地域ボランティアの協力を得て、放課後に教室や校庭を使って、子どもたちが自由に遊んだり勉強したりすることができます。



▲せりがや冒険遊び場

【その他の施設・情報】

- 生涯学習センターでは、乳幼児とその保護者の居場所として休日に保育室を開放するほか、勉強できる場所として、学習スペースを開放しています。

※休館：2024年10月1日～2026年1月3日

- つるかわ図書コミュニティ施設「つるぼん」は、読書だけでなく、勉強をしたり、ゆっくり過ごしたりすることができる居場所として、子どもたちが利用できます。

※開館：2025年5月～

- 地域のスポーツが楽しめる場所やスポーツ情報を掲載した「町田市スポーツマップ」を市内の全小学生に配布しており、スポーツやボール遊びができる公園、広場を探することができます。



▲放課後子ども教室「まちとも」

今後も、子どものニーズに合った居場所を提供し続けられるよう、地域団体や民間事業者等と協力しながら取組を推進していきます。

<その他の取組> 施策コード 321

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	放課後子ども教室「まちとも」運営強化事業	新たな学校づくりを契機に、運営をより安定化させるため、「まちとも」と学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討及び導入し、子どもの居場所の充実を図ります。	児童 青少年課
(2)	【再掲】子どもの居場所マップの作成	子どもたちと共に、子ども目線の居場所マップを作成します。それにより、子どもたち自身が目的に合わせて施設を選択することができます。	児童 青少年課

コラム12



子どもや保護者が過ごしやすい環境整備と
交流創出のまちづくり

本市の年少人口の転入超過数は全国トップクラスであり、現在、多くの子育て家庭に選ばれています。都市機能と自然環境が共存し、広域交通にも恵まれた環境である本市の魅力を生かしながら、親や保護者となる人たちが安心して子どもを産み育てていける場所として、今後も選ばれるまちであることが大切です。

子育て家庭が「住みたいまち」と感じられるには、その地域で子どもが安心して自由に過ごし、健やかに育つことができる「子どもにやさしいまち」であることが重要です。「子どもにやさしいまち」は「誰にとってもやさしいまち」につながり、みんなにとって暮らしやすいまちになります。

本市では、今後20年を見据えた新たな都市の将来像や設計図を描き、みんなにとって暮らしたいと思える魅力的なまちになるために、都市づくりの基本方針を策定し、取組を推進しています。

● 駅周辺のまちづくり

鉄道駅周辺を「暮らしのかなめ」として位置づけ、大きな拠点として魅力と活力にあふれた場所であると同時に、周辺の住宅地で生活する市民にとって日々の暮らしを支える場となるように整備しています。子育て関連施設の整備など、子育て家庭が暮らしやすい環境づくりも視野に入れるとともに、車椅子、ベビーカーを使用する人や子どもをはじめ、あらゆる人が移動しやすい空間を整備していきます。

● 公園の整備

障がいの有無に関わらず、あらゆる子どもと一緒に遊べるインクルーシブ遊具広場の整備に取り組みます。また、遊具の老朽化や安全性の課題に対応するとともに、それぞれの公園のニーズに合わせて、子どもや保護者が使いやすい公園づくりを推進します。



▲天神原公園の
インクルーシブ遊具

● スポーツ環境の整備

学校跡地や予定地、調整池等を、スポーツ施設を併設した公園等として整備し、利用しやすい、身近なスポーツ環境を充実させていきます。新たに整備する広場には、ボール遊びができるエリアや小さい子ども向けの遊具があるエリア等を設置する予定です。

コラム13



新たな学校づくりの推進



本市では、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化等の学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応しながら、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、計画的に学校の統合や建替えを進めています。また、新たな学校は、地域の活動拠点としてもより広く利用できるようにし、大人も子どもも、ともに学び、ともに育つ学び舎としていきます。

新たな学校の施設整備は、3つの基本理念に基づいて取り組んでいます。

①教育環境・生活環境づくり

学校は、社会において思考力・判断力・表現力や、社会性・人間関係を形成する力を育む場の中で児童・生徒にとって最も重要な場です。多様な学習形態に対応しながら、協働的な学習や学校生活におけるコミュニケーションを促進することができる環境を整備します。

例えば、小学校の教室はオープンスペースを整備することで、現在の教室より空間が広くなり、協働的学習や学年単位の活動が展開しやすくなります。また、可動式大型提示装置（プロジェクタ型電子黒板）などのICTの活用ができるよう、ホワイトボードを整備し、投影面や板書面として汎用性の高い活用を可能とする教室にします。



▲オープンスペースのある小学校の教室の整備イメージ

②放課後活動の拠点づくり

放課後における児童・生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動ができる環境を整備します。

③市民生活の拠点づくり

地域と学校が連携・協働するためのスペースを確保します。また、学校施設のさらなる地域開放などによって多様な人々が学校につどい、学習やスポーツ活動等を通じて、市民が交流し活動する愛着ある地域拠点となるような環境を整備します。

例えば、図書室は、図書や視聴覚教材といった多様なメディアを活用しながら協働的な学習を展開することができる「ラーニングセンター」となり、地域活動拠点として活用できるようになります。その他、学校支援ボランティア等が準備・活動できるコミュニティルームも整備します。



▲ラーニングセンターの整備イメージ

基本施策（2）子どもの安全・安心の確保

☆ 施策の方向性

地域で生活する子どもや家庭が安全・安心に日常生活を送ることができるように、子どもへの交通安全教室の実施の他、地域での見守りや、環境整備を進めます。

また、災害時に保護者が正確な情報を迅速に取得し、子どもの安全を確保できるように、情報伝達訓練を実施します。

<主な取組> 施策コード 3 2 2

取組番号	68	取組	通学路の安全点検			
内容	児童の通学の安全を図るため、町田市立小学校の通学路について定期的に関係機関と合同で点検を行います。学校長が指定した通学路のうち、学校・保護者から提出される危険箇所改善要望書をもとに、各管理者、教育委員会、学校、保護者等の関係機関とともに安全対策を検討します。					
担当課	学務課					
指標	点検実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	1	1	1	1	1

取組番号	69	取組	協働パトロール（防犯）			
内容	市、警察や地域団体、親子や外国の方、学生等の幅広い方々とともに定期的に防犯に係わる協働パトロールを実施することで、子どもも過ごしやすい安全安心なまちを目指します。					
担当課	市民生活安全課					
指標	協働パトロール（防犯）実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	57	57	57	57	57	57

取組番号	70	取組	災害時情報伝達			
内容	災害時、保護者が正確な情報を迅速に取得できるよう、市内の保育園・幼稚園等と連携して各施設の情報伝達方法を確立するとともに、継続して訓練を実施することで体制の定着を図ります。					
担当課	子ども総務課					
指標	訓練実施回数（回）					
目標	【実績】 2023年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	1	1	1	1	1	1

コラム14 災害に強いまちづくり

近年、全国各地で自然災害が頻発し、防災の注目度は高まっています。災害から一人でも多くの生命を守るためには、市民、事業所、市といった地域の各構成員が防災に対する自らの役割を自覚し、連携を図っていくことが重要です。

本市では、子ども自身が防災について学ぶことができるイベントの開催や、若い世代の地域防災リーダーの育成を行う「まちだ防災カレッジ」等の取組を通じて、市民の防災意識の向上を推進します。また、保育施設等においても、子ども・保護者や職員の安全を確保し、業務を継続する体制を整備できるよう、認可保育所等を支援します。

そして、災害発生時は、妊産婦や乳幼児、障がいのある子ども等、支援が必要な人の避難誘導から、その後の応急、復旧時に至るまで、個人の実情に応じた配慮を行うことで、安全を確保します。

災害への備えや防災の取組を充実させることで、子どもを含む全ての人が安全に暮らせるまちを目指します。



▲「アウトドア×防災」イベント
火起こし・湯沸かし体験

<その他の取組> 施策コード 322

取組番号	取組	内容	担当課
(1)	小学校新入学児童用防犯ブザー・ランドセルカバーの支給	児童の通学時の安全確保を図るため、町田市立小学校に入学する児童に防犯ブザー・ランドセルカバーを支給します。	教育総務課
(2)	小学校自転車教室	小学校3年生を対象に、自転車に乗る際の基本的なルールやマナーを学べる自転車教室を実施します。	市民生活安全課
(3)	中学校自転車教室	中学生を対象に、スケアード・ストレイト（恐怖の直視）教育技法を取り入れた自転車教室を実施します。	市民生活安全課
(4)	交通安全対策	市が管理する道路について、通学路の合同安全点検や要望に基づき、状況や必要性に応じた交通安全看板設置や路側帯カラー化等の安全対策を実施します。	道路管理課
(5)	町田市メール配信サービス（不審者・犯罪情報）	警察からの情報を基に、市内で起きた不審者出没や特殊詐欺・空き巣等の犯罪発生情報を配信します。	市民生活安全課

 **事業案内10 赤ちゃんとお出かけ**

乳幼児を連れて外出する際には、授乳、おむつ替え、食事や、乳幼児が過ごせる居場所など、様々なことを想定して準備をする必要があります。快適な外出のためには、乳幼児に対応した場所についての情報が欠かせません。そうした情報を、必要なときにすぐに検索できることが重要です。

まちだ子育てサイトでは、市内の「お出かけ応援てんぼ*」や、「赤ちゃん・ふらっと*」設置施設を紹介しています。また、地図情報から、授乳やおむつ替えができる施設を調べることができます。安心して出かけられ、親子共に楽しめる外出となるよう、地域で子育てを応援するとともに、わかりやすく、利用しやすい方法で情報提供を行っていきます。



▲赤ちゃん・ふらっとマーク

コラム15 心のバリアフリーの普及啓発

本市では、障がいの有無や年齢等にかかわらず、全ての人が共生する社会「ユニバーサル社会」を実現するため、「まちだユニバーサル社会推進計画（第3次町田市福祉のまちづくり推進計画）」に基づき、心のバリアフリーの普及啓発に取り組んでいます。

「心のバリアフリー」とは、心の中にある先入観、偏見等の障壁を取り除き、すべての人の存在をお互いに理解し、支え合う考え方のことをいいます。

「障害の社会モデル」の理解をより深めるため、2025年3月に「心のバリアフリーハンドブック」を改定しました。小学校の総合的な学習の時間における障がい者理解の学習に活用してもらえよう、ワーク型を採用し、市立小学4年生を対象に毎年度配布と啓発を行っていきます。

心のバリアフリーの取組は、子どもや市職員のみならず、市民に向け、普及啓発を行っていく必要があります。

障がいの有無にかかわらず、子どもも大人もそれぞれがまわりの人を尊重し、理解することで、全ての人にとって暮らしやすいまち、「子どもにやさしいまち」になることを目指していきます。



▲心のバリアフリー
ハンドブック



第5章

教育・保育の量の
見込みと確保方策

(第3期町田市子ども・子育て支援事業計画)

1 子ども・子育て支援事業計画



「子ども・子育て支援法」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」は、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画です。保育所や幼稚園の整備等に係る「教育・保育事業」及び地域における子育て支援施策に係る「地域子ども・子育て支援事業」について、現在の利用状況や今後の利用ニーズなどを踏まえた量の見込み、確保の内容及び実施時期等を定めています。

「教育・保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援新制度*に基づき、すべての地方自治体で実施されています。このうち、「地域子ども・子育て支援事業」は、全国一律の事業ではあるものの、具体的な実施方法は、各自治体の実情に応じるものとされています。

2 教育・保育事業



待機児童解消や多様な教育・保育ニーズへの対応を図るため、保育所等を整備します。なお、施設整備にあたっては、社会資源や子どもの数の変化、財政状況を踏まえて、市全体として柔軟に取り組むこととします。

(1) 提供区域

子ども・子育て支援事業計画において、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとされています。

本市において、教育・保育事業の提供区域は、上記条件を総合的に勘案し、各地域子育て相談センターをはじめとする子ども施策のいくつかで活用している、堺・忠生・町田・鶴川・南の5地域を提供区域とします。

(2) 量の見込み・確保方策など

■ 設定区分

認定区分※1	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業

■ 施設の分類

	教育・保育を提供する施設の利用時間	施設数 (2024年4月1日現在)
幼稚園	4時間	24園
認定こども園	(教育時間のみ) 4時間 (保育時間含む) 11時間	14園
認可保育所	11時間	76園
小規模保育所	11時間	19園
家庭的保育室	8時間	12室
認証保育所	13時間	4園

■ 単位

利用人数 (人/日)

※1 子ども・子育て支援新制度における教育・保育施設を利用するにあたっては、1号、2号、3号いずれかの認定を市から受ける必要がある。

■実績（2024年4月1日時点）

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
市全体	在籍児童数	3,615	5,180	542	1,383	1,587	
	待機児童数	0	0	0	18	10	
（参考） 地域別の状況	堺地域	在籍児童数	265	489	59	155	177
		待機児童数	0	0	0	0	0
	忠生地域	在籍児童数	614	1,457	109	285	350
		待機児童数	0	0	0	0	0
	町田地域	在籍児童数	751	985	113	317	364
		待機児童数	0	0	0	3	0
	鶴川地域	在籍児童数	688	838	116	247	268
		待機児童数	0	0	0	2	0
	南地域	在籍児童数	1,297	1,411	145	379	428
		待機児童数	0	0	0	13	10

■量の見込み

① 市全体

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 （1年目）	①ニーズ量	3,490	1,402	3,780	568	1,329	1,553
			5,182				
	②確保の内容	5,260	5,432		663	1,378	1,617
	過不足（②-①）	1,770	250		95	49	64
2026年度 （2年目）	①ニーズ量	3,376	1,377	3,820	576	1,404	1,477
			5,197				
	②確保の内容	5,149	5,501		663	1,391	1,630
	過不足（②-①）	1,773	304		87	▲13	153
2027年度 （3年目）	①ニーズ量	3,239	1,321	3,800	565	1,421	1,547
			5,121				
	②確保の内容	5,004	5,570		663	1,406	1,646
	過不足（②-①）	1,765	449		98	▲15	99
2028年度 （4年目）	①ニーズ量	3,187	1,292	3,775	572	1,390	1,561
			5,067				
	②確保の内容	4,896	5,570		663	1,404	1,643
	過不足（②-①）	1,709	503		91	14	82
2029年度 （5年目）	①ニーズ量	3,180	1,278	3,776	573	1,393	1,521
			5,054				
	②確保の内容	4,791	5,570		663	1,402	1,640
	過不足（②-①）	1,611	516		90	9	119

<参考> 確保の内容（内訳）

			1号認定	2号認定	3号認定		
					0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	②確保の内容	幼稚園・保育所・認定 こども園	5,260	5,367	597	1,160	1,372
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・小規模 保育所	0	0	39	177	201
2026年度 (2年目)	②確保の内容	幼稚園・保育所・認定 こども園	5,149	5,436	597	1,175	1,388
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・小規模 保育所	0	0	39	175	198
2027年度 (3年目)	②確保の内容	幼稚園・保育所・認定 こども園	5,004	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・小規模 保育所	0	0	39	175	198
2028年度 (4年目)	②確保の内容	幼稚園・保育所・認定 こども園	4,896	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・小規模 保育所	0	0	39	173	195
2029年度 (5年目)	②確保の内容	幼稚園・保育所・認定 こども園	4,791	5,505	597	1,190	1,404
		認証保育所	0	65	27	41	44
		家庭的保育室・小規模 保育所	0	0	39	171	192

■ 確保の内容及び実施時期

今後は既存施設の活用^{※2}や「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画」に基づく改築整備を中心に教育・保育の提供体制の確保を図ります。ただし、南地域においては、1～5歳児の確保の内容に不足が生じる見込みのため、これらの確保策に加え、2025年度に認可保育所を新たに1園整備します（2026年4月1日開所予定）。更に、2026年度に認可保育所を1園整備する前提で確保の内容を算定しますが、整備時期や整備手法については、計画期間中の待機児童の状況等を踏まえて検討します。

■ 今後の方向性

- ニーズ量調査の結果や市内の教育・保育施設の実情を考慮するとともに、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、定員の総量を適切に調整することで、効果的な教育・保育の提供体制の確保に努めます。
- 保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図ります。

保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画

これまで待機児童解消のために整備してきた保育施設において、老朽化が進行していることや、多様化している子育て支援への対応が難しくなっているなど、新たな課題が生じているため、中長期的な視点を取り入れた2040年度までの「保育施設の機能向上及び老朽化対応支援計画」を2024年●月に策定しました。今後は、本計画に基づき、老朽化した保育施設を中心に改築支援を通して機能向上を図ることで、質の高い保育の提供を目指します。

※2 定員変更（年齢構成等の見直し）や余剰スペースの有効活用のことを指す。

②地域別

ア 堺地域

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	245	67	424	62	143	182
			491				
	②確保の内容 過不足(②-①)	477 232	502 11		88 26	158 15	181 ▲1
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	242	67	434	63	148	166
			501				
	②確保の内容 過不足(②-①)	465 223	502 1		88 25	156 8	178 12
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	229	63	424	62	151	172
			487				
	②確保の内容 過不足(②-①)	453 224	502 15		88 26	156 5	178 6
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	224	62	418	64	149	175
			480				
	②確保の内容 過不足(②-①)	441 217	502 22		88 24	156 7	178 3
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	220	60	413	65	150	171
			473				
	②確保の内容 過不足(②-①)	430 210	502 29		88 23	156 6	178 7

イ 忠生地域

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	590	693	741	117	260	336
			1,434				
	②確保の内容 過不足(②-①)	850 260	1,581 147		139 22	301 41	369 33
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	588	693	742	119	278	299
			1,435				
	②確保の内容 過不足(②-①)	831 243	1,581 146		139 20	301 23	369 70
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	565	667	724	116	282	317
			1,391				
	②確保の内容 過不足(②-①)	812 247	1,581 190		139 23	301 19	369 52
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	547	645	701	117	274	320
			1,346				
	②確保の内容 過不足(②-①)	794 247	1,581 235		139 22	301 27	369 49
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	537	632	687	117	274	311
			1,319				
	②確保の内容 過不足(②-①)	776 239	1,581 262		139 22	301 27	369 58

ウ 町田地域

	1号認定	2号認定		3号認定			
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	716	224	732	120	299	349
			956				
	②確保の内容	1,093	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	377	95		10	12	21
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	689	216	731	121	324	336
			947				
	②確保の内容	1,067	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	378	104		9	▲13	34
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	655	205	722	117	323	359
			927				
	②確保の内容	1,041	1,051		130	311	370
	過不足(②-①)	386	124		13	▲12	11
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	649	204	719	117	310	355
			923				
	②確保の内容	1,016	1,051		130	309	367
	過不足(②-①)	367	128		13	▲1	12
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	648	203	720	116	308	340
			923				
	②確保の内容	991	1,051		130	309	367
	過不足(②-①)	343	128		14	1	27

エ 鶴川地域

	1号認定	2号認定		3号認定			
		幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	672	183	665	120	244	246
			848				
	②確保の内容	1,055	871		123	238	273
	過不足(②-①)	383	23		3	▲6	27
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	640	175	652	122	252	241
			827				
	②確保の内容	1,035	871		122	239	273
	過不足(②-①)	395	44		0	▲13	32
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	618	169	638	120	256	249
			807				
	②確保の内容	981	871		122	239	273
	過不足(②-①)	363	64		2	▲17	24
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	600	164	622	121	250	253
			786				
	②確保の内容	961	871		122	239	273
	過不足(②-①)	361	85		1	▲11	20
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	604	165	626	121	250	246
			791				
	②確保の内容	942	871		122	237	270
	過不足(②-①)	338	80		1	▲13	24

オ 南地域

		1号認定	2号認定		3号認定		
			幼児期の学校教育の利用希望が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
2025年度 (1年目)	①ニーズ量	1,267	235	1,218	149	383	440
			1,453				
	②確保の内容 過不足(②-①)	1,785 518	1,427 ▲26		183 34	370 ▲13	424 ▲16
2026年度 (2年目)	①ニーズ量	1,217	226	1,261	151	402	435
			1,487				
	②確保の内容 過不足(②-①)	1,751 534	1,496 9		184 33	384 ▲18	440 5
2027年度 (3年目)	①ニーズ量	1,172	217	1,292	150	409	450
			1,509				
	②確保の内容 過不足(②-①)	1,717 545	1,565 56		184 34	399 ▲10	456 6
2028年度 (4年目)	①ニーズ量	1,167	217	1,315	153	407	458
			1,532				
	②確保の内容 過不足(②-①)	1,684 517	1,565 33		184 31	399 ▲8	456 ▲2
2029年度 (5年目)	①ニーズ量	1,171	218	1,330	154	411	453
			1,548				
	②確保の内容 過不足(②-①)	1,652 481	1,565 17		184 30	399 ▲12	456 3

(3) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

① 認定こども園の普及についての基本的な考え方

保護者の就労状況に関わらず、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の普及については、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、事業を行う者と相互に連携し、推進方法等を協議、検討していきます。

② 質の高い教育・保育の提供

施設整備の充実などにより保育所等の待機児童数は減少し、従来の「量的拡充」から、「質の向上」に重点が移っています。

本市では、厚生労働省が策定している「保育所保育指針」を踏まえ、市内の保育所等が、子どもの人権・人格を尊重した保育を実施するとともに、保育の質向上を目指すための「町田市保育の質向上推進ガイドライン」を2022年に策定し、推進しています。

また、提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等や放課後児童支援員に研修等を行い、人材の資質向上を目指します。

③ 幼児期の学校教育・保育と小学校教育の円滑な接続の取組

本市では、保育所・幼稚園等と小学校の連携として、小学校教育に切れ目なくつながるように「町田市接続カリキュラム」を策定しています。市内の保育所・幼稚園等や小学校が、このカリキュラムを活用することで、小学校教育への円滑な接続や、子どもたちが自分の力を最大限に発揮しながら育つことを目指しています。

3 地域子ども・子育て支援事業



保護者の就労の有無にかかわらず、すべての子どもと子育て家庭を対象に、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て支援法では19の事業を「地域子ども・子育て支援事業」と定め、計画的な提供体制を確保することとしています。

■地域子ども・子育て支援事業

項番	事業名	備考
1	利用者支援事業	
2	子育てひろば事業：地域子育て支援拠点事業	
3	妊婦健康診査	
4	こんにちは赤ちゃん訪問：乳児家庭全戸訪問事業	
5	養育支援訪問事業	
6	ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育） ：子育て短期支援事業	
7	ファミリー・サポート・センター事業：子育て援助活動支援事業	
8	一時預かり事業	
9	延長保育事業：時間外保育事業	
10	病児・病後児保育：病児保育事業	
11	学童保育クラブ事業：放課後児童健全育成事業	
12	補足給付事業：実費徴収に係る補足給付を行う事業	
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
14	子育て世帯訪問支援事業	新規
15	児童育成支援拠点事業	新規
16	親子関係形成支援事業	新規
17	乳児等通園支援事業	新規
18	産後ケア事業	新規
19	妊婦等包括相談支援事業	新規

(1) 提供区域

地域子ども・子育て支援事業については、現状においても広域利用が行われ、区域設定の考え方になじまないため、市内全域を一つの区域として設定しています。

(2) 量の見込み・確保方策など

すべての子育て家庭に向けて、地域における様々な子育てサービスの支援を行うとともに、情報提供を行っていきます。

①利用者支援事業						
所管課	子育て推進課、保育・幼稚園課、子ども家庭支援課、保健予防課					
事業内容	<p>【基本型】5 箇所地域子育て相談センターにおいて、保育資源・保育サービス等の情報提供を利用者に行います。</p> <p>【特定型】保育所等の利用希望のある家庭や入所保留となった家庭等に対して、各家庭に適した施設の選び方、施設の空き状況等の案内を行うことなどにより、入所につながるよう支援をします。</p> <p>【こども家庭センター型】妊産婦や子育て家庭に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行い、心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成します。</p>					
対象年齢／単位	0～18歳未満／実施施設数（箇所数）					
算出方法	<p>【基本型】5 地域（堺・忠生・町田・鶴川・南）</p> <p>【特定型】1：市庁舎</p> <p>【こども家庭センター型】1：市庁舎 2：健康福祉会館 3：鶴川保健センター 4：仮複合施設（2026年度以降は調整中）</p>					
今後の方向性	<p>【基本型】各連携機関と情報共有を図り、子育てにかかわる施設や保育サービスの情報提供など、利用者へ情報提供をより適切に行えるよう取り組みます。</p> <p>【特定型】園訪問による情報収集を行い、相談者が求める情報を提供するとともに、関係機関とも連携しながら、より細やかな支援を実施していきます。</p> <p>【こども家庭センター型】母子保健と児童福祉が一体となって、妊産婦や子育て家庭に対して面接や訪問等によるソーシャルワーク業務を行います。心身の状態やニーズを把握したうえで、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施していきます。</p>					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
確保の内容	基本型	5	5	5	5	5
	地域子育て相談機関 ^{※3}	0	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	—	4	4	4	3

※3 基本型の内訳（妊産婦、子育て家庭、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関（地域子育て相談機関）が基本型にいくつあるかを示す）

②子育てひろば事業 ：地域子育て支援拠点事業						
所管課	子育て推進課					
事業内容	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。					
対象年齢／単位	0歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	<p>【ニーズ量】 A × B A：各年度0～5歳の推計人口数－教育保育施設利用者数 ＝ひろば事業対象者数 B：対象1人あたり年間利用回数（2019～2023年度実績の平均値。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した2020年度は除く。）</p> <p>【確保の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1施設あたり受入可能数10人／日、事業累計ごとに開設日数を設定 ・ I型＝72日、II型＝144日、III型＝144日、IV型＝240日として、実施数を乗じて算出 					
今後の方向性	子育てについての相談の場や相互交流の場は重要であることから、実施施設と連携し事業を継続していきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	68,907	61,247	60,326	59,374	58,877	58,602
確保の内容	施設数	61	63	63	63	63
	定員数	84,960	85,680	85,680	85,680	85,680
不足数	—	—	—	—	—	—

③妊婦健康診査						
所管課	保健予防課					
事業内容	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査・計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。					
対象年齢／単位	妊婦（年齢制限なし）／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	妊娠届出人数の2023年度実績×95%（2022・2023年度の実績比）で算出					
今後の方向性	健診費用の公費助成を行い、全ての妊婦が健診を受け、安心・安全な出産ができるように支援します。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
妊娠届出人数	2,177	2,068	1,965	1,867	1,774	1,685
確保の内容	1回目	2,065	2,068	1,965	1,867	1,774
	2～14回目	25,069	26,884	25,545	24,271	23,062
	妊娠超音波検査	2,333	8,272	7,860	7,468	7,096
	子宮頸がん検診	1,644	2,068	1,965	1,867	1,774
	合計	31,111	39,292	37,335	35,473	33,706

④こんにちは赤ちゃん訪問 ：乳児家庭全戸訪問事業						
所管課	保健予防課					
事業内容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。					
対象年齢／単位	生後4か月を迎えるまで（の出生世帯）／訪問指導人数（人／年）					
算出方法	<p>【ニーズ量】 出生数の2023年度実績×96%（2022・2023年度の実績比）で算出</p> <p>【確保の内容】 2023年度の実績を踏まえ、出生数の100%で算出</p>					
今後の方向性	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、適切に支援や情報提供を行えるよう、妊娠時のしっかりサポート面接等において、出産後の出生通知票提出の案内を徹底します。国の出産・子育て応援交付金事業により、訪問希望者の割合が高い状況が続くと予想されるため、業務体制の確立に努めるとともに、訪問員に対する研修等、事業の質の向上に取り組んでいきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量 (出生数)	2,197	2,109	2,025	1,944	1,866	1,791
確保の内容 (訪問指導人数)	2,323	2,109	2,025	1,944	1,866	1,791

⑤養育支援訪問事業						
所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の確保を確保する事業です。					
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）					
算出方法	2022・2023年度の平均年間訪問件数					
今後の方向性	人口推計から、18歳未満の子どもの数は減少することが見込まれますが、養育支援が特に必要な家庭に対してより丁寧な支援を行うため、適切な確保を図っていきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	1,925	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保の内容	1,925	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
不足数	—	—	—	—	—	—

⑥ショートステイ（宿泊保育）、トワイライトステイ（夜間保育） ：子育て短期支援事業						
所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	保護者の疾病等の理由により、家庭で養育が一時的に困難となった児童を、児童養護施設等に入所させ、必要な保育を行う事業（短期入所生活援助事業〈ショートステイ事業〉及び夜間養護等事業〈トワイライトステイ事業〉）です。					
対象年齢／単位	0～12歳（小学6年生）まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	2022・2023年度の平均延べ利用人数×(1+〈0～12歳の人口減少率〉)					
今後の方向性	人口推計から、利用対象となる児童の減少が見込まれるため、今後の利用状況を踏まえて確保の内容を適宜見直していきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	1,178	1,080	1,059	1,040	1,020	997
確保の内容	施設数	2	2	2	2	2
	ショートステイ	2,920	2,920	2,920	2,920	2,920
	トワイライトステイ	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
	合計	4,015	4,015	4,015	4,015	4,015
不足数	—	—	—	—	—	—

⑦ファミリー・サポート・センター ：子育て援助活動支援事業							
所管課	子育て推進課						
事業内容	生後3か月から12歳までの子どもを持つ子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。						
対象年齢／単位	依頼会員：市内在住または在勤で、生後3か月～12歳までの子を持つ人 援助会員：市内在住で、20歳以上の心身ともに健康で、子育てに意欲のある人／延べ利用人数（人／年）						
算出方法	実績値（直近5年間平均）×人口変動率（減少傾向） ＋会員数増加のための取組の効果 ※新型コロナウイルス感染症の影響により、著しく利用者が減少した2020年度は除く。						
今後の方向性	会員間の援助活動を実施するとともに、SNSを活用した事業の周知活動、多様なニーズに対応できるよう出張登録などを行い、会員登録機会や会員数増加に取り組んでいきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
確保の内容	低学年	1,941	2,050	2,050	2,050	2,050	2,050
	高学年	578	715	715	715	715	715
	合計	2,519	2,765	2,765	2,765	2,765	2,765
不足数		—	—	—	—	—	—
量の見込み（未就学児対象）							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
確保の内容		4,363	4,100	4,100	4,100	4,100	4,100
不足数		—	—	—	—	—	—

⑧一時預かり事業 【ア 幼稚園型一時預かり】

所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	幼稚園・認定こども園において、教育時間の前後の時間に預かり保育を提供する事業です。					
対象年齢／単位	3歳～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	国の算出方法に基づき、ニーズ量調査及び人口推計を使用して算出					
今後の方向性	幼稚園・認定こども園における在園児の預かり利用について、一時預かり事業の補助等を通じて園を支援し、利用者の多様なニーズに応えていきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	210,872	218,271	211,519	202,660	199,548	198,870
確保の内容	施設数	21	21	21	21	21
	定員数	497,784	497,784	497,784	497,784	497,784
不足数	—	—	—	—	—	—

⑧一時預かり事業 【イ 一時保育】

所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	保護者が、「傷病・入院・介（看）護など緊急的な事情があるとき」「短時間・非定型就労などで、育児ができないとき」「育児にともなう心理的及び肉体的負担があるとき」「冠婚葬祭などやむを得ない事情があるとき」のいずれかに該当する場合、子どもを一時的に保育所で預かる事業です。					
対象年齢／単位	生後8週間～就学前まで／延べ利用人数（人／年）					
算出方法	人口推計から0～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、預かり保育ニーズは高まっていくことが想定されるため、2023年度並で推移していくとして算出					
今後の方向性	一時預かり事業の補助等を通じて園を支援し、利用者の多様なニーズに応えていきます。また、2026年度から実施が予定される乳児等通園支援事業により、一時預かり事業のニーズ量は変動することが見込まれるため、乳児等通園支援事業の動向に注視し、適切な定員数について検討していきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	139,568	139,568	139,568	139,568	139,568	139,568
確保の内容	施設数	67	67	67	67	67
	定員数	232,080	232,080	232,080	232,080	232,080
不足数 ^{※4}	—	—	—	—	—	—

※4 各年度における定員数は、ニーズ量を上回っていますが、利用予約が集中すること等により、時期によってはニーズ量に対して定員数が不足する場合があります。

⑨延長保育事業 ：時間外保育事業						
所管課	保育・幼稚園課					
事業内容	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。					
対象年齢／単位	生後8週間～就学前まで／利用人数（人／日） ※認定こども園及び保育所分園を含む					
算出方法	人口推計から0～5歳の子ども数は減少することが見込まれるが、保育ニーズは施設整備に伴い変動すると想定されるため、2023年度並で推移していくとして算出					
今後の方向性	延長保育事業の補助等を通じて園を支援し、利用者の多様なニーズに応じていきます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	2,792	2,792	2,892	2,892	2,892	2,892
確保の内容	施設数	93	93	94	94	94
	定員数	2,792	2,792	2,892	2,892	2,892
不足数	—	—	—	—	—	—

⑩病児・病後児保育 ：病児保育事業							
所管課	子育て推進課						
事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。						
対象年齢／単位	病児保育：生後4か月～小学校2年生まで 病後児保育：1歳～小学校3年生まで ／延べ利用人数（人／年）						
算出方法	利用登録者数×利用率 ※2023・2024年度の実績値より算出 （2024年度は4～6月までの実績値から年度の実績値を推計）						
今後の方向性	ニーズを見極め、鶴川地域への病児保育施設整備の検討・調整を行うとともに、新たな広域利用協定先についても検討していきます。 また、利用者の利便性向上のため、予約システムの導入を検討します。						
量の見込み（病児保育）							
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）	
ニーズ量	1,646	1,754	1,754	1,754	1,754	1,754	
確保の内容	施設数	忠生	1	1	1	1	1
		町田	1	1	1	1	1
		鶴川	0	0	0	1	1
		南	1	1	1	1	1
	定員数 （人／日）	忠生	4	4	4	4	4
		町田	6	6	6	6	6
		鶴川	0	0	0	4	4
		南	4	6	6	6	6
延べ定員数	3,360	3,840	3,840	4,800	4,800	4,800	
不足数	—	—	—	—	—	—	
量の見込み（病後児保育）							
年度	2023 （実績）	2025 （1年目）	2026 （2年目）	2027 （3年目）	2028 （4年目）	2029 （5年目）	
ニーズ量	1,279	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	
確保の内容	施設数	堺	1	1	1	1	1
		忠生	1	1	1	1	1
		鶴川	2	2	2	2	2
		南	1	1	1	1	1
	定員数 （人／日）	堺	4	4	4	4	4
		忠生	2	2	2	2	2
		鶴川	8	8	8	8	8
		南	4	4	4	4	4
延べ定員数	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088	5,088	
不足数	—	—	—	—	—	—	

①学童保育クラブ事業 ：放課後児童健全育成事業							
所管課	児童青少年課						
事業内容	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。						
対象年齢／単位	小学校1年生～6年生まで／利用人数（人／日）						
算出方法	小学生児童推計データ×クラブごとの入会率推計値から算出						
今後の方向性	2025年度から、学校統合に伴って学童保育クラブも統合します。入会ニーズを踏まえ、適切な保育環境の確保を図っていきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	1年生	1,438	1,468	1,301	1,278	1,219	1,155
	2年生	1,379	1,403	1,345	1,190	1,172	1,117
	3年生	1,076	1,111	1,189	1,125	998	979
	4年生	571	727	695	776	702	629
	5年生	225	395	455	438	525	449
	6年生	102	222	329	399	386	464
	合計	4,791	5,326	5,314	5,206	5,002	4,793
確保の内容	施設数	42	40	39	39	38	38
	低学年	3,893	3,982	3,835	3,593	3,389	3,251
	高学年	898	1,344	1,479	1,613	1,613	1,542
	確保量	4,791	5,326	5,314	5,206	5,002	4,793
不足数	合計	—	—	—	—	—	—

②補足給付事業 ：実費徴収に係る補足給付を行う事業							
所管課	保育・幼稚園課						
事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成する事業です。						
対象年齢／単位	3歳～就学前まで、かつ年収360万円未満相当の世帯、または第3子／補足給付事業対象者数（人／年）						
算出方法	2023年度の私学助成幼稚園入園児童数のうち年収360万円未満の世帯の子どもの数に、3～5歳の人口推計から算定された増減率を乗じて算出						
今後の方向性	国が実施する補足給付事業に基づき、幼稚園に対して保護者が支払うべき食費を助成していきます。						
量の見込み							
年度		2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量		274	230	223	214	211	210
確保の内容		274	230	223	214	211	210
不足数		—	—	—	—	—	—

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

所管課	子ども総務課
事業内容	<p>特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。</p> <p>本市では、地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する保護者に対し、利用料の一部を補助しています。</p>

⑭子育て世帯訪問支援事業

所管課	子ども家庭支援課					
事業内容	ヘルパーが、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。					
対象年齢／単位	0～18歳未満／訪問件数（件／年）					
算出方法	2022・2023年度の平均訪問件数×年少人口（0～14歳）の人口減少率					
今後の方向性	本事業の対象となる家庭が事業の利用に至り、育児手技の習得、養育環境の改善、養育意識の向上等、適切な養育の実施を確保できるよう努めます。					
量の見込み						
年度	2023 (実績)	2025 (1年目)	2026 (2年目)	2027 (3年目)	2028 (4年目)	2029 (5年目)
ニーズ量	148	179	176	173	170	166
確保の内容	148	179	176	173	170	166
不足数	—	—	—	—	—	—

⑮児童育成支援拠点事業

事業内容	養育環境に課題を抱える子どもを対象として、子どもの居場所となる拠点を開設し、家庭や学校以外の生活の場を子どもに提供するとともに、子どもや保護者への相談等を行う事業です。
------	--------------------------------------------------------------------------------------

⑯親子関係形成支援事業

事業内容	子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、子どもとの関わり方についての知識や方法を身につけることができるように、講義やグループワーク等を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑰乳児等通園支援事業

所管課	●●
事業内容	保育所等に入所していない満3歳未満の子どもに対して、保育所等で適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、その子どもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

⑱産後ケア事業

所管課	保健予防課
事業内容	出産後1年を経過しない母子の心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話または育児に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

⑲妊婦等包括相談支援事業

所管課	●●
事業内容	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等を行うことにより、妊婦等の心身の状況や、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

An orange banner icon with a white outline, attached to a vertical pole on the left. The banner has a pointed right edge and contains the text '第6章' in white.

第6章 < **計画の推進**

1 計画の推進



本計画が基本理念として掲げる「子どもにやさしいまち」は、市のみで実現できるものではありません。市民、家庭、子どもに関わる施設、地域、事業者、市など、社会全体が連携し、それぞれの立場で何ができるかを考え、実践していくことにより実現します。

それぞれの主体が役割を認識し、共通の目標のもとで、共に行動に移していけるように、市民や関係機関と連携しながら計画を推進していきます。

■各主体の役割

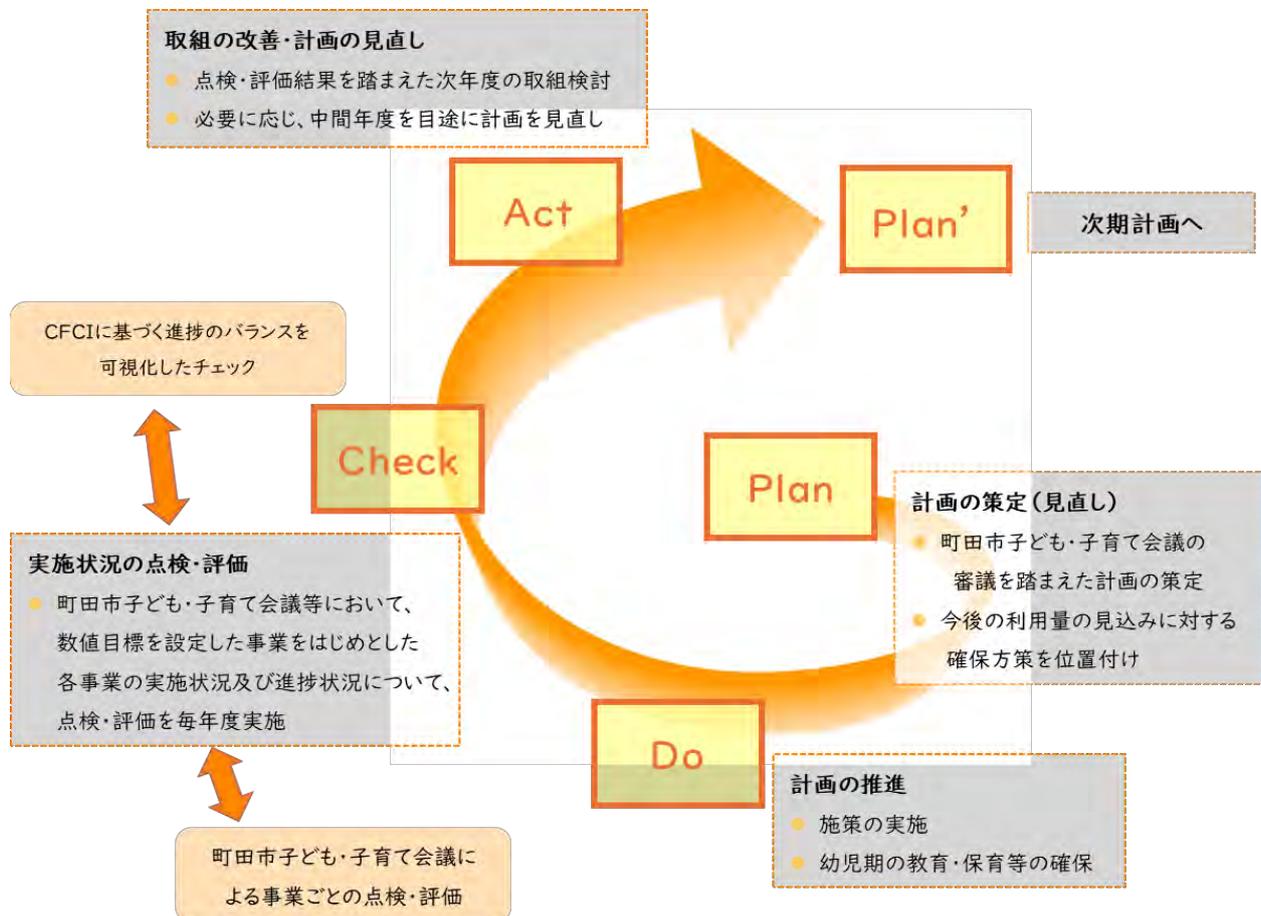
市民	市民は、子どもが社会性を育む場所である「地域」を支える住民です。子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長するように、子どもがありのままの自分であることができる場所や多様な人と触れ合える環境づくりに取り組むことが求められています。
家庭※5	家庭は子どもが健やかに育つために最も重要な場であり、保護者は子どもにとって最も身近で重要な責任を持つ大人です。子どもにとっての最善の利益は何かを考え、子どもの声を聴き尊重し、行動することが重要です。
子どもに関わる施設	保育所・学校・子どもセンター・学童保育クラブ・冒険遊び場などの子どもに関する施設は、子どもが学び・体験・遊び等を通じて成長する場です。施設関係者は子どもが安心・安全に過ごせる居場所づくりや、様々な体験を通して成長していけるように支援する必要があります。また、子どもが悩みなどの困難にぶつかった時に、子どもが自分の力で乗り越え、自分の足で人生を歩んでいけるように、そして子どもが失敗や過ちを犯してもやり直し、成長できるように支援することが求められています。
地域	地域は子どもが社会性を育む場であり、また子どもや家庭が生活する場です。地域の住民は全ての子どもが健やかに成長できるように、地域の団体、NPO、子育てサークル、子育て支援従事者など多様な主体が連携して子どもを支援することが重要です。また、市と一緒に子育てしやすい環境をつくり、守ることが求められています。
事業者	事業者は子育て中の従業者が子育てと仕事を両立できるように、子育てしやすい職場環境を作ります。また、事業活動が「子どもの権利」の侵害につながらないように適切な配慮を行うことが求められています。
市	市は「子どもにやさしいまち」を実現するために各主体と連携して子どものための施策を行います。また、各主体がそれぞれの役割を果たせるように、必要な支援をすることが求められています。

※5 児童養護施設等を含む。

2 計画の進行管理



本計画を効率的に推進していくために、「PDCAサイクル」を活用し、毎年度、各事業の進捗評価、改善を通して、計画の進行管理を図ります。



(1) 計画の評価

各取組の進捗状況の確認による評価に加え、CFCI^{※6}の「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」も活用することで、それぞれのメリットを活かしながら効果的に評価を実施していきます。

① 各取組の進捗状況の確認

各取組の進捗状況は、それぞれに設定された指標と目標値を基に、現在の実績値がどの程度達成しているかを確認することで評価します。ここでは、何をいつまでにやるかが明確であり、各取組の年度ごとの進捗管理ができる点がメリットとなります。

※6 P●● コラム2「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」参照。

② C F C I の「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」の活用

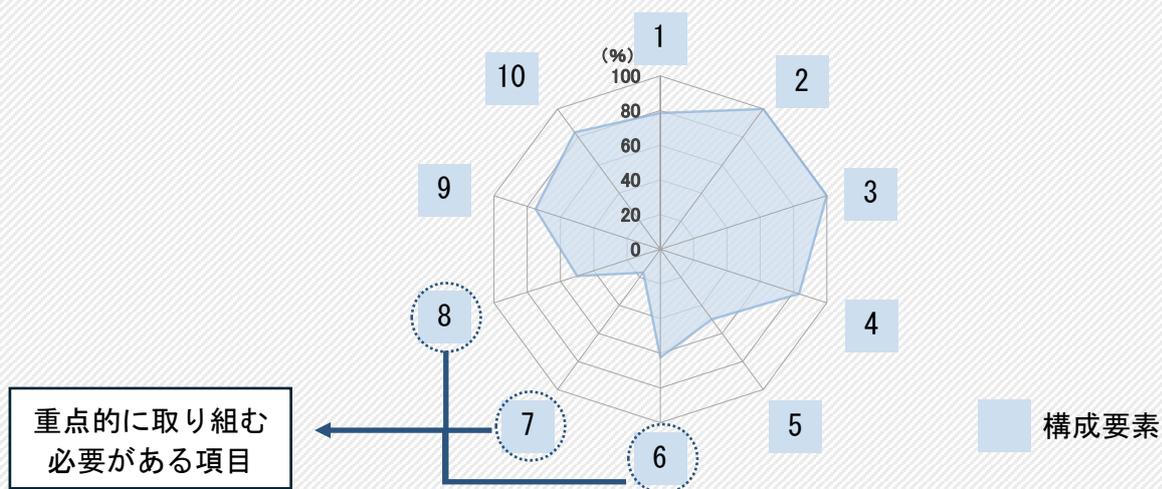
「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」とは、「子どもにやさしいまち」に必要な要素（10項目の構成要素^{※7}）がどの程度満たされているかを評価する基準です。①の結果を踏まえ、このチェックリストの各構成要素が、それぞれどの程度満たされているかを評価することにより、本市の子ども施策のバランスを可視化します。

子ども施策を展開するにあたっては、各項目をバランスよく推進することが重要です。子どもの居場所は充実しているけれども、子どもの参画が進んでいないのであれば、「子どもにやさしいまち」とはいえません。

「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」を活用することで、課題がある項目が可視化され、どの項目に重点的に取り組むべきかが明確になる点がメリットになります。

子ども施策のバランスの可視化

■ 「町田市版子どもにやさしいまちチェックリスト」評価結果のグラフ



■ 「子どもにやさしいまち」に必要な10の構成要素

①子ども問題への参画の仕組み	⑥予算配分
②条例・規則等の制定	⑦モニタリング
③子どもにやさしいまちづくり戦略計画	⑧子どもの人権の広報活動
④子ども施策推進部署の実施体制	⑨独立支援組織の設置・支援
⑤施策実行に係るマネジメントプロセスの状況	⑩子どもの居場所づくり

※7 各構成要素には、その取組の進捗を確認するためのチェック項目と、それに紐づく「主な取組」が設定されている。

③ 評価方法と評価基準

- i 本計画の第4章に「主な取組」として掲載している事業の進捗状況の評価
- ii iによる評価を元に、各チェック項目について「◎」「○」「△」に区分け
- iii iiの結果を評価基準に当てはめ、結果を算出

■ 評価方法のイメージ

評価	点数
A	12
B	10
C	7
D	4

▲ 計画の評価と
点数

点数	評価	割合
8点以上	◎	2/2
6～7点	○	1/2
5点以下	△	0/2

▲ 評価基準

構成要素	チェック項目	主な取組	評価	点数	平均	評価	割合	結果
1	α	取組1	B	10	9.6	◎	2/2	50%
		取組2	C	7				
		取組3	A	12				
	β	取組4	D	4	4	△	0/2	
	θ	取組5	C	7	7	○	1/2	
⋮								

④ 「町田市子ども・子育て会議」における評価

外部の有識者や関連団体、市民（保護者）などで構成されている附属機関である「町田市子ども・子育て会議」に①、②の結果を報告し、評価を受けるものとします。

(2) 計画の改善

「町田市子ども・子育て会議」の評価、各取組の進捗状況、子ども施策のバランスを踏まえ、改善を検討します。改善にあたっては、重点的に取り組む必要がある項目を中心に、優先順位をつけて取り組むことで、行政サービスの均衡を図り、バランスの取れた子ども施策の推進につなげていきます。

(3) 計画の見直し

毎年度、計画の評価、改善の検討結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の進行状況の公表



計画の進行状況について、実施状況の点検・評価・改善結果を町田市子ども・子育て会議の審議を経た後、毎年度、市のホームページで市民にわかりやすく公表します。公表することにより、市民や関係機関への周知に努めます。

參考資料

1 関連する法律、条例等



(1) こども基本法（令和四年法律第七十七号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本的施策（第九条—第十六条）
- 第三章 こども政策推進会議（第十七条—第二十条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができ、社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

参考資料

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 こども施策に関する基本的な方針

二 こども施策に関する重要事項

三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施

策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進する

こと。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 町田市子どもにやさしいまち条例（まちだコドマチ条例）

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条—第6条）

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務（第7条—第12条）

第4章 子どもの権利の保障の推進（第13条—第19条）

第5章 施策の推進（第20条・第21条）

附則

この地域「まちだ」で望み、目指す

なりたいまちの姿は

「子どもにやさしいまち」

市民や事業者、そして議会や市役所が

考えて、行動して、実現する

「子どもにやさしいまち」

「子どもにやさしいまち」になるために、

子どもたち自身が、

自分にとって大事なことを自分で決められるまちであること

意見を言い、実行しているまちであること

たとえうまくいなくても、やり直すことができるまちであること

そのために、みんなが、同じ想いで、つながり、

それぞれの立場で活動しているまち

そして、何よりもお互いが支えあう

「子どもにやさしいまち」

町田市は、「子どもの権利」が大人にも子どもにも認知され、定着し、守られて、かけがえのない大切な存在である子どもが、人との関わりを通して成長していけるように、「子どもにやさしいまち」を目指します。

未来を担う子どもたちの視点に立ち、子どもの最善の利益のために、町田市は、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの健やかかつ豊かな成長を願い、子どもにとって大切な権利を明らかにし、その保障に関し必要な事項を定めることにより、子どもにとっての最善の利益が優先して考慮され、子どもが幸せに暮らすことができる子どもにやさしいまちを実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 町田市（以下「市」といいます。）内に居住し、通学し、通勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当であるとして市長が認める者をいいます。

（2）保護者 親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者をいいます。

（3）施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。

第2章 子どもの権利

（生きる権利）

第3条 子どもには、安心して生きるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）命が守られ、尊重されること。

（2）愛情及び理解を持って育まれること。

（3）健康に配慮され、適切な医療を受けられること。

（4）暴力、いじめ、虐待その他の権利の侵害（以下「暴力等」といいます。）を受けず、放置されないこと。

（育つ権利）

第4条 子どもには、健やかかつ豊かに成長するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）安心して休息し、自由に遊び、及び学びたいことを学ぶこと。

（2）様々な芸術、文化及びスポーツに触れ、かつ、親しむこと。

（3）個性及び他者との違いが認められ、ありのままの自分でいることができること。

（4）成長に応じて抱える悩み又は困りごとについて、相談をすることができ、助言その他の支援を受けられること。

（守られる権利）

第5条 子どもには、自分を守り、又は守られるために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）暴力等を受けたときに保護及び支援を受け、並びに救済を求めることができること。

（2）成長が阻害される状況から保護されること。

（3）子どもであることその他いかなる理由によっても差別等の不当な扱いを受けないこと。

（4）自分に関する情報を不当に利用されないこと。

（5）障がいがあること、経済的に困難な状況にあることその他自分の置かれた状況に応じて、必要な支援を受けられること。

（参加する権利）

第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。

（1）自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。

（2）自分に必要な知識及び情報を得ることができること。

（3）自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。

第3章 子どもの権利を保障する大人の責務

(大人の責務)

第7条 大人は、子どもが幸せに暮らすことができるよう、子どもにとって大切な権利を保障しなければなりません。

2 大人は、子どもが自分の権利について理解し、自分を大切にすること及び自分以外の人を大切にすること豊かな価値観を持つ人間になることができるよう支援しなければなりません。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子どもの養育、発達及び権利の保障について最も重要な責任を持つべき存在であることを自覚し、子どもにとっての最善の利益は何かを考えて、子どもを養育しなければなりません。この場合において、保護者は、必要に応じて市に相談し、及び支援を求めるものとします。

(施設関係者の責務)

第9条 施設関係者は、子どもが学び、体験、遊び等を通じて健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、市、保護者及び地域住民と協力して、次に掲げることに取り組まなければなりません。

(1) 施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所をつくること。

(2) 子どもが健康で自立した生活を送るために必要な知識を学ぶことができるように支援を行うこと。

(3) 悩みその他の生活上の困難を乗り越えて豊かな人生を切り拓くことができるように、子どもが持つ可能性及び能力を最大限に伸ばすこと。

(4) 子どもが失敗及び過ちを犯してもやり直し、成長できるように、適切な助言及び支援を行うこと。

(地域住民の責務)

第10条 地域住民は、子どもが生活する地域で安心して暮らし、健やかかつ豊かに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもがありのままの自分でいることができる場所又は多様な人と触れ合える環境をつくること。

(2) 市が行う子育てしやすい環境づくりに協力すること。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、子どもが健やかに育つことができるようにするため、次に掲げることに取り組むよう努めなければなりません。

(1) 子どもを養育する従業者が子育てと仕事を両立することができるよう、子育てしやすい職場環境を作ること。

(2) 子どもと共に働く従業者が子どもの権利について理解を深めることができる取組を行うこと。

(3) その事業活動が子どもの権利の侵害につながることをないよう適切な配慮を行うこと。

(市の責務)

第12条 市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力して、子どもに関する施策を実施しなければなりません。

2 市は、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者が、それぞれの責務を果たすことができるよう必要な支援を

行わなければなりません。

第4章 子どもの権利の保障の推進

(子どもの権利の普及)

第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。

2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。

(権利の侵害からの救済)

第14条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもへの暴力等を防止するために必要な対策を講じるとともに、暴力等の早期発見に努めます。

2 市は、子どもが暴力等を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

3 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、暴力等を受けていると思われる子どもを適切かつ速やかに救済するために、子どもに関わる関係機関と連携し、及び協力し、必要な支援を行います。

(有害又は危険な環境からの保護)

第15条 市、保護者、施設関係者、地域住民及び事業者は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

(子どもの居場所づくり)

第16条 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが安心して自分らしく過ごすこと及び仲間と集い様々な活動を行うことができる居場所づくりを進めます。

2 市、保護者、施設関係者及び地域住民は、子どもが自然と触れあうこと、様々な体験を行うこと、多様な人と交流すること等により豊かな人間性を育むことができる機会を提供します。

3 市、施設関係者及び地域住民は、子どもが豊かな人間性と多様な能力を育むことができるよう、子どもの成長に応じた助言その他の支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第17条 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、施設関係者、地域住民及び事業者と連携し、及び協力し、保護者が子育てしやすい環境づくりを行います。

2 市は、障がいのある子ども、経済的に困難な状況にある子どもその他の困難を抱えている子ども及びその家庭の把握に努めるとともに、施設関係者及び地域住民と連携し、及び協力し、当該子ども及び家庭の状況に応じ、必要な支援を行います。

(意見表明及び参画の促進)

第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。

2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。

参考資料

(子どもへの情報発信)

第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。

第5章 施策の推進

(計画の策定及び公表)

第20条 市は、子どもにやさしいまちを実現するため、この条例に基づく子どもに関する施策及び子どもの未来に影響を及ぼす施策（以下「子どもに関する施策等」といいます。）について、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

(検証)

第21条 市は、子どもに関する施策等の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

2 市は、前項の規定による検証を行うに当たっては、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第3条第3号の規定により町田市子ども・子育て会議に諮問を行います。

附 則

この条例は、令和6年5月5日から施行します。

(3) 町田市子ども憲章（1996年5月制定）

みんな自分に素直に生き、そしてお互いを認め合うそんな社会へ…
それは、みんながそれぞれの生き方を追うことができるということ。

そして、他の誰とも違うかけがえのないわたしが、
まわりのすべてのものとともに、生きるということ。

● 人権尊重社会の実現

すべての人には平等な権利がある。でも、自分勝手に行動するだけはいけない。
－相手の立場になって気持ちを理解し、お互いを認め合える社会をつくっていきます。

● 自主性の確立

「自分から」。それがいちばん大切なこと。人にやってもらうばかりではだめなんだ。
いつも楽しくなるように、
－自分の道は自分で切り開いていきます。

● 個性の尊重

人はみんな一人ひとり違う。みんなと違っててもこわくない。当たり前なことなんだ。
だから、
－それぞれが持っている自分らしさを大切にします。

● 命の大切さ

いのちがあるのは人間だけではない。動物にも植物にもいのちがある。だから、
－みんなて助け合って生きていきます。

● 学ぶ心の大切さ

経験から学ぶことは、自分の可能性を広げる。おだなことなんてない。だから、
－ものごとに前向きに取り組んでいきます。

● 友情の大切さ

世界中のどんな人でも、友だちはかけがえのないもの。
いつも気持ちがわかり合える、そんな仲間。だから、
－仲間を大切に続けます。

● 夢を追う気持ち

現実にとらわれなくてもいい。わずかな可能性でも、
－自分の夢を持ち続けます。

2 関連する市の計画



■「基本施策」と関連計画

基本方針	基本目標	基本施策	教育		福祉		健康	その他					
			町田市教育プラン	町田市子ども読書活動推進計画	町田市地域ホットプラン	町田市障がい者プラン	まちだ健康づくり推進プラン	町田市地域防災計画	その人らしく生きるまちだプラン	一人ひとりが町田市スポーツ推進計画	町田市産業振興計画	町田市環境マスタープラン	町田市都市づくりのマスタープラン
1	1	1 豊かな学びの推進	○	○							○	○	
		2 教育・保育の質の向上	○		○								
		3 心身の健やかな成長のための支援	○			○	○			○		○	
	2	1 子どもの意見表明・参画する機会の確保	○	○	○								
		2 子どもの成長に応じた支援	○										
		3 子どもや若者の社会的自立に向けた支援	○		○	○						○	
	3	1 子どもの権利の普及・啓発	○										
		2 子ども・若者の悩みに対する支援	○			○	○		○				
		3 子どもの権利侵害の防止と適切な支援	○		○	○			○				
2	1	1 妊娠期からの子育て支援	○				○						
		2 子育ての相談・支援	○	○	○	○	○		○				
	2	1 保育サービスの充実							○				
		2 男女共同の子育ての推進					○		○		○		
	3	1 子どもの発達に支援が必要な家庭への支援			○	○	○						
		2 ひとり親家庭・貧困家庭への支援			○				○				
3	1	1 地域住民・事業者との連携	○	○	○		○			○			
		2 地域人材の発掘と育成		○	○		○						
	2	1 体験活動の場や居場所の充実	○		○					○		○	○
		2 子どもの安全・安心の確保	○		○	○			○			○	○

「基本方針」「基本目標」の詳細は、P●●「施策の体系」参照

(1) 教育分野

● 町田市教育プラン24-28

項目	内容
計画期間	2024～2028年度
概要	本市の教育を振興することを目的とした5年間の基本的な方針を定め、その実現に向けて取り組むべき施策・重点事業を、本市の現状や社会情勢、国・都の方針などを踏まえて策定、推進する計画
基本的な考え方	<p>【教育目標】自ら学び、あなたと学び、ともに創る町田の未来</p> <p>【基本方針】①未来を切り拓くために生きる力を育む ②一人ひとりの多様な学びを推進する ③将来にわたり学ぶことができる環境を整備する ④地域とともに学ぶ力を高める</p>

● 第五次町田市子ども読書活動推進計画

項目	内容
計画期間	2025～2029年度
概要	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、子どもの読書活動を総合的・計画的に推進するための計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】自ら進んで読書をする子どもを育てる</p> <p>【基本目標】①子どもが本と出会うきっかけ作り ②いつでも身近なところに本がある環境作り ③子どもの読書に関わる人の育成と支援</p>

(2) 福祉分野

● 町田市地域ホッとプラン

項目	内容
計画期間	2022～2031年度
概要	本市の協働による地域社会づくりを推進するために策定した「町田市地域経営ビジョン2030」と、地域や個人への支援の方向性を定める「第3次町田市地域福祉計画」の各後継計画を一体的に策定した計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】地域でささえあい 誰もが自分らしく暮らせるまちだ</p> <p>【基本目標】①今を生きる自分に合ったつながりをつくる ②つながりで地域の活力を生み出す ③必要な人に必要な支援が届く仕組みをつくる</p>

● 町田市障がい者プラン21-26

項目	内容
計画期間	2021～2026年度
概要	「町田市基本構想」を受けて策定する部門計画のひとつであり、障がいのある人の施策全般に関わる計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】いのちの価値に優劣はない</p> <p>【基本目標】①地域での暮らしを生涯にわたって支える仕組みをつくる ②障がい理解を促進し、差別をなくす</p>

(3) 健康分野

● まちだ健康づくり推進プラン24-31

項目	内容
計画期間	2024～2031年度
概要	災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指し、すべての市民が健康で安心して希望を持って生活できるよう健康・医療に関する施策を推進するための計画
基本的な考え方	<p>【基本理念】みんなでつくる「健康のまち」まちだ</p> <p>【基本目標】①誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる ②どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる</p>

(4) その他の分野

● 町田市地域防災計画

項目	内容
計画期間	毎年検討を加え、必要に応じて修正
概要	町田市・東京都及び防災に関係する機関や、その他市民が持ちうる全機能を発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画
基本的な考え方	【計画の理念】①災害に強い人と組織をつくる ②災害に強いまちをつくる ③実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える

● 一人ひとりがその人らしく生きるまちだプラン（第5次町田市男女平等推進計画）

項目	内容
計画期間	2022～2026年度
概要	男女が平等で、多様性を尊重し、一人ひとりがその人らしく生きることができ社会的実現をめざすための計画
基本的な考え方	【基本理念】その人らしさを発揮できる社会の形成をめざして 【めざすべき姿】①一人ひとりの人権を尊重するまち ②一人ひとりが個性と能力を生かして活躍できるまち

● 町田市スポーツ推進計画19-28

項目	内容
計画期間	2019～2028年度
概要	社会環境の変化やスポーツに関する市民意識調査アンケートなどから得られる課題をもとに、スポーツに関する施策を総合的、かつ計画的に推進する計画
基本的な考え方	【基本理念】①スポーツ環境の整備及び魅力ある地域社会の形成 ②スポーツを通じた健康の保持及び増進に関する知識の向上 ③市、市民等、ホームタウンチーム及びスポーツ関連団体による相互の信頼の下の連携、協力 【基本目標】①スポーツへの参加機会の充実 ②スポーツに関わる人材と組織の充実 ③スポーツ環境の充実 ④スポーツを通じたまちづくり

● 町田市産業振興計画19-28

項目	内容
計画期間	2019～2028年度
概要	技術の革新、消費行動や働き方の変化など、目まぐるしく変化し続ける社会環境の中、今後もビジネスの場や働く場として本市が「選ばれるまち」であり続けるために、将来の姿を見据えた産業振興の方向性を示す計画
基本的な考え方	【将来像】ビジネスに、働く人に、心地よいまち 【施策の柱】①『立ち上げる』チャレンジ ②『広げる』チャレンジ ③『つなぐ』チャレンジ ④ビジネスしやすく、働きやすいまちづくり

● 第3次町田市環境マスタープラン

項目	内容
計画期間	2022～2031年度
概要	環境基本条例に基づき、環境施策の基本となる望ましい環境像を定め、その実現に向けて分野ごとに目標を立て、施策を策定して総合的に推進するための計画
基本的な考え方	【望ましい環境像】みんなで将来に受け継ぐ水とみどり豊かなまちだ 【基本目標】①エネルギーを賢く利用し、気候変動の影響にも対応するまち ②源流から里山、都市が織りなすいのち輝くまち ③徹底したごみ減量、資源化を進めるまち ④安全で快適な暮らしを実現するまち ⑤環境について、みんなで学び、協働を進めるまち

● 町田市都市づくりのマスタープラン

項目	内容
計画期間	2022～2040年
概要	都市づくりの各分野の計画を統合。今後20年を見据えた新たな都市の将来像や設計図を描き、分野の垣根を越えて施策を展開していくために策定した計画
基本的な考え方	【ビジョン】みんなの“したいこと”で人とまちがつながりわたしの“ココチよさ”がかなうまち 【なりたいまちの姿】①ここでの成長がカタチになるまち ②私の“ココチよさ”がかなうまち ③誰もがホッとできるまち

3 町田市子ども発達支援計画行動計画
2024～2026（第三期障害児福祉計画）



調整中

4 学童保育クラブの方針



調整中

5 策定経過



開催日	内容
2023年 4月27日	諮問 <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び「前期行動計画25-29」の策定について 2023年度第1回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)コドマチ計画25-29」(以下、「次期計画」という。)の策定について
2023年 8月17日	2023年度第3回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画の概要(方向性・基本理念等)について 次期計画策定のためのアンケートについて
2023年 11月16日	2023年度第4回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画の体系(案)について 次期計画に関するアンケート調査票(案)について
2024年 2月15日	2023年度第5回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画の体系(案)の確認について 次期計画に関するアンケート調査票(案)の確認について
2024年 4月25日	2024年度第1回町田市子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画の体系について 次期計画(素案)について
2024年 5月7日～ 5月21日	アンケート調査の実施 【参照】P●●● 5(2)アンケート調査
2024年 6～8月	コドマチヒアリングの実施 【参照】P●●● 5(3)コドマチヒアリング
2024年 6月21日～ 6月25日	町田ちょこっとアンケートの実施 【参照】P●●● 5(4)町田ちょこっとアンケート
2024年 8月22日	2024年度第3回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画(素案)について
2024年 10月17日	2024年度第4回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画(素案)について
2024年 12月●日～ 2025年 1月●日	パブリックコメントの実施 【参照】P●●● 5(5)パブリックコメント
2025年 2月13日	2024年度第6回子ども・子育て会議 <ul style="list-style-type: none"> 次期計画(素案)の確認について
2025年 2月●日	答申 <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び「前期行動計画25-29」の策定について

(1) 諮問・答申

① 諮問

23町子総第125号
2023年4月27日

町田市子ども・子育て会議
会長 吉永 真理 様

町田市長 石阪 丈一

諮 問 書

町田市子ども・子育て会議条例第3条の規定に基づき下記のとおり諮問します。

記

市の子ども子育てに関する施策の充実のため、以下の案件について貴会より意見を求めます。

- 1 「(仮称)町田市子どもマスタープラン25-34」及び前期行動計画「(仮称)子どもにやさしいまち計画25-29」の作成に関する事
- 2 「(仮称)町田市子ども発達支援計画行動計画2024-2026(第三期障害児福祉計画)」の作成に関する事
- 3 「新・町田市子どもマスタープラン(後期)」及び「第二期町田市子ども・子育て支援事業計画」の進捗評価に関する事

(2) アンケート調査

● 目的

計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

● 調査時期

2024年5月7日（火）～21日（火）

● 調査対象

区分	調査対象	
調査①	就学前児童保護者	市内在住の小学校就学前児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査②	小学校低学年保護者	市内在住の小学校低学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査③	小学校高学年保護者	市内在住の小学校高学年児童の保護者 (対象児童を無作為抽出)
調査④	小学校高学年本人	市内在住の小学校高学年児童 (調査③で無作為抽出した児童)
調査⑤	中学生・高校生	12～18歳の市民から無作為抽出

● 回答状況

区分	調査対象	発送数	有効回答数	有効回答率
調査①	就学前児童保護者	2,000	1,092	54.6%
調査②	小学校低学年保護者	1,500	795	53.0%
調査③	小学校高学年保護者	1,500	720	48.0%
調査④	小学校高学年本人	1,500	510	34.0%
調査⑤	中学生・高校生本人	1,500	512	34.1%
計		8,000	3,629	45.4%

● 調査結果

別冊『「町田市子どもマスタープラン25-34」策定のためのアンケート調査報告書』をご参照ください。

(3) コドマチヒアリング

● 目的

- ① 「子どもにやさしいまち」の具体的な姿について意見をいただき、次期計画の基礎資料とする。
- ② 2024年5月に実施したアンケート調査の補完として、当事者の率直な意見をいただき、市の取組の参考とする。
- ③ 市以外の取組の現状・課題を把握する。



● 調査日時・場所

区分	調査日時	調査場所
子ども①	2024年6月1日(土) 15:15~15:45	子どもセンター5館 (ばあん、つるっこ、ぱお、ただON、まあち)
子ども②	2024年6月9日(日) 11:00~12:00	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
子ども③	2024年6月9日(日) 14:00~15:30	市庁舎(市民協働おうえんルーム)
大人	2024年6月22日(土) 10:30~12:00	町田市生涯学習センター
若者	2024年7月22日(月) 17:20~18:40	玉川大学
事業者	2024年7~8月 1社につき30分~1時間程度	市庁舎またはオンライン

● 調査対象・参加人数

区分	調査対象	参加人数/事業者数
子ども①	各センターの子ども委員、来館中の子ども	37人(小学生17、中学生7、高校生10、大学生3)
子ども②	概ね小学6年生~18歳	15人 (小学生3、中学生3、高校生9)
子ども③	ミニまちだ(子どものための仮想のまちづくりを行うまち作り体験プログラム)に参加したことがある小学4年生以上	6人 (小学生)
大人	18歳以上の市民	8人
若者	玉川大学の学生(子ども向けのボランティアを中心に活動している大学公認サークル(無果汁Juicy's)に所属している学生)	12人
事業者	市内に本店又は支店を有する事業者	4社

● ヒアリング項目

項番	内容	子ども	大人	若者	事業者
1	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿(案)に対して、良いと思うところ	質問1	質問1	質問1	—
2	「子どもにやさしいまち」の具体的な姿(案)に対して、足りないと思うところや、入れてほしいこと	質問2	質問2	質問2	—
3	あなたにとっての「子どもにやさしいまち」	質問3	質問3	質問3	—
4	町田市における、子どもの居場所の確保	—	質問4	—	—
5	町田市における、学校(授業以外)や地域などで子どもが意見を言ったり、決めたりする機会	—	質問5	—	—
6	町田市の未来のまちづくりについて、大人に伝えたいこと	—	—	質問4	—
7	自分の意見を町田市に言える機会	—	—	質問5	—
8	子育てに対するイメージ	—	—	質問6	—
9	子育て中の従業員に対して、ワークライフバランスの実現のために取り組んでいること	—	—	—	質問1
10	子育て中の従業員のためにやりたいと思っていること	—	—	—	質問2
11	市全体で「子どもにやさしいまち」を実現するために、市などと協力できること	—	—	—	質問3

● ヒアリング結果

① 「子どもにやさしいまち」の具体的な姿

次期計画の基本理念である「子どもにやさしいまち」の具体的な姿(案)については、「やりたいことができる」「みんな笑顔」「安心して暮らせる」といった言葉が子どもたちから出てきたキーワードでした。この点については、大人や若者を対象としたヒアリングでも大きな差異はありませんでした。

また、「やりたいことが叶う」については、「やりたいことがあるとは限らないから、“やりたいことを見つけられる”が良い」といった声が子どもたちからありました。

② 2024年5月に実施したアンケート調査の補完

「子どもの居場所」については、「確保されている」と思っている人の方が多かったものの、更なる充実が求められています。新しい場所を増やすというよりは、既存施設の運用を変更し、ニーズに合わせて使いやすくしてほしいという声が複数ありました。

「子どもが意見を言える機会」については、意見を言う場はあっても、その場を知らない人が多いことが問題として挙げられました。若者のヒアリングでは周知方法のアイデアも出てきたため、それを踏まえて、効果的な周知方法を検討する必要があります。

③市以外の取組の現状・課題を把握^{※8}

市内業者のワークライフバランスの実現のための取組については、企業ごとに特徴がありましたが、どの企業も他社の様子を知りたいと思っていることが共通していました。また、「子どもにやさしいまち」の実現のためにできることは1社だけでは考えが狭くなってしまふところがあるため、複数の企業で話せる機会があると良いという声がありました。

※8 P●● コラム9「ワークライフバランスの推進に向けた事業者の取組」参照。

(4) 町田ちょこっとアンケート

● 目的

計画の基礎資料及び子ども・子育て施策の参考とするため。

● 調査時期

2024年6月21日（金）～25日（火）

● 調査対象

メール配信サービスへの登録者（調査時点では、2,437人）

● 回答状況

240人（回答率9.8%）



● 調査結果

町田市ホームページに掲載されている「町田ちょこっとアンケートの実施結果」をご覧ください。

次期「町田市子どもマスタープラン」策定に関する町田ちょこっとアンケートの実施結果
（町田市ホームページ）

(5) パブリックコメント

● 目的

市民協働のまちづくりを推進し、政策の内容をより良いものにするため。

● 実施時期

2024年12月●日（●）～2025年1月●日（●）

● 応募者数

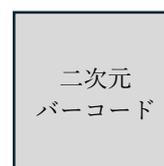
●●●人

● 意見件数

●●●件

● ご意見と市の考え方

町田市ホームページに掲載されている「パブリックコメントの実施結果」をご覧ください。



「(仮称)町田市子どもマスタープラン24-35」及び前期行動計画「(仮称)コドマチ計画」に関するパブリックコメント実施結果の公表について
（町田市ホームページ）

6 町田市子ども・子育て会議



(1) 町田市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条に規定する市町村行動計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し市長が必要と認める事項
(平27条例42・一部改正)

第4条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援を実施する事業者の代表
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者の代表
- (4) 保健医療関係団体の代表
- (5) 経済関係団体の代表
- (6) 公募による保護者で市内に住所を有するもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者
(平27条例42・平30条例13・一部改正)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、通算して10年を限度とする。

(臨時委員)

第6条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、子育て会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長)

第7条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第8条 子育て会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。4 会長は、必要があると認めるときは、子育て会議に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年11月1日から施行する。
(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条中第58号を第59号とし、第57号の次に次の1号を加える。

(58) 町田市子ども・子育て会議委員

別表国民健康・栄養調査員の項の次に次のように加える。

町田市子ども・子育て会議	会長	日額 25,000 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円

附 則（平成27年10月7日条例第42号）

(施行期日)

1 この条例は、平成27年12月17日から施行する。
(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱された委員の任期は、改正後の町田市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附則（平成30年3月29日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)
第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号）第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)
第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員（当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。）に通知する。

(1) 開催日時
(2) 開催場所
(3) 議題
(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)
第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則
この規則は、平成25年11月1日から施行する。

(3) 委員名簿

● 第5期委員^{※9} 【任期】 2022年4月1日～2024年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	吉永 真理	昭和薬科大学	
	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	工藤 成	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	2023年4月から
	森山 知也	東京都立町田の丘学園	2023年12月まで
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	2024年1月から
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	2023年4月から
	大澤 彩	町田市中学校PTA連合会	2023年4月まで
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2023年5月から
保健医療関係団体の代表	風張 真由美	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	笹生 亜依	市民	
	中井 敏子	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

※9 ※計画策定は2023年度からのため、2022年度のみ委員だった人の名前の掲載はなし。

● 第6期委員 【任期】2024年4月1日～2026年3月31日

構成	氏名	所属	備考
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	鈴木 美枝子	玉川大学	
	菅野 幸恵	青山学院大学	
	下尾 直子	洗足こども短期大学	
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部	
子ども・子育て支援を実施する事業者の代表	矢口 正仁	町田市私立幼稚園協会	
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会	
	叶内 昌志	町田市社会福祉協議会	
子ども・子育て支援を実施する事業に従事する者の代表	畠中 勝美	町田市立小学校校長会	
	杉浦 元一	町田市公立中学校校長会	
	旭岡 善介	東京都立町田の丘学園	
	朝倉 寛喜	町田市民生委員児童委員協議会	
	渋谷 由美	町田市中学校PTA連合会	2024年4月まで
	大久保 麻衣子	町田市中学校PTA連合会	2024年5月から
保健医療関係団体の代表	村野 明子	町田市医師会	
経済関係団体の代表	松井 大輔	町田商工会議所	
公募による保護者で市内に住所を有する者	井上 善史	市民	
	蓮池 真帆	市民	
	渡邊 蔵之介	市民	
子ども・子育て支援に関係する者のうち市長が適当と認める者	安藤 朝美	町田市青少年委員の会	
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会	

(4) 事務局

役職名
子ども生活部長
子ども生活部 子ども総務課長
子ども生活部 児童青少年課長
子ども生活部 保育・幼稚園課長
子ども生活部 子育て推進課長
子ども生活部 子ども家庭支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課長
子ども生活部 子ども発達支援課 相談・療育担当課長
地域福祉部 障がい福祉課長
保健所 保健予防課 母子保健担当課長
学校教育部 指導室長兼指導課長

7 用語解説



あ 行	I C T	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
	赤ちゃん・ふらっと	東京都で実施している、授乳・調乳・おむつ替えができる施設の整備を推進する事業。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（申請時特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
	お出かけ応援てんぽ	授乳スペース、おむつ替えスペース、子ども用便座、キッズスペースのいずれかを設置している店舗。
か 行	家庭的保育	市より委託を受けた保育者が、居宅等で、5人以下の子どもを家庭的な雰囲気の中で保育するもの。
	協働	市民をはじめ自治会・町内会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。
	けやき教室・くすのき教室	町田市在住の小中学生で、現在、登校が難しい状況にある児童・生徒が通う教室。本人の状況に即した学習や活動を行うことにより、自ら学ぶ力や社会性をはぐくむとともに、より良い進路選択ができるよう支援する。
	合計特殊出生率	15～49歳の女性の年齢別出生率の合計。
	子育て	本来子どもが持っている、主体的に成長する力のこと。
	こども基本法	子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。
	子どもクラブ	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。多目的ホール、乳幼児コーナーなどがある。
	子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。
	子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
	子ども・子育て支援法	子どもとその保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。
	子ども食堂	民間団体等が行う、地域の子どもたちへの食事や交流の場を提供するコミュニティ。
	子どもセンター	乳幼児とその保護者から18歳までの青少年を対象とした施設。子どもたちの遊び、成長、発達の拠点として様々な活動をしている。
	子ども創造キャンパスひなた村	児童館相当施設。自然体験や創作体験などのイベント・講座を実施したり、市民向けの施設貸出を行ったりしている。
	さ 行	参画
次世代育成支援対策推進法		将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、2003年に制定された法律。
児童の権利に関する条約		1989年に国際連合で採択され、児童の意見の尊重、健康の享受、児童の権利等を包括的に明文化した、児童の福祉の向上を図るための条約のこと。
住宅確保要配慮者		低所得者、障がい者、子育て家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
小規模保育所		国が定める最低基準に適合し、市町村の認可を受けた施設で、定員がおおむね6～19人の0歳から2歳児までの児童に対して保育を行う施設。

さ 行	食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。
	スクール カウンセラー	学校において、児童・生徒・保護者へのカウンセリング及び子どもへの指導・援助方法についての相談等を行う人のこと。
	スクール ソーシャルワーカー	教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒がおかれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築等、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図る人のこと。
な 行	認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児童に保育園の時間帯（おおむね7時から18時）で保育・幼児教育を行う施設。
は 行	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性その他これに類する脳機能の障害であって、その障害が通常低年齢において発言するものとして政令で定めるもの。
	保育園・幼稚園等	定期的な教育・保育の場として利用する幼稚園や保育園などを指す。認定こども園、小規模保育所も含まれる。
	ひきこもり	身体的・精神的な理由から、学校や勤務先等へ行かず一日のほとんどを家の中で過ごす等、日常生活の行動の範囲が非常に狭く、社会参加していない状態のこと。
ま 行	町田市子ども 発達センター	児童福祉法に基づく児童発達支援センター。専門職による子どもの発達に関する相談や障がいに関する相談事業やグループ指導を実施している。
や 行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。
ら 行	療育	発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。
	レスパイト	「休息」「息抜き」の意味で、子育て中の保護者が、体力的、精神的に一時的な外出や休息等を行うことでストレスを軽減するもの。
わ 行	ワーク・ライフ・ バランス	仕事と仕事以外の生活とのバランスを図ることにより、労働者は家庭や地域活動等に参加できる時間を確保しながら充実した生活を送ることが重要であるという考え方。

8 索引



取組	取組番号	施策コード	参照ページ
I C T教育の推進	8	112	●●
Nature Factory 東京町田事業	66	321	●●
育児支援ヘルパー事業	35	212	●●
いじめ防止対策の推進（町田市いじめ防止基本方針）	27	133	●●
一時預かり事業 ア 幼稚園型	43	212	●●
一時預かり事業 イ 保育園型（一時保育）	44	212	●●
えいごのまちだ事業の推進	5	111	●●
延長保育事業（時間外保育事業）	48	221	●●
学童保育クラブの施設環境づくり	50	221	●●
学童保育クラブへの入退室管理システムの導入	51	221	●●
学童保育クラブ巡回アドバイザー事業	11	112	●●
家庭教育支援事業	38	212	●●
協働パトロール（防犯）	69	322	●●
教育・保育施設等における研修の実施	7	112	●●
教育に関する相談機会の充実	25	132	●●
教育支援センター	2	111	●●
健康教育の推進	14	113	●●
公立保育園における食育の推進	13	113	●●
高校生向け知財教室	19	123	●●
こんにちは赤ちゃん訪問事業	32	211	●●
子どもクラブ整備事業	67	321	●●
子ども食堂ネットワーク	62	311	●●
子どもセンター・子どもクラブ・子ども創造キャンパスひなた村事業（子育て支援事業）	4	111	●●
子どもセンター・子どもクラブ等職員研修事業	12	112	●●
子どもセンター事業（イベント事業）	60	311	●●
子どもセンター事業（子ども委員会）	16	121	●●
子どもセンター事業（地域連携事業）	59	311	●●
子どもの学習・生活支援事業	55	232	●●
子どもの参画事業	17	121	●●
子育て支援ネットワーク会議	28	133	●●
子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）	37	212	●●
災害時情報伝達	70	322	●●
児童虐待相談対応	29	133	●●
児童生徒の「学び続ける力」を高めるための授業の改革	9	112	●●
市内保育所の保育士等の人材確保事業	45	212	●●
出産・子育てしっかりサポート面接	30	211	●●
ショートステイ・トワイライトステイ事業	41	212	●●

参考資料

取組	取組番号	施策コード	参照ページ
スクールソーシャルワーカーの派遣	26	132	●●
生活困窮世帯等の就労支援	56	232	●●
青少年健全育成等サポート事業	61	311	●●
送迎保育ステーション事業	47	221	●●
楽しく運動する機会の充実	15	113	●●
地域子育て相談センター事業（地域人材活用）	63	312	●●
地域と連携した教育活動	57	311	●●
父親対象育児講座	53	222	●●
通学路の安全点検	68	322	●●
特別支援学級等の整備	1	111	●●
乳幼児健康診査	34	212	●●
妊婦健康診査	31	211	●●
ひとり親相談	54	232	●●
病児・病後児保育事業	49	221	●●
ファミリー・サポート・センター事業	40	212	●●
不登校児童生徒の学習環境の整備	3	111	●●
保育の質の向上推進事業	6	112	●●
放課後子ども教室「まちとも」事業	65	321	●●
放課後児童支援員の資質向上	10	112	●●
冒険遊び場プレーリーダー養成講座	64	312	●●
マイ保育園事業	36	212	●●
まこちゃんダイヤル	23	132	●●
まちだキッズアントレプレナープログラム	18	123	●●
まちだ子育てサイト	39	212	●●
「まちだコードマ ^ル チ条例」の普及・啓発活動	21	131	●●
「まちだコードマ ^ル チ条例」のeラーニング	22	131	●●
「まちとも」等と連携した放課後のスポーツ推進	58	311	●●
養育支援訪問事業	42	212	●●
幼児教育・保育施設の整備	46	221	●●
利用者支援事業	33	211	●●
両親学級	52	222	●●
若者の就労支援	20	123	●●